### 酒々井町告示第51号

平成29年第3回酒々井町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月30日

酒々井町長 小 坂 泰 久

- 1 期 日 平成29年6月6日
- 2 場 所 酒々井町議会議場

# ○ 応 招 · 不 応 招 議 員

# 応招議員(16名)

1番	濵	口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君
3番	酒 瀬	Ш	健	_	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御園	生	浩	士	君	6番	III	島	邦	彦	君
7番	齊	藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君
9番	佐	藤	修	$\vec{=}$	君	10番	江	澤	眞	<del></del>	君
11番	平	澤	昭	敏	君	12番	越	][[	廣	司	君
13番	竹	尾	忠	雄	君	14番	地	福	美 枝	? 子	君
15番	小 早	稲	賢	_	君	16番	髙	﨑	長	雄	君

# 不応招議員(なし)

# 平成29年第3回酒々井町議会定例会

議 事 日 程(第1号)

平成29年6月6日(火曜日)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第1号ないし議案第5号及び報告第1号ないし報告第5号一括上程 (提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)

日程第 4 休会の件

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ 出席議員(16名)

1番	濵 口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君
3番	酒 瀬 川	健	_	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御園生	浩	士	君	6番	JII	島	邦	彦	君
7番	齊藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君
9番	佐 藤	修	$\equiv$	君	10番	江	澤	眞	_	君
11番	平 澤	眧	敏	君	12番	越	Ш	廣	司	君
13番	竹 尾	忠	雄	君	14番	地	福	美	枝 子	君
15番	小 早 稲	賢	_	君	16番	髙	﨑	長	雄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町	長	小	坂	泰	久	君	副	町	長	飯	塚	光	昭	君
教 育	長	木	村	俊	幸	君	教	育 次	長	大	﨑	智	行	君
参 企 画 課	兼 す 長	岡	野	義	広	君	参住課	事 民 協	兼働長	清	宮	高由	起	君
参 経済 課	兼 境 長	芝	野	芳	弘	君	総	務 課	長	大	塚	正	徳	君
税務信課	E 民 長	鳩	貝		剛	君	健課	康 福	祉 長	河	島	幸	弘	君
まちづ 課	くり 長	板	垣	_	成	君	上課	下水	道 長	黒	田	光	利	君
農業委事務 昂	員会 品 長	岩	井	尉	行	君	こと	ども課	長	七	夕	夕 美	子	君
学校教課	女育 長	玉	井	淸	人	君	生課	涯 学	習長	福	田	良	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
会計管	理者	木	村	修	_	君								

本会議に出席した事務局職員

事務局長鵜澤勝己書記五代より子書記斉藤良尚

◎開会の宣告

○議長(佐藤修二君) ただいまから平成29年第3回酒々井町議会定例会を開会します。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(佐藤修二君) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長(佐藤修二君) 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎諸般の報告

○議長(佐藤修二君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご 了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。今回申 し上げる行政報告は4件であります。

まず、1件目は、福祉タクシーの拡充についてでございます。高齢者の増加に伴い、町の高齢化率も着実に上昇しています。介護などサービスが必要となった高齢者や障害者が、自宅に閉じこもることなく、外に出てさまざまな活動を行うことは、認知症予防や身体機能の維持に効果があり、健康づくりや介護予防の観点から大変重要であると考えております。

町では、健康で歩いて暮らせるまちづくりに取り組むとともに、高齢者の日常生活の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシーを運行していますが、今後介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中で、ふれ愛タクシーは自分で乗降できることが基本となるなど、課題があるものと認識しております。

そこで、本年度からスタートした町総合計画後期基本計画では、移動困難者に対する支援の充実を図ることを基本方針の一つとして位置づけており、福祉タクシー事業の拡充などにより、障害者や要介護者が外出しやすい環境づくりを支援していくこととしております。その一環として、重度心身障害者を初め、歩行など運動機能が低下した移動困難者に対するきめ細かな支援を図るため、要介護1以上の認

定を受けている方が外出するためにタクシーを利用した場合、1回当たり1,000円を限度に料金の2分の1の額、1年につき30回分を助成する、新たな事業を本議会に補正予算として提案したところであります。ご承認いただければ本年10月1日から実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2件目は、子育て応援施策についてでございます。町では、これまで安全で快適な保育、教育環境を整備するため、いち早く園舎や校舎等の耐震化、教室等へのエアコンの設置や太陽光発電施設の整備等を行ってまいりました。このような環境整備に加え、子育て中の親御さんやご家族を応援するため、次のような各種施策に取り組んでおりますので、ぜひ多くの皆様に知っていただき、ご利用いただきたいと考えております。

まず、現在、役場西庁舎のあいあいルームには、子育てコンシェルジュが常駐しています。この子育 てコンシェルジュは、保育や教育に関する情報を保護者の目線でわかりやすく紹介するなど、子育てに 関するご相談をお受けしていますので、気軽にご相談ください。

また、ファミリーサポートセンター事業は、子育ての手伝いをしてほしい人、これいわゆる利用会員と、子育ての手伝いをしたい人、協力会員、双方が会員となり、子供の預かりや送迎などを有償で行う地域のサポートシステムであります。子育ての手伝いをしてほしい方はもちろん、子育ての手伝いをしてみたいという方も募集しておりますので、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

また、こうした取り組みの一層の充実を図るため、来年度からの供用開始を目指し、岩橋保育園の隣接地に子育て支援施設を新たに整備いたします。

次に、子育て中の保護者の皆様の経済的負担軽減を図る施策としましては、中学生までの医療費の自己負担分を助成する子ども医療費助成事業を引き続き行うとともに、今年度からは酒々井小学校へ通う 遠距離通学の児童に対し、スクールバス及び電車通学費用に対する助成を行っております。

さらに、学校給食費につきましては、第3子以降の給食費の無償化を実施するため、6月議会に補正予算としてご提案させていただいておりますので、ご承認いただければ9月から実施してまいりたいと考えております。このほかにも町では、妊娠から出産、子育てまで、さまざまな施策によりご家族を応援しており、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみによる子育て支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、3件目は、国営印旛沼二期農業水利事業についてでございます。国営印旛沼二期農業水利事業につきましては、地域の用水需要等の変化に伴う用水不足や施設の老朽化に伴う機能低下が生じていることなどを踏まえ、このような問題の解消や印旛沼の水質保全などを図るため、平成22年度より国等により事業が進められているところであります。

その事業の状況についてご報告させていただきますと、関係市町は酒々井町を含め4市2町で、受益面積は5,002ヘクタール、総事業費といたしまして377億円、事業期間予定は、施設の機能監視期間も含め平成37年度までとされているところであります。事業費ベースの進捗率では、平成28年度末では208億300万円、55.2%という状況になっております。

酒々井町に関連した事業といたしましては、宗吾北機場、宗吾西機場がありますが、宗吾北機場につきましては、平成29年4月に供用が開始されたところであります。宗吾北機場の供用が開始されたことに伴い、地元が負担すべき排水に要する機場の電気料金について、機場流域面積のうち受益農地面積相

当分については、印旛沼土地改良区が負担し、背後地面積相当分については、これまでは県が負担していたところですが、面積案分により関係市町が負担することとして、5月29日に開催された印旛沼地区農業農村整備事業促進協議会総会において承認されたところであります。

なお、酒々井町の負担割合につきましては20.71%となっております。

続きまして、4件目は、平成29年度ゴミゼロ運動についてでございます。本年度のゴミゼロ運動につきましては、5月28日に町民の皆様方並びに各種団体のご協力をいただき、無事終了することができました。当日は天候に恵まれ、5,000人を超える多くの町民の参加をいただき、21.49トンのごみを収集することができましたことを、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。今後も町民の皆様のご協力をいただきながら地域ぐるみの環境美化活動を展開し、不法投棄のないきれいなまちづくりに努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(佐藤修二君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(佐藤修二君) これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

13番議員 竹尾忠雄君

14番議員 地 福 美枝子 さんを指名します。

◎会期決定

○議長(佐藤修二君) 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から6月15日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月15日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、 ご了承願います。

◎議案第1号ないし議案第5号及び報告第1号ないし報告第5号一括上程 (提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)

○議長(佐藤修二君) 日程第3、議案第1号ないし議案第5号及び報告第1号ないし報告第5号を一括 議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

#### [町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件に係ります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は、議案が5件、報告が5件であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、酒々井町環境基本条例の制定についてでございます。今日の環境問題は、高度成長期に顕在化した産業型公害から水質汚濁や大気汚染、廃棄物問題を初めとした都市・生活型公害、また資源・エネルギーの大量消費、水循環系の再生、さらにオゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模の環境問題まで幅広い対応が求められており、将来の町民の健康で快適な生活を確保するためには、町にかかわる全ての人々が環境への負荷について考え、良好な環境を保全しながら持続的発展が可能な地域社会をつくるという共通の認識を持って対処していくことが重要となっております。つきましては、町として環境の保全及び創造に関する基本的な理念を示すため、酒々井町環境基本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど経済環境課長からご説明申し上げます。

次に、議案第2号は、酒々井町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用につき同意を求めることについてでございます。農業委員の任命に当たっては、原則、認定農業者等が委員の過半数を占める必要があります。ただし、認定農業者等が少ない場合には、議会の同意を得て、認定農業者経験者等の認定農業者に準ずる者も含め過半数とすること、さらにこれでも委員の任命に著しい困難を生ずるという場合には、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等、またはこれらに準ずる者とすることができることとなっています。つきましては、酒々井町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用について、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第3号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算(第1号)でございます。今回の補正は、制度改正に伴う平成29年度の個人番号カード交付事業や、マイナンバーを利用し電子申請を可能にする子育てワンストップサービス、社会資本整備総合交付金事業・都市再生整備事業の国庫補助及びコミュニティ助成事業補助金、移住・定住・交流推進支援事業補助金の内示額決定に伴う事業費の増額のほか、地方創生アドバイザー報酬、電話交換業務臨時職員賃金など、緊急を要する経費等を計上しました。

また、福祉タクシーの利用対象者について、要介護1以上の認定者まで拡大することや、第3子以降の子供の給食費について無償化を実施することにより、高齢者福祉や子育て支援の充実を図ることとしております。このようなことから既定の歳入歳出予算63億9,967万8,000円に歳入歳出それぞれ6,924万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億6,891万9,000円にしようとするものです。

細部につきましては、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第4号は、平成29年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。今回の補正は、制度改正による支援金等の額が提示されたことに伴い、歳入歳出それぞれ所要の補正をするものです。既定の歳入歳出予算30億3,579万4,000円から、歳入歳出それぞれ3,288万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億291万2,000円にしようとするものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者支援金、介護納付金及び前期高齢者納付金の額の提示によるものであ

ります。

歳入の主な内容は、額の提示等に伴い、国庫負担金、国庫補助金を減額し、前期高齢者交付金を増額 するものであります。

次に、議案第5号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。議会選出の平 澤昭敏監査委員より、平成29年5月24日付で辞職願が提出されましたので、後任の監査委員として内海 和雄議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第1号は、平成28年度酒々井町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。平成28年度酒々井町一般会計予算のうち、中央公民館耐震補強事業を平成28年度及び29年度の継続事業として執行しておりますが、平成28年度年割額のうち年度内に支出を終わらなかったものについて、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき逓次繰り越しの処理を行いましたので、平成28年度酒々井町一般会計予算継続費繰越計算書のとおり報告するものであります。

次に、報告第2号は、平成28年度酒々井町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。 事業の進捗状況または国の補正予算の活用等の理由により、繰越明許費を設定した事業について、翌年 度に繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度一般 会計予算繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものであります。

次に、報告第3号は、平成28年度酒々井町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてであります。 子ども・子育て支援施設設計業務委託につきまして、建築確認申請の手続に際し、都市計画法第43条に よる許可申請との調整を図るための期間が必要となり、当初履行期限の3月24日を4月18日に変更した ため、地方自治法第220条第3項の規定により、翌年度への事故繰り越しの処理をしましたので、同法 施行令第150条第3項の規定により、平成28年度一般会計予算事故繰越し繰越計算書のとおり報告する ものであります。

次に、報告第4号は、平成28年度酒々井町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。平成28年度酒々井町水道事業会計のうち無電柱化事業に伴う配水管布設替工事につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算繰り越しの処理を行いましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号は、平成28年度酒々井町下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。平成28年度酒々井町下水道事業会計のうち特環公共下水道南酒々井28-802-10工区工事、公共下水道関連本佐倉地区測量委託、公共下水道関連本佐倉地区土質調査委託、本佐倉地区実施設計委託、酒々井町下水道事業継続計画策定業務委託につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算繰り越しの処理を行いましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上が各提出案件に係ります提案理由の説明でございます。よろしく慎重ご審議をご決定をください ますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長(佐藤修二君) 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

次に、担当課長から細部説明を行います。

初めに、議案第1号について、経済環境課長、芝野芳弘君。

○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私から議案第1号、酒々井町環境基本条例の制定につ

いて、細部についてご説明させていただきます。

初めに、本条例の制定に至った経緯でございますが、近年、世界中で多くの自然災害が発生していることは、地球温暖化による気象変動が原因ではないかと指摘されております。地球温暖化等の地球規模での環境破壊を回避するためには、事業活動や日常生活を見直し、環境に優しい省資源、省エネルギー型社会、循環型社会を築くため、創意工夫して環境へ負荷の少ない持続可能な社会をつくらなければなりません。このようなことから本町においても環境保全に関する基本理念や基本方針を明らかにし、町、町民及び事業者が、まちづくりの基本目標である、いつでも安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを共通の認識のもとに、高品質でおしゃれなコンパクトシティを構築していく上で総合的な環境行政に取り組む基本的な理念を示すことが重要であることから、本条例を制定するものでございます。

それでは、酒々井町環境基本条例に沿って順次説明させていただきます。本条例は、前文と2章、21条、 附則から構成されております。前文は、酒々井町の環境に関する基本条例であることから、基本的考え 方や目的、今後のあるべき姿の思いを示したものでございます。

第1章の総則は、目的と用語の定義、基本理念、それぞれの責務など、全体に適用される事項を定めるものでございます。

第1条は、環境保全についての町の基本的な考え方、町、町民、事業者の責任と役割、施策の基本的 事項の3点を定め、各施策を連携させ計画的に推進することで、町民の健康で文化的な生活の確保に寄 与することを目的と定めております。

第2条は、この条例で適用する環境への負荷、地球環境保全、公害の用語の意味について定めております。

第3条は、環境の保全等については、基本理念のもとに、よりよい環境で後世に継承するため適切に 推進されなければならないことを定めております。

第4条から第6条は、第3条の基本理念を受けて、町、町民及び事業者が果たすべき責務について定めております。町としては、環境の保全に関する施策を策定し実施することや、その取り組みを支援することを町民や事業者についても日常生活や事業活動において環境への負荷を低減するように努めるなど、進んで環境の保全のために行動することをしなければならないことを定めております。

第2章の環境の保全に関する基本的事項は、第7条では、基本理念に沿った環境の保全に関する施策の の策定及び実施に当たっての基本方針を定めております。

第8条は、町の施策の作成及び実施に当たっては、環境の保全に配慮することを定めております。

第9条では、公害の原因となる行為等について必要な規制の措置を講ずることを定めております。

第10条は、町民または事業者がみずから環境への負荷を低減するため、適切な措置に対し助成等を講ずるよう努めることの経済的措置を定めております。

第11条は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、環境の保全について適正な配慮をするよう必要な措置を講ずるものとすることの環境配慮を定めております。

第12条は、環境への負荷の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとすることの資源の有効活用の 促進等を定めております。

第13条は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するための調査の実施、監視等の体制の整備を定

めております。

第14条は、環境の保全に資する施設の整備等について、必要な措置を講ずるものとすることを定めて おります。

第15条は、自然環境を保全し活用するために必要な措置を講ずるものとすることを定めております。 第16条は、健全な水環境系の構築を図るために必要な措置を講ずるものとすることを定めております。 第17条は、環境の保全について理解を深めるために、環境教育、環境学習の振興等について必要な措 置を講ずるものとすることを定めております。

第18条は、町民等が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとすることを定めております。

第19条は、環境の保全に関する必要な情報を整備し、適切に提供するように努めるものとすることを 定めております。

第20条は、環境の保全に関する施策について調整を行い計画的に推進するために、必要な体制を整備するものとすることを定めております。

第21条は、地球環境の保全、その他広域的な取り組みを必要とする環境の保全に関する施策の実施に 当たっては、国、県及びその他関係機関と協力して推進に努めることを定めております。

附則につきましては、施行期日は、公布の日からするものでございます。

なお、本条例は、町長から諮問を受け、町環境審議会で答申を受けております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 次に、議案第3号について、企画財政課長、岡野義広君。
- ○参事兼企画財政課長(岡野義広君) それでは、私からは平成29年の第3回酒々井町議会の一般会計補正予算(第1号)につきまして細部の説明をさせていただきます。

主な内容でございますが、9ページの事項別明細書をお願いいたします。歳出のほうからご説明をいたします。9ページでございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般事務費860万7,000円につきましては、地方創生アドバイザーとして新規採用の嘱託員2名の報酬、共済費、また電話交換業務の臨時職員の賃金でございます。

2目文書広報費、広報広聴事業94万3,000円につきましては、広報ニューしすい等の編集発行に伴う 補助の臨時職員の賃金でございます。

6目企画費、企画一般事務費140万円は、コミュニティ助成事業補助金として下台地区へ補助金を交付しようとするものでございます。これは一般財団法人自治総合センターの平成29年度コミュニティ助成事業補助金が採択されたことから補正を行うものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳一般事務費209万3,000円につきましては、個人番号カード交付事業補助金として、地方公共団体情報システム機構への補助金として支払うもので、補正をお願いするものでございます。この経費につきましては、全額国庫負担となります。

3 款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉事業318万円につきましては、福祉タクシーの要介護者への拡充による経費を計上するものでございます。

10ページになります。10ページでございますが、7目住民協働費、住民公益活動補助事業170万円は、移住・定住・交流推進支援事業補助金を団体に交付するもので、一般財団法人地域活性化センターの平成29年度移住・定住・交流推進支援事業として採択されたことから補正を行うものです。

続いて、2項児童福祉費、2目児童措置費、児童手当支給事業126万4,000円につきましては、マイナンバーカードを使った子育てワンストップサービスを導入するに当たり、関係経費を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費については、財源の内訳補正で、健康増進計画策定業務につきまして、県の地域自殺対策強化事業費補助金の対象となったことから、財源の内訳補正を行うものでございます。

11ページになりますが、6款商工費、1項商工費、5目ちびっこ天国運営費、ちびっこ天国運営費20万円は、今年度から町管理となっていることから電気代を補正するものでございます。

7款土木費、1項道路橋りょう費、3目道路維持費、道路維持事業702万円は、伊篠地先の道路排水 対策に係る用地、現況測量の委託料を計上するものです。

また、社会資本整備総合交付金事業4,000万円については、国の交付決定の内示によりJR酒々井駅 西口自転車駐輪場整備工事及び舗装修繕工事について増額をするものでございます。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、大室台小学校施設整備管理事業55万1,000円は、大室台小学校の掲示板が強風により倒れ撤去したため、新しく設置するため補正を行うものでございます。

12ページをお願いいたします。4項社会教育費、6目プリミエール費、プリミエール管理事業60万円については、年度当初に空調機の修繕を行ったため、今後の施設修繕に不足が見込まれることから補正するものでございます。

5項保健体育費、3目給食センター費229万5,000円については、2学期から第3子以降の給食費を無 償化しようとすることから財源を組みかえるものでございます。

以上、歳出の補正予算案の総額は6,924万1,000円でございます。

次に、財源について説明をいたします。 8 ページにお戻りください。 8 ページでございますが、13 款 国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金については、個人番号カード交付事業209 万3,000円を補正するものです。

4目土木費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金の内示により1,369万6,000円を増額補正するものです。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金196万5,000円は、千葉県地域自殺対策強化事業費補助金として、健康増進計画策定業務の3分の2が交付されるものでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金3,278万2,000円につきましては、財源調整のため財政調整基金から繰入額を増額するものでございます。なお、補正後の財政調整基金の残高見込みといたしましては、現時点で6億5,072万1,000円を見込んでございます。

2目ちびっこ天国基金繰入金20万円は、ちびっこ天国運営事業の財源調整を行うものでございます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入310万円は、平成29年度コミュニティ助成事業として採択されたことから140万円を、また一般財団地域活性化センターの平成29年度移住・定住・交流推進支援事業とし

て採択されたことから170万円の補正を行うものでございます。

3目学校給食事業収入229万5,000円の減額は、給食費の一部無償化によるものでございます。

20款町債、1項町債、5目土木債、1節道路橋りょう債、地方道整備事業の1,770万円については、 社会資本整備総合交付金事業分の起債、また都市再生整備事業分起債として、それぞれ事業経費に充当 するものでございます。

最後に、4ページをお願いいたします。4ページでございますが、第2表でございます。繰越明許費として294万8,000円、これにつきましては、健康増進計画策定業務につきまして繰越明許費を設定するものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、地方道整備事業債の現行の限度額1億3,060万円に1,770万円を 増額して1億4,830万円に変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算(第1号)につきまして内容を説明させていただきました。ご審議のほど、 よろしくお願いします。

○議長(佐藤修二君) 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

これから総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

7番議員、齊藤博君。

○7番(齊藤 博君) 済みません。2議案と報告1件質問させていただきます。まず、議案の第1号ですけど、るる説明がございまして、よく内容わかりましたが、具体的な考え方をちょっとお聞きしたいと思います。不勉強で申しわけないですが、これは町独自の条例、いわゆる近隣市町村でこういう条例をですね、もう制定済み、そういうところが多いのかどうか。まず、それを確認をさせていただきたいと思います。

それから、2つ目は、条文ですけど、9条にいきますと規制的措置というのがございます。これによりますと、町はいわゆる公害防止条例とかですね、それから公害防止法とか、ある程度数字を決められた規制があります。それを超える形、そういう形のものまで踏み込むというようなお考えのもとなのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、10条が助成、経済的措置となっていますが、助成をしてある程度環境を守るんだというようなことだと思うんですが、具体的にはどういうことを想定された条文なのかですね、お聞きをしたいと思います。

1号は以上3点です。

それから、第3号、これ補正予算ですけど、1点です。嘱託員が今回2名ですか、増員されております。いろいろ説明もありましたんですが、嘱託員なのかどうかわかりませんけど、2階のフロアあたりにはかなり多くの職員以外の方という言い方もないけど、がふえてまいりました。ここ数年多くなっております。特に職員、OBの方については、それまでの経験、知識を生かされる、そういう意味で私は賛成を、その活用に賛成をするもんですが、嘱託員というのが曖昧で、報酬でやられているということですが、勤務条件ですね、例えば日当なのか月収なのか、多分、それもわかんないんですが、それから勤務時間数、その辺の嘱託員の現在の勤務条件制度、それから何人いらっしゃるのか、その辺をお答え

をいただきたいと思います。

それから、あと報告の第3号ですが、これ繰り越しの理由が事故繰り越しというふうになっておりますけど、事故というのがどういう形で事故なのか。この辺の経過をご説明いただきたいと思います。 以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、齊藤議員からのご質問、第1号議案、3点ほどございましたが、3点ほど答弁させていただきます。

まず初めに、この環境基本条例は町独自の条例かということでございますが、環境基本法を受けて各 市町村でつくっておりますが、この条例自体は町独自のものとなっております。郡内の状況ですと、な いのが酒々井町だけでございます。

第9条の規制の数値を厳しくするのかということでございますが、これについては今後さまざまな方 向性で検討させていくこととなります。

第10条の経済的措置ということですが、現在やっている制度では太陽光の発電システムとか生ごみの 自家処理堆肥化容器とか、そういったものがございますが、今後それで近隣市町村の状況を見ながら助 成制度を考えていきたいなと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 今回の補正の予算の中の嘱託員についてというご質問でございますが、現在、町では酒々井町非常勤嘱託員の勤務取扱規定というものを設けてございまして、こちらに準じまして嘱託員を採用しているものでございます。嘱託員につきましては、法令等に根拠を有する職や専門的な資格、免許を要する職、高度な専門知識や相当経験を要する職や特殊な勤務形態等により、一般職の職員を配置することが困難または適当でない職について任用しているものでございます。今回嘱託として地方創生アドバイザーを入れてございますけれども、そのほかに保育士ですとか調理員、教育関係、スクールサポート嘱託員とかいろいろございまして、手元に何人という人数は、現在手元に資料がございませんのでちょっと申し上げることはできませんが、いろいろな形での嘱託員を任用しているものでございます。

以上でございます。

- ○7番(齊藤 博君) 勤務条件。
- ○総務課長(大塚正徳君) 勤務条件は職によって違いますけれども、基本的には月額報酬を定め、勤務時間、1週間当たりの勤務時間を割り振り定めて勤務して任用しているものでございます。職によって、嘱託員の職によって、勤務条件、勤務時間等、違いが出ております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。
- ○こども課長(七夕夕美子君) 報告第3号の事故繰り越しにつきましては、子ども・子育て支援施設の 設計業務委託ということで業務を委託しておりましたところなんですが、建築確認申請までのところが 業務委託の範囲だったものでございまして、説明にもございますように建築確認申請の手続に際しまし

て、都市計画法第43条による許可申請等の調整を図るための期間が必要となりまして、年度内に建築確認申請の許可までいかなかったものですから繰り越しをさせていただいたところでございます。

ちなみに、4月11日に確認済みとなっております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 7番議員、齊藤博君。
- ○7番(齊藤 博君) 済みません。2回目。議案の第1号ですけど、遅ればせながらということだと思うんですが、ほかの条例もそうなっているのかもしれませんけど、この条例の中でいきますと、町の義務、町の責務というんですかね、それから住民の、町民の責務、それから事業者の責務とありますけど、法文上のものからいきますと、町民と事業者は「ねばならない」、町だけは「ものとする」。これ厳しさからいけば町民のほうが義務化が強いんですね。それはどういう意味でこれつけられているのかですね、ちょっとお聞きをしたかったわけです。お答えいただければありがたいですけど。

それから、2つ目の規制的措置についてですが、私の念頭にありますのは、我々の地先にできた再生 土の工場ですが、あれは公害防止条例なり、あるいは公害防止法の中でいえば、その数値の中でおさま っている。しかしながら、少なからず今まで以上の悪臭等が予想される。だけど、許可には法的にはな るわけですね。それをあえて、こういう基本条例をつくって、町が努力をするんだ、事業者にある程度 の譲歩なり、そういうものをするんだというふうに私は読みましたもんですから、そうなりますと町独 自で事業者なりと、そういう意味での交渉をし、それなりの低減策、こういうものを低減するんだ。そ れをやるんだということを宣言したというふうに私は受け取ったんですが、そういうことではないんで しょうか。もう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、第3号ですが、おっしゃられるとおり嘱託員については、OBの方に聞きましても皆さんいろいろ違うんです、1日だとか3日だとかですね、それが、何というのかな、その嘱託員に与えられた役目みたいなもの、町が期待する役目と日数が余り関係ないように思うのが多いもんですから、基本的に嘱託員というのはどういう形で説明をし、そして人によって賃金……賃金じゃないや、報酬額が違ったりですね、そういうことがあるのか。あるとすれば、やはりそれは同じ知識を持っている方だから同じなんではないかというような疑問がありまして、その辺のお話をご回答いただきたかったわけでございます。即答できなければ後でもいただければと思いますが、今本当に多岐にわたっていますので、一定の部署だけでこれをやっているわけではないと。そうなると他の市町村でやっているように再雇用という道もあるわけですね。そういうこととの違いをどういうふうに位置づけてやるつもりなのか、それをお聞きしたいんです。

3つ目の報告ですが、事故繰り越しといった場合、私の覚えでは雪が降ったり、そういう天候上の理由、あるいは災害とかですね、そういうことでできなかった場合、これを事故繰り越しというふうに言っていると思っているんですが、今のここに加えての内容だと違うんですね。その辺もう一度、そういう意味で聞いているんでお答えをいただければ。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、齊藤議員のご質問にお答えします。

まず、この条例につきましては、町の環境に関する施策等の理念や基本的考え方を包括する位置づけを持つものでございまして、それに基づきましてさまざまな分野の施策展開をしていくということでございます。それに町、町民、事業者との努力目標を定めているものでございます。

それと、公害防止条例の関係でございますが、こちらにつきましても個別の案件、具体的事項についての規定につきましては、各条例で定めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 嘱託員につきましては、その人の嘱託職員の働き方の希望というものもございます。また、仕事の内容的なものもございます。人によって働き方が違っております。その辺考慮した形での嘱託ということで仕事を進めていただいているものでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。
- ○こども課長(七夕夕美子君) 事故繰り越しということでさせていただいておりますが、確かに天災とかではございませんけれども、済みません、期間の当初の見込みよりも期間がかかってしまったということで、こういう形をとらせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 7番議員、齊藤博君。
- ○7番(齊藤 博君) 要望しておきます。まず、議案第1号ですが、そうしますと本当に理念条例だけでね、実効性がとても、何というかな、期待できない。そんな、私、今感じを持ちました。ここには町は低減するために努力をするんだというふうに書いてあるわけですから、結果的にですよ、条例の、公害防止条例の改正によって数値を下げるとか、そういうところは法上できないと。法体系上できないとしてもですよ、その事前の話し合いの中で、許可条件の中にそういう提言を持ち込めるというかな、譲歩させるというか、そういう努力をするよと、これ書いてあるんじゃないんですか。それを公害防止条例で、結果的に、法的にやったら、それは不可能かもしれないけれども、実際上にいろんな許可をするときに、町は事前の協議を受けて、それなりの条件つけるわけですから、その時点でそういうものを明示して、できるだけ低減化を図るという努力をするというふうに書いてある条文なんじゃないですか。その辺を実際の運用上ですね、前向きにやっていただかなければ、私は公害防止条例上の役割というのは非常に少ないというふうに思いますんで、その辺は実際の行政運営に当たっては、そういう努力をぜひしていただきたい、そんなふうに思います。法律上、公害防止条例上、その範囲内であっても実際上に悪臭なりが発生するわけですから、それをできるだけ下げる努力を町が間へ入ってやるということのご努力いただきたい、そのように思います。

それから、嘱託員のことですけど、私、正直言ってわかりません。報酬額も同じなのかどうかもわかんないし、そういうことをはっきりお答えくださよ。さっき言いましたように賃金との違いはどこにあるんですか。

以上です。終わりですよ。

○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。

- ○総務課長(大塚正徳君) 嘱託員につきましては、町の非常勤嘱託員の勤務取扱規定、定めておりまして、こちらに嘱託員報酬、勤務時間等定めております。これに基づきまして勤務時間の違い、職種の違い等で報酬額、勤務時間も本人の希望等考慮した形の中での時間等、規定させていただいておるものでございます。人によって、人、職種によって、人というか職種によりまして違うものでございます。以上です。
- ○議長(佐藤修二君) これで7番議員、齊藤博君の質問は終わります。 ほかに質問。

10番議員、江澤眞一君。

○10番(江澤眞一君) 第3号議案の補正の関係ですけども、ページ数でいうと11ページの土木費でございます。その中の先ほど課長から説明がありましたけども、道路維持費の関係で社会資本整備交付金事業、さっき4,000万の今回事業費の中で、課長の説明で駐輪場等というようなお話がございましたけども、もう少し具体的にこれの工事内容とあわせて、予算をとった場合の工期ですね、工期についてもう少し細部説明をお願いしたいと思います。

以上1点。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、社会資本整備総合交付金事業の工事請負費の中の内容につきましてご説明いたします。

この4,000万円のうち工事請負費の施設整備工事につきましては、JR酒々井駅の駐輪場の整備工事を予定しておりまして、駐輪場におきましては東口と西口に現在分かれておりまして、このうち現在東口を工事として予定はしてございます。工期につきましては、平成29年度内の工期を予定してございます。

続きまして……

[「西口」と呼ぶ者あり]

○まちづくり課長(板垣一成君) 済みません。失礼しました。西口の駐輪場のほうを予定してございます。

続きまして、施設改修工事のほうにつきましては舗装修繕工事を予定しておりまして、年度内の工期を計画しております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 10番議員、江澤眞一君。
- ○10番(江澤眞一君) 今西口、駐輪場のあのスペースだけの今回は予算措置ということで、年度内に、正直こんなにかかるんですかというのが、例えば東口で、じゃどのくらいの予算でやったのかというのをまず聞きたい。というのは、西口だと階段の下のスペースあるじゃないですか。あそこは去年、秋まつり、ふるさとまつりと一緒にやった、あの中で、この間も駅前、交流関係の事業をやった中で、利用者から、階段下のところがあれ町の用地であって、もう少しイベントやるのには、さまざまな要望が町のほうにもあったかと思うんですね。あわせてそれも一緒に工事とかできないものかと、あわせて。例えばあそこ電気の設備がないんですね。前回は発電機等を利用してやったわけですけども、東口だと交

流センターがあるんで電源のほうは確保していると思うんですけども、西口には電源がないんですよね。 そうすると、自由通路を使って何かをやろうと思っても電源がないということでさまざま、団体の人が 駅前でいろんな事業やろうよと、そういう計画を持ってもですね、現実は大変厳しいと、そういう中で、 あわせて事業とかできないものか。例えば電気工事だとそんなにかかる事業じゃないわけじゃないです か、もとがあるんだから。その辺はどうなのかという考えをちょっとお聞きしたい。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 今のご質問の西口の駐輪場の関係でございますが、西口の駐輪場につきましては、現在、できたときに管理をしていく中で管理の詰所等ですね、詰所、管理人の詰所を計画しておりまして、その中で広場として、広場とその駐輪場が一体となった形で、その利用が可能となる電源等は、その駐輪場と一体となって整備できるかどうか、検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。
- ○議長(佐藤修二君) 江澤眞一君。
- ○10番(江澤眞一君) 今課長、管理事務所を具体的につくるんだということであれば、当然電源はだって必要になるわけじゃないですか、当然。でしょう。そうしたら、当然やるということですよね。だって、管理事務所を、今課長が、初めて、私、聞いたんだけども、当然それであれば電源は用意するということであれば、今課長が言ったように広場も一体で使えるような、これから具体的な工事に入るんであれば、そういうことをぜひお願いしたいと思います。要望です。

以上です。

○議長(佐藤修二君) それでは、江澤眞一君の質問はこれで終わります。 ここでしばらく休憩をします。

(午前10時33分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に続いて総括質疑を再開します。

(午前10時44分)

- ○議長(佐藤修二君) 質疑のある方どうぞ。 14番議員、地福美枝子さん。
- ○14番(地福美枝子君) 先ほど江澤さんが聞いた駐輪場の話なんですけど、よくわからなかったのでも う一度具体的に聞きたいと思います。電源の話よりも、具体的に駐輪場がどういう形でなるのかという ことなんですね。これまでも何回か一般質問でも聞いたんですが、東口、東酒々井側と中央台側、西口 側と2つあるわけですが、今回は西口というふうにおっしゃっていましたけれども、じゃそのJR西口 の駐輪場はどういうような形態で何台ぐらい置けるようになるのか、予算はどの程度なのか。そして、 管理詰所みたいなものつくるというの、私も初めて聞いたんですけれど、今後ですね、駐輪場として京 成のほうにもあります。大きなところありますけど、今後そういう形で京成のような形で今後進めてい くのか。その辺の具体的な話を聞きたい。

それと、東口のほうですね、今駐輪場ありますけれど、相当の数が自転車置いてありますけど、そち

らのほうはどのようにしていくのか。西と東と両方、全体としてJRの駐輪場はどのように今後考えているのかも含めて、お答えいただければというふうに思います。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 駐輪場のご質問についてお答えいたします。

駐輪場の整備につきましては、ちょっと台数のほうが今手元に細かい数値が持ち合わせてございませんで、ちょっとお答えしかねるんですが、基本的に西口と東口は同じような整備方法といいますか、を考えてございまして、現在ですね、駐輪場の整備の手法というか方法につきましては、先ほど管理所という話もちょっとさせていただいたところでございますけども、基本的に京成の管理手法とJRのほうにつきましては、今現在は違う手法でちょっと考えておりまして、ただ自転車を管理する手法としましては、実際人がいるのか、それとも巡回をしてするのかというところは、ちょっと今後詰めるところがございます。

それから……私からは以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 14番議員、地福美枝子さん。
- ○14番(地福美枝子君) いろいろ声がありましたけど、もう少し詰めた形で出してほしいと、私もそう 思いますが、今回はとにかく西口のほうをやりますよということですね。東口は、じゃいつやるのか。 京成とは違う手法を考えているということでしたから、どこか委託して管理をお願いするというのとは 違うということですから、その違いはある程度ぼんやりわかりましたけれど、台数何台だというのはちょっと答えられないというのはいいんですけれど……

#### 〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番(地福美枝子君) 平米ぐらいとかというのはわかりますか。どのぐらいの平米を駐輪場として確保して整備していくのか。

それと、駐輪場にかかわる、西口のその駐輪場整備にかかわる予算は大体幾らぐらいと考えているのか。そういうことも答弁していただければと思いますが、お願いします。

### 〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) まず、東口の駐輪場について、いつごろの整備になるかというご質問でございますが、これにつきましては本年度西口のほうを整備していきますので、その後ということになります。

それから、予算につきましては、今年度、今補正させていただいているとおり西口を整備していく予定でございまして、あと台数につきましては、これは数字的にはおおむね、約ということで捉えていただきたいんですが、東と西口、両方約300台程度を今のところ考えております。

以上でございます。

#### [何事か呼ぶ者あり]

- ○まちづくり課長(板垣一成君) 台数につきましては、それぞれ約300台ということで考えております。 「何事か呼ぶ者あり〕
- ○議長(佐藤修二君) 14番議員、地福美枝子さん。

○14番(地福美枝子君) もう少し詰めて答えられるようにしていただきたいと思いますが、両方で、300、300で600ということなんですかね。大体そのくらいでということで判断していいでしょうか。といってもまだ詰まった状態じゃないので、もう少しこんなふうにやりますということをきちんと答えられる状況になって、なるべく早急に議会のほうに提出していただければというふうに思います。

ちなみに、これは要望になりますが、屋根はないんですよね。屋根つきではないですね。できれば屋根つきの駐輪場をぜひつくってほしいということで何度かお願いをしたんですけれど、今のところはそういうことも含めて検討はされていないのかというふうに思いますので、答えられる範囲で答えていただきますが、詰めた形でもう少し具体的な文書なり書面なりで議会に報告していただければというふうに思います。

#### 〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 駐輪場全般でございますが、きちんとした答弁になっていなくて申し わけないんですが、今後整理をいたしまして議会のほうにご説明させていただきたいというふうに考え ております。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) これで地福美枝子さんの質疑は終わります。

ほかに質問。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番(竹尾忠雄君) それでは、3号議案についてお尋ねいたします。

5項の保健体育費、3目の給食センター費についてですが、229万5,000円を減額して一般財源で229万5,000円を計上するという財源内訳補正予算が計上されました。そして、本会議の前に全員協議会で学校給食費の一部免除についての説明がございました。学校給食の無償化、一部免除、今、私も3月議会で取り上げましたが、全国的に子供の貧困、今6人に1人のお子さんが貧困だという、そういう中で全国的に無料化が、あるいは一部負担が進められている。そして、県内においても大多喜町や神崎町などでも実施されているというようなことで、私、質問したんですが、残念ながら学校給食法に基づいて保護者の負担とするということで、援助について、無料化については実施しないというようなお答えでありましたが、今回補正で計上されましたのでお尋ねをいたしますが、この一部免除についての免除の概要について改めてお尋ねいたしますが、一定の条件を満たした保護者を対象に3番目以降の児童等の給食費を免除する、こういうように書かれておりますけども、一定の条件ということについて改めてお尋ねをいたします。

それから、この申請なんですが、申請はどのようにするのか。いわゆる保護者の申請に基づいて町が 受け付けるのか。町のほうから一部免除されますということで保護者に通知されるのか。どのように手 続で行われるのか。

それから、私がいろいろ学校給食の無償化の問題について、いろいろ調べておりますけども、他町村でこのような条件をつけるという、条件をつけてやっている市町村はあるのかどうか。私、少ないなと思っているんですが、もしありましたらお聞かせ願いたい。

次に、報告3について、先ほど齊藤議員からもお話ありましたが、この説明の中で建築確認申請の手続の問題で、都市計画法の第43条による許可申請との調整を図るための期間が必要。これ43条というのは具体的にどういうことなのか、お尋ねいたします。

以上で、お答え願います。

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井淸人君。
- ○学校教育課長(玉井清人君) 今のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけども、一定の条件ということです。それについては、まず小学校から大学等の学校に3人以上就学させている保護者の方が対象であるということ。そして、給食費、そして町税に滞納、未納がないということが条件となります。

それから、2点目のご質問です。申請に基づいたものかどうかということなんですが、これ町のほうでは広報させていただいた上で保護者の申請で行うというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。
- ○こども課長(七夕夕美子君) 済みません。繰り越しをいたしました都市計画法の第43条でございますけれども、こちらにつきましては、その法そのものが、済みません、細かくはご説明できないんですが、43条でいきますと開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限という形で、開発許可ではないんですけれども、市街化調整区域のうちに開発許可を受けた区域以外の区域内において建物を建てるときに、都道府県知事の許可を受けなければならないというような形になっておるかと思っております、認識しております。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) 13番……

[何事か呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井清人君。
- ○学校教育課長(玉井清人君) 他市町村で同じような形で行っているところはございます。
- ○議長(佐藤修二君) 13番議員、竹尾忠雄君。
- ○13番(竹尾忠雄君) 学校給食の問題について再度お聞きしたいと思います。先ほど課長の話では、申請は保護者のほうから申請するんだというお話でありました。そういう点では非常に、9月から実施するということですから期間が非常に少ないんですね。これどういうふうに具体的にですね、徹底されるのか。非常にそういう点で、今回の実施そのものがですね、一定の条件が入っていますので、非常に保護者の皆さんもわかりにくいし、そして期間も、周知する期間も短い中で保護者の皆さんにどう徹底されるのかな、心配がありますけども、周知徹底についてお尋ねをいたします。

それから、現在この条件でやるということでいろいろ、どういう条件でやるか検討されたと思いますけども、先ほどの資料によりますと対象者数が、この一定の条件満たす方ということで、小学生で66人、中学生で4人ということでありますけども、当然いろいろな検討されたと思いますけども、私、非常に学校給食費の一部免除については、やはり条件というのをなくしてやるべきだと思いますけども、もしその条件取っ払った場合は、当然検討の段階で対象人数がどのくらいになるのか、検討されてと思いま

すけども、わかりましたら、その辺についても、もし条件なくやった場合に対象者どのくらいになるか、 お答え願いたいと思います。

それから、現在でも無料になっている方、保護者とか生活保護世帯とか準要保護世帯とか、いわゆる 現在無料になっている方の数あわせてお尋ねをいたします。

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井清人君。
- ○学校教育課長(玉井淸人君) まず、1点目ですけども、保護者の申請ということですので、まず学校 のほうから周知をさせていただくことと、広報のほうで町民の皆さんに周知させていただきます。その 上で申請を進めていきたいなというふうに考えております。

2つ目なんですが、対象が66と4人ということで条件つきだというお話です。ただ、本件については第3子以降について免除しようとするものでございまして、全面的に第1子、第2子も免除となりますと多額の一般財源負担を伴うものでございます。現段階においては今後の拡充については、今のところ考えておりませんので。

それから、準要保護世帯、それから生活保護の世帯がございます。その方々の人数ですけども、検討も含めると、現在、今資料はございませんけど、私の頭の中で確認しているだけなんですが、86人というふうに現在考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 13番議員、竹尾忠雄君。
- ○13番(竹尾忠雄君) 今、私の聞いたことについて答えていないんですけども、いわゆる条件を取っ払った場合、いわゆる3番目以降の児童について免除した場合ということで私聞いたんですけども、全員に無償化ということじゃなくて、いわゆるここでいっておられるように3番目以降の児童にいわゆる免除する、いわゆる条件をなくした場合の対象人数をお聞きしたんですけども。当然検討の段階で人数も検討されていることだと思いますけども、何人か、お答え願いたい。
- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井淸人君。
- ○学校教育課長(玉井清人君) お答えします。

3番目以降ということになりますか、第1子、2子ではなかったということですね。

- ○13番(竹尾忠雄君) そうですね。
- ○学校教育課長(玉井清人君) 済みませんでした。3番目以降については、現在ですね、66と4、現在 70が把握している数字なんですね。ですので、3子以降については何人かということは、今現在ちょっと把握ができていないような状況ですので、3子以降についての人数を70名というふうに考えて予算立てをしております。
- ○13番(竹尾忠雄君) 条件を外した場合というの当然検討されたでしょう、数を。どのぐらいあるか。 その数を教えてくださいよ。
- ○議長(佐藤修二君) 出ないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井淸人君。
- ○学校教育課長(玉井淸人君) 失礼しました。3子以降で条件つきで70名ということで。条件がない場

合ですね、ない場合については、現在把握しておりませんので、また後日話します。済みません。

○議長(佐藤修二君) これで竹尾忠雄君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

5番議員、御園生浩士君。

○5番(御園生浩士君) 私のほうからは2点お伺いいたします。第1点は、議案の第3号について、同じく給食費なんですが、議会で何度も質問が出ておりまして、全面無料化という案が議員から出ておりました。ここに来て第3子ということで無料化したいというふうになりましたが、その真意をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。執行部では国の給食費についての受益者負担と、こういうことでずっとやってまいりました。ここに来てこのように政策をちょっと変えるということは、どういう真意があるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、第1号議案ですね、酒々井町環境基本条例についてなんですが、高い、すごく崇高な理念 条例なんですけども、私、それにちょっとついていけなくて、第2条の定義のところなんですが、(2) と(3)のところを具体例を入れていただいてご説明いただければなというふうに思います。

それから、第4条です。ここのところで「施策を策定し」及び「実施するものとする」というふうに ございます。このスケジュールをお伺いしたいというふうに思っております。先ほど一部お答えしてい るようでしたけれども、ちょっとその辺をはっきり聞きたいというふうに思っています。

それから、第5条の町民への責務にいろいろ書いてありますけれども、町民とか事業者への周知は第7条とか第17条か、この辺にも周知の方法は書いてございますが、より具体的にこういうこと考えているよというのがあればお知らせいただきたいと思います。

それから、第7条の(5)、基本方針のところなんですが、今景観条例、町のほうではつくっておりますよね。基本条例の中のところのですね、景観のほうなんですけども、景観の基本条例と、それから環境のほうの条例なんですけども、どのようにバランスをとっていくのかなというふうに考えて質問するんですけども、その理由はですね、先ほどの答弁でソーラーの施設なんかにも補助をしていくんだよって、環境に優しい自然なエネルギーなんで補助をしていきたいという答弁がございましたけれども、景観の上からするとソーラーのシステムというのは余りよろしくない景観だというふうに思うんですが、その辺、至るところで相反するところが出てくると思うんですが、その辺はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後にこの環境の基本法なんですが、他の法律と合わせると不都合が出てくるというふうに解説がございました。それで、法の法律に優越する性格を持ちというふうに書いてあるんですけども、基本法がですね。その辺というのは、例えば基本法の何条のどこどこに載っかっているとか、あるはずなんですが、それを教えていただければなというふうに思います。普通ですと上位法が上位であって、その下に並んでいくんですけれども、この法律に関しては、上位法とぶつかったときにある一定の要件か何かがあると、こちらのほうが上位に来るというふうになっているんですが、その辺の例外的なところをちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井清人君。

○学校教育課長(玉井清人君) 学校給食費の一部免除についての狙いについてお話をさせていただきます。子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくりを目指して、子育て支援施策の一層の推進を図るため、町独自の就学援助策の一環として学校給食費の一部を免除し、多子家庭の保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的としております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは、第1号議案、環境基本条例の質問何点かご ざいましたので順次説明させていただきますが、第2条等の定義等でございますが、これの具体例ということでございますが、一応こちらの条例につきましては、本条例、この基本的な考え、そういったものを示した理念条例となっておりますので、それをもとにこの条例上に位置づけて、また施策に位置づけていくものでございます。

それと、第4条のスケジュール、こちらにつきましては、今後調査研究していきたいと思っております。この条例に基づきましていきたいと思っております。

第5条の具体例につきましては、町民の責務ということで環境美化活動に取り組んでいくとか、そういった環境、地区環境の美化活動等も含めております。

第7条、景観条例との関係と、あと上位法との関係ということですが、そちらにつきましては、この 環境基本法につきましては、環境基本法に基づいて地方公共団体の責務ということで位置づけているも のでございます。それとまた、県の環境基本条例に基づいて市町村の責務ということで位置づけられ根 拠法令としてつくっておるもので、その中のもので整合性をとって執行していきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 5番議員、御園生浩士君。
- ○5番(御園生浩士君) 2回目になります。済みません。例えば第2条なんですが、(3)ということでちょっとお聞きしますね。2行目になります。水質の汚濁、括弧書きがございますよね、括弧書きはどういう意味ですか。

それから、上位法との絡みなんですが、法体系の中で同列とか上位法にまさることは普通ないはずなんですよね、法律は。上からずっと下ってきてやっていくんだけれども、ここの解説の中にはそういうふうにうたってあるんですよ。ですから、そのうたってあるという根拠を知りたいと思って、ちょっと私、基本法全部読んでいませんのでわかんなかったんですね。それで、お聞きをしました。

それから、基本法、もちろんこの条例制定してほしいし、それから速やかにその細則についても後ろから、どんけつから走っているということですから、細則を早くつくってですね、トップランナーの仲間入りするように頑張っていただければなというふうに思います。

以上、その2点だけお答え願います。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) 第2条の(3)、公害の水質汚濁ということで括弧内の説明ということですが、水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含むということでございますが、こちらに書いてあるとおりということでございます。

それと、上位法との関係についてはそれぞれの法律がございますんで、そちらとの整合性をとってやっていくということでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 5番議員、御園生浩士君。
- ○5番(御園生浩士君) 今課長の答弁でございました。私も読んだら、読むのはわかるんだけど、その内容がわからないんでちょっとお聞きしているんですね。理念条例でね、すごく崇高でいいんだと思うんだけども、私そこまで崇高な知識がないんですよ。本当は、じゃあなた議員失格だねと言えば、それまでなんだけども、そのところをちょっと出すんだから、その辺押さえていると思うんだよね。ここでわかんなかったらいいですから後で教えてくれれば。それだけお答えください。
- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、(3)の水質の汚濁ということで、水質以外ということですから、油とかそういったものを含んで水底がちょっと汚れるということでございます。 以上です。
- ○議長(佐藤修二君) これで御園生浩士君の質疑を終わります。 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第4号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号ないし議案第4号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

◎休会の件

○議長(佐藤修二君) 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査及び委員会審査のため、6月7日から6月13日までの7日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、6月7日から6月13日までの7日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(佐藤修二君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

(午前11時21分)

# 平成29年第3回酒々井町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成29年6月14日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案の撤回の件

出席議員(16名)

1番	濵 口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君
3番	酒 瀬 川	健	<u> </u>	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御園生	浩	士	君	6番	III	島	邦	彦	君
7番	齊藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君
9番	佐 藤	修	$\vec{=}$	君	10番	江	澤	眞	_	君
11番	平 澤	昭	敏	君	12番	越	][[	廣	司	君
13番	竹 尾	忠	雄	君	14番	地	福	美 枝	子	君
15番	小 早 稲	賢	_	君	16番	髙	﨑	長	雄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町	長	小	坂	泰	久	君	副	町	長	飯	塚	光	昭	君
教 育	長	木	村	俊	幸	君	教	育 次	長	大	﨑	智	行	君
参 企 画 財 課	兼 政長	岡	野	義	広	君	参住課	事 民 協	兼働長	清	宮	高由	起	君
参 経済環 課	兼 境 長	芝	野	芳	弘	君	総	務 課	長	大	塚	正	徳	君
税務住課	民 長	鳩	貝		剛	君	健課	康 福	祉長	河	島	幸	弘	君
まちづく 課	り 長	板	垣	<u></u>	成	君	上課	下水	道長	黒	田	光	利	君
農業委員 事 務 局	会長	岩	井	尉	行	君	28	ども課	長	七	夕	夕美	子	君
学 校 教 課	育長	玉	井	淸	人	君	生課	涯 学	習長	福	田	良	二	君
会計管理	者	木	村	修	_	君								

本会議に出席した事務局職員

事務局長鵜澤勝己書記五代より子書記斉藤良尚

◎開議の宣告

○議長(佐藤修二君) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時10分)

◎議事日程の報告

○議長(佐藤修二君) 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長(佐藤修二君) これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 御園生 浩 士 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番(御園生浩士君) 議席番号、5番、御園生浩士でございます。町民の皆様には、議会の傍聴をいただきましてまことにありがとうございます。

年度もかわり当町においては有望な新人職員が加わりました。期待と希望に胸を膨らませ、酒々井町の公務員として町民へのサービス向上に努めることと思います。各担当課においては、管理職員を初め 人事の異動がございました。各課新しい気持ちで仕事に取り組んでいることと思います。

私は、町のホームページを見る機会が多いのですが、過去に同僚議員より指摘がございましたが、まだまだ利用しづらいところがあるのが現実です。役場内のセキュリティーも強化され、職員の間でもパソコンの操作に混乱が生じているようです。町ホームページ、教育委員会より酒々井小学校を開くと校長先生の名前が藤原聖士となっておりました。4月5日から新任の校長先生は酒々井町教育委員会より猪鼻慎二先生をお迎えしておりますが、校長名の変更はなされておりませんでした。新校長先生はどこにいるのかと探したところ、酒々井小のホームページのトップページではなく、酒々井小だより4月号の中で、平成29年度を迎えてで思いを語られておりました。まことに残念でした。酒々井小のトップページで語っていただきたかったと思います。町のホームページの更新がされていないのは言語道断だと思います。酒々井小については、救われるところもございました。それは、酒々井小学校公式プログがあり、このスペースで新校長先生を初め新任の職員の方々が紹介されておりました。そこで、大室台小学校、酒々井中学校と開いていくと、大室台小学校は新垣豊彦校長先生で更新されておりませんでした。酒々井小と同様で、学校だより大室台4月号で吉村忠広校長先生を初め着任された先生方を紹介されておりました。酒々井中学校では齋藤喜一校長先生で、学校ホームページではしっかりと変更されていて校長名が加瀬宏先生でした。町のホームページ上では年度の切りかえが円滑になされていないようでした。年度がわり、月がわり、週がわりには公共施設の掲示物やホームページ上の切りかえをスムーズに

行っていただきたいと思います。

保育園、小学校へ子供たちを通わせている保護者の方々は、パソコンやスマートフォンでインターネットを利用することが生活の一部となっており、情報を得るためにホームページの閲覧をよくします。 このように需要が高まっているからこそ、町も学校もホームページを立ち上げ情報提供しているのではないでしょうか。

以上、教育民生常任委員になって町のホームページを見て感じたことをこの場をおかりして述べさせていただきました。ホームページや掲示物について再考願います。

では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告に従いまして質問させていただきます。 答弁漏れなきようお願いいたします。

初めに、酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。今ではこの質問が定例化してしまいました。行政報告でも、全員協議会の場でも進展状況の説明がないし、建物本体の動きもございません。 3月定例会より動きはないものと思いますが、質問いたします。

交流の家については、ことし3月には契約工期終了からはや1年がたってしまいました。建物本体に外見上の変化は見られないし、先ほどお話ししたとおり、株式会社ヤマロクからの連絡があり、動きが生じたとの報告もございません。本件ついて、4点についてお尋ねいたします。

初めに、本年3月定例会より本日の定例会まで株式会社ヤマロクとの交渉経過をお聞かせください。 続きまして、冒頭にもお話ししましたが、4月の人事異動によって担当課長がかわったが、新任課長 は前任者より詳細に引き継いでいるものと思うが、今までの対応は適切であったのか、また今後平成29年 度についてはどのような方針で事を進めていくのかお聞かせください。

3点目に、今まで議会での説明や経過報告書と担当課員の説明の整合性はあったのか、疑問点はなかったのかお聞かせください。

最後に、今回の件で一番の被害者は誰かお聞かせください。

次に、町営水道の赤水発生についてお伺いいたします。先月12日早朝から夜にかけて濁り水が発生いたしました。原因は酒々井地先横町で現在工事中の配水管布設がえ工事によるものと聞き、施工業者が水道管でも間違えてひっかけてしまったのかと私は思いました。しかし、事情を聞いて見ると町の責任範囲とのこと、またやってしまったのかと思いました。しかし、上下水道課の速やかな対応により各課の協力体制も整い、町民に対する周知も徹底し、被害も、被害額も最小限度で収束したようです。そして、議会初日に事の経過を説明していただきました。ほっとしているところです。この事件については、私自身強い思いがございます。なぜかというと、平成19年に町会議員となり、この年の9月定例会にて次のように質問したからです。平成19年7月31日に発生した尾上浄水場のポンプ故障により、住民は時間と金銭面で大変な迷惑と混乱に遭いました。水道課のお知らせの内容等を含めて、その対応が悪かったと考えますが、当時の事故内容と今後の考え方について。2つ目に、浄水場の耐用年数は過ぎていると聞くが、今回復旧に当たり、修理費はどの程度であったか。また、機械を交換する場合の費用や新たに交換する考えがあるのか。3つ目に、町内の老朽管布設がえの必要性と計画について、また自家水で対応している地域に町営水道の布設予定はあるのかと質問しております。そして、平成27年11月には同じような事故が発生し、今回の質問となりました。お尋ねすることは以前と同様なものになりますが、

お答えください。赤水発生については、本議会の初日に上下水道課より詳細な報告がなされましたが、 重複する箇所があるかもしれませんが、ご答弁ください。

初めに、事故発生から収束までの対応、赤水の苦情や件数、また終了日時や損害賠償請求額と減免措置についてお聞かせください。

続きまして、水道普及率90%台と他市町村と比べて高い普及率であるが、全国的に施設や配水管の老朽化の問題が発生している今、それらの長期改修計画はあるのか。また、予算措置はどのようにし、布設がえ工事は実施しているのかお聞かせください。

3点目に、印旛郡内市町と県内町村の水道使用料金をお聞かせください。

最後に、本件のような事故が発生した場合に町民や議員に周知する基準、マニュアルはあるのかお聞かせください。

次に、町有施設の火災についてお伺いいたします。ことし3月30日に中央公民館でぼや騒ぎがございました。5月には酒々井ちびっこ天国で火災報知機が作動いたしました。両事件とも大事には至らなかったようです。施設管理者もほっとしているところではないでしょうか。

初めに、昨年5月11日と本年5月12日に酒々井ちびっ子天国で火災報知機が作動いたしました。誤作動と判明いたしましたが、過去5年間、年度ごとの火災報知機の作動の件数と原因をお聞かせください。続きまして、過去の誤報場所は特定できたのか。その原因や対策についてどのようにし、今後過去の経験を生かし、対策はどのようにするのかお聞かせください。

最後に、火災が発生した場合に町民や議員に周知する基準、マニュアルはあるのかお聞かせください。 次に、町の危機管理についてお伺いいたします。今、日本を取り巻く外交環境はよい状態とは言えず、 緊張が高まっております。危機管理室の業務は有事に備えた管理体制もとることと理解していますが、 改めて質問いたします。危機管理室の業務内容をお聞かせください。

続きまして、今回質問しております町営水道の赤水発生は町民への健康被害や町有施設の火災のように町有財産、町民の財産が被害を受けそうなとき、受けた場合はどのような危機管理体制をとり、どの課が全体を掌握するのかお聞かせください。

3点目に、質問事項の2と3と同じ質問ですが、赤水の発生や町有施設の火災などが発生した場合に、町民や議員に周知する判断基準はどこにあるのかお聞かせください。

質問事項の最後の質問となります。介護老人福祉施設整備予定事業者の募集についてお伺いいたします。この案件については、以前全員協議会の場で簡潔なる説明がなされました。酒々井町議会、成田市議会と2つの議会案件であり、余りにも簡潔過ぎていたので改めて本議会でお聞きするものです。

初めに、酒々井町では酒々井町高齢者保健福祉施設計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険サービスにかかわる基盤整備を進めているところですが、現在第6期事業計画、平成27年度から29年度策定中に次期計画において見込まれる特別養護老人ホームの待機者解消に向けて施設整備を行う事業者の公募を行い申請が2団体からあったが、申請内容をお聞かせください。

続きまして、社会福祉法人徳栄会に決定した理由、もう一方の団体より優位だった点についてお聞かせください。

3点目に下水について。成田市との協議は必要で、酒々井町議会より成田市議会へ送ったが、その結

論とその内容についてお聞かせください。

最後になります。事業中止の理由をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。議会初日の全員協議会での報告や行政報告など重複する箇所もご ざいますが、詳細な答弁をお願いいたします。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、 よろしくお願いをいたします。

なお、答弁につきましては、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長、または担 当からお答えいたします。

まず、5番議員、御園生議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、4点目の町の危機管理についてのご質問にお答えをいたします。

総務課危機管理室の主な業務は、防災、消防、防災行政無線、交通安全、防犯等であり、これらの災害対策や安全対策を行っております。

次に、町民への健康被害や災害等による施設等への被害等があった場合については、まずは担当課において被害状況を確認するとともに、総務課危機管理室においても情報を共有し、対応することとしております。また、災害が発生した場合は、担当課と総務課危機管理室において状況を判断し、必要に応じて広報車等による周知や、町防災行政無線により町民に周知を図っております。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

〇副町長(飯塚光昭君) 私からは、1点目の青少年交流の家の2点目と3点目についてお答えいたします。

これまでの職員の説明を含めた対応と今後の方針についてということでございますけども、まず今までの対応ということでございますけども、疑義はなく、適切であると考えております。今後につきましてもですね、顧問弁護士と協議しながら対応してまいります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、私からは、青少年交流の家の(1)及び(3)につきまして ご答弁申し上げます。

3月定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経過ということでございますが、その後の動きはございません。12月定例会でも答弁してございますが、繰り返しますと、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除すると。それから、5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については、近く示すとのことでございましたが、それ以降、相手方からの通知はございません。

それから、4番目の今回の件で被害者は誰かとのご質問でございますが、町及び建物利用予定者の方

々だと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 上下水道課長、黒田光利君。
- ○上下水道課長(黒田光利君) それでは、私からは、2番目の町営水道の赤水発生についてお答えいたします。

まず、1点目の事故対応、苦情件数及び終了日時、損害賠償と水道等の減免措置につきましては、5月29日の全員協議会でご報告させていただいたとおり、5月12日に発生後の対応としましては、原因解消のため水道管の赤水除去のための排水を実施しながら、影響のあった住民の皆様に作業中及び解消後に広報車でお知らせし、5月15日におわび文書を回覧しております。また、今回の赤水の苦情件数等については、上下水道課で把握しております件数は81件となります。また、終了日時は地区によって異なりますが、最終地区で発生同日の22時30分ごろとなります。

次に、損害賠償と減免につきましては、店舗分の営業補償等が約4万5,000円、それから今回の赤水解消のために排水のご協力をいただいた皆様の減免分が上水道で約60万円と、その水道は排水しておりますので、下水道分が発生しますので、下水道分で約45万円の状況です。この損害賠償等の現況につきましては、支払いの準備及び減免について事務を進めているところです。なお、減免対象者の皆様には6月の検針の際に減免のお知らせ文書を配布しております。

また、2点目の水道施設や配水管の長期改修計画と予算措置及び工事実施についてですが、長期改修計画は、一昨年と昨年度で平成30年度から平成42年度までの中長期の財政収支を含めた計画を策定しておりますので、今後はこの計画に基づき予算措置及び工事を実施していく予定でございます。

次に、3点目の水道料金についてですが、平成28年4月1日現在で印旛郡9事業団体の1カ月20立方メートル当たりの家事用の料金は2,268円から4,082円となっております。当町は3,240円ですので、印旛郡内の安い順で4番目となります。また、千葉県全体41事業団体の同条件での家事用利用料金は1,771円から5,291円の状況ですので、千葉県内41水道事業団体ですと15番目に安い料金となっております。

次に、4点目の事故等が発生した場合の町民や議員に周知する基準についてですが、水道としての明確な基準等は決まっておりませんので、その影響範囲や状況により総務課等と協議し、判断している状況でございます。

続きまして、4番目の町の危機管理についての(2)の質問事項の2でございますが、町民への健康 被害について続けてお答えさせていただきます。

赤水につきましては、水道水に含まれている鉄分やマンガンなどが水道管に付着し、水の速度や流れの変化などにより剥がれ落ちて発生してしまいます。その成分は必須栄養素の一つのミネラル分となりますので、飲んでしまった場合の健康被害についての事例は、これまでほかでも確認されていない状況です。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは3点目の町有施設の火災について、1点目と

2点目のご質問にお答えいたします。

1点目の町で運営するようになってからの煙感知器が作動したのは、平成28年5月11日と平成29年5月12日の2回であり、原因はどちらも煙感知器の誤作動と考えられるところであります。

2点目の過去の誤報場所の特定とその原因についてでございますが、昨年の5月の誤報場所は、管理棟地下1階に設置されている煙感知器が強風の影響を受け誤作動し、器具点検の結果、誤作動したと思われる煙感知器を交換いたしました。また、先月12日の誤報場所については、器具点検の結果、管理棟脇の倉庫に設置されている煙感知器の誤作動が原因とみられ、こちらも新しい煙感知器と交換したところでありますので、今後とも適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 私からは、続いて質問事項3の町有施設の火災についての3点目の周知する 基準についてということでお答えさせていただきます。

火災等発生の場合は、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部指揮司令課の遠隔操作システムから情報を発信し、町防災行政無線により町民に周知しております。また、町有施設で火災等が発生した場合には対象の施設管理者である担当課が被害状況を確認し、施設の利用等の対応を判断しております。 以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) 私からは、5つ目の介護老人福祉施設整備予定事業者の募集についての 1点目、2点目、4点目についてお答えさせていただきます。

1点目の町への申請が2団体からあったが、その申請内容とはとのご質問でございますが、特別養護老人ホームの施設整備にかかわる町の公募要項では定員50人以上100人以下、平成29年度からのサービス提供という要件となっていましたが、応募した2事業者の提案内容はいずれも定員が100人で、サービス開始を平成29年度とするものでございました。

2点目の社会福祉法人徳栄会の施設を決定した理由でございますが、事業者の選定については酒々井町特別養護老人ホーム事業者選定委員会における審査の結果、得点が上位となった徳栄会に決定したものでございます。徳栄会が評価された主な点としては、医療機関等との協力体制が挙げられます。

4点目の事業中止の理由でございますが、ことし1月に事業者から町に提出された計画取り下げについての文書では諸事情によりという理由が記載されています。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 上下水道課長、黒田光利君。
- ○上下水道課長(黒田光利君) 私のほうで今ございました5番目の介護老人福祉施設の予定業者の募集 についての(3)についてお答えいたします。

介護老人福祉施設に当たって、隣接する成田市公共下水道への接続について成田市、酒々井町双方の議会の議決を求めたもので成田市議会においては、平成28年6月に議決を得ている状況でございます。 以上です。

○議長(佐藤修二君) 5番議員、御園生浩士君。

○5番(御園生浩士君) 細部にわたりご答弁いただきましてありがとうございました。 では、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、酒々井町青少年交流の家についてお尋ねいたします。以前にも質問いたしましたが、確認のためお聞きします。交流の家が焼失してしまうと管理責任はどこにあるのか。町は出来高払いをするとしているが、焼失後の支払い義務は発生するのか。株式会社ヤマロクは、今の請求金額を維持できるのか。私は、当然発注者と請負者との間に合意できているものがないので、町からの支払いの義務は発生しないものと考えますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

次に、町営水道の赤水発生についてお伺いいたします。長期計画があるとのことで概要と今後のスケジュールについてお聞かせください。

次に、町の危機管理についてお伺いいたします。今回、赤水の発生、町有施設の火災、公民館のぼややちび天の誤報など危機管理に対して重点的に質問させていただきました。過去に議員に対して事件の報告がございました。例を挙げると、教育委員会、または小学校名だか忘れましたが、中国で毒入りギョーザの事件が発生し、日本国内で食中毒を発症した人が全国各地であり大問題となりました。酒々井町では、いち早く給食の食材について原因の中国産食品の使用はしていない旨と安全のお知らせを子供たちにプリント配布し、各家庭に連絡をいたしました。昨年6月には県内の保育施設に高性能な爆薬634個を仕掛けたとファクス送信がなされ、県より注意喚起の連絡が来ましたが、何事もなく安心したところです。この爆弾についても議員にお知らせがございました。以上2例が我々に報告されました。今回の町の案件は過去の事例と同じように報告があってもいいのではないかと私は思います。町の管理規則を読んでもこの部分がはっきりいたしません。報告するしないの判断基準はどこにあるのかお聞かせください。先ほどの答弁では各課が判断して担当、総務なり、危機管理室へ報告をして連絡を密にして事に当たるというようなお話でございましたが、マニュアルがあるとかないとかというお話は一切ございませんでした。その辺をお聞かせください。

次に、介護老人福祉施設整備予定事業者の募集についてお伺いいたします。町では事業計画を立案し、 応募の事業者が決まり、成田市との協議も終わり、申請法人が中止を決定したのであれば、町事業計画 の評価をすると自己評価はバツとなりますが、再度募集をしたらいかがでしょうか、お聞かせください。 以上について2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、青少年交流の家の火災等の対応というようなご質問かと思いますが、御園生議員のおっしゃるとおりですね、火災等の場合は建物の所有権はヤマロクにございますので、ヤマロクで対応するものと考えてございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 上下水道課長、黒田光利君。
- ○上下水道課長(黒田光利君) 私からは、2点目の長期計画についての今後の予定についてお答えさせていただきます。

上下水道事業の健全な運営を図るため酒々井町上下水道事業運営審議会が置かれておりますので、この計画をまずは審議会にお諮りし、答申が出ましたらそれを受けて議会に報告させていただきたいと考

えております。また、最終的には町民の皆様に町のホームページでお知らせする予定でございます。 以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) それでは、私のほうからは再度募集についてお答えさせていただきます。 特別養護老人ホームへの待機者数を考慮し、今後検討してまいりたいと考えております。 以上です。
- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) それでは、私からは、先ほどの過去の危機管理上における情報の伝達についてということでお答えさせていただきます。

総務課危機管理室では、関係機関や町担当課との連携を密にし、情報の共有を図りながら状況を判断 し、周知等の対応をしております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 5番議員、御園生浩士君。
- ○5番(御園生浩士君) 細部にわたりご答弁いただきありがとうございました。では、3回目の質問を させていただきます。

酒々井町青少年交流の家については、先方より反応がなければ交渉のしようがないと町では判断されているようですが、答弁にもございました利用者が一番の被害者です。このことを念頭に据え、解決に向けて速やかに処理をお願いいたします。これは要望になりますが、お答えがあればお願いいたします。

次に、町営水道の赤水発生については、今回の上下水道課の事故対応は私はよかったと高く評価しております。また、他の課の協力体制も少ない人数の中で速やかにでき、過去の経験が生かされているものだというふうに思っております。水道利用者の町民にも迅速に対応していただいたと思っております。災害時には町民のライフラインを守る課でもあり、なお一層精進していただきたいと思います。長期計画もあるとのこと、時間と費用のかかる事業であるのは間違いなく、地味であるが着実に計画を実行していただきたい。ちなみに旧市街地の配水管は古くに埋設され、経年劣化も激しく、民有地内にも埋設されている箇所もあると聞いております。仕事はさらに困難になるかもしれませんが、期待をしております。

それから、火災がございましたのでちょっとお聞きしておきます。ちなみに公民館の防火管理者はどなたでしょうか。それから、ちび天の防火管理者はどなたでしょうか。総務課、危機管理室担当課、いずれどちらでも結構ですので、おわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど質問した中で、私が青少年交流の家で課長宛てに質問したんだけど、副町長に「ご答弁いただきましてありがとうございます」と言うのか、国会答弁と同じように「あんたじゃないよ」と言ったほうがいいのか、私はちょっと戸惑ってしまいましたけども、10年やっていまして初めてこんなことをちょっと私は言わせていただいたんですが、異動になって担当課長というふうに私お尋ねしたもんですから、副町長ではちょっと答弁がですね、適切では私はないと思いましたので、その辺何かありましたらお答えください。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、公民館の防火管理者というご質問でございますが、消防署の講習を平成26年に終了しました公民館の施設管理担当が防火管理者となっております。 以上です。
- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、ちびっこ天国の防火管理者でございますが、平成28年度までは指定管理者業務でやっておりましたので、指定管理者のほうとなっております。平成29年度につきましては、町のほうという形で経済環境課のほうでやっております。 以上です。
- ○議長(佐藤修二君) 答弁ありませんか。いいですか。 よろしいですか。
- ○5番(御園生浩士君) はい、結構です。
- ○議長(佐藤修二君) それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問が終了しました。 ここでしばらく休憩します。

(午前 9時48分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午前 9時56分)

## ◇ 那 須 光 男 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

 $\bigcirc$  4番(那須光男君) 議員の那須です。私の1回目の質問をさせていただきたいと思います。私は、4 点今回質問いたします。

まず1点目は、青少年交流の家の建設問題についてです。本年3月議会以降の青少年交流の家建設問題に関して交渉経過及び解決の見通しについて町長に伺います。なお、この件については、先ほど御園生議員から既にご質問がありましたが、重複する部分についてもですね、再度お答えいただきたいと思います。

2点目は、職員の実態についてです。1つ、平成29年4月1日現在の酒々井町の正規職員数、非正規職員数を、2点目は28年の正規職員の有給休暇日数、3点目は29年に繰り越しされた有給休暇の総日数と1人当たりの平均日数、4つ目は有給休暇の取得を進めるための具体策について、5点目は酒々井町の三六協定の内容について、6つ目が28年度の正規職員の時間外労働の総時間数及び1人当たりの平均的時間数、7つ目が28年度中の職員の月間最高時間外労働時間数及び年間最高労働時間数を伺います。

3点目は、防犯ボックスについてであります。本年4月1日よりスタートした防犯ボックス事業について次の点を伺います。1点目は、活動地域が3地区に限定されているが、他の地域でも月間1回ぐらいパトロール車でパトロールできないのか。2点目は、3名の嘱託職員の雇用期間についてであります。

大きな4点目は、中沢病院の建設の問題についてであります。平成28年12月1日の千葉日報によると、 来年3月までには着工しと報じられています。また、早ければ2018年、来年ですね、春ごろオープンす る見通しとも報じられています。町民の方々の期待も大きく、建設の進捗状況及び千葉光徳会と町の連 携協定について伺います。

以上、私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、4番議員、那須議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

3点目のご質問の防犯ボックスにつきましては、本年4月より事業を開始し、現在防犯ボランティア団体及び各自治体との合同パトロールや児童生徒、女性の帰宅時間帯に通学、通勤経路における見守り活動、街頭監視を実施しております。また、活動時間等は警察官OBであるセーフティアドバイザー3名のローテーションにより、月曜日から土曜日の午後2時から午後10時までであります。防犯ボックス事業は、勤務員と住民の方々との合同パトロールや地域の見守り活動及び街頭監視や声かけを通じて、より多くの住民の方々に自分たちの町は自分たちで守るという意識を持ってもらい、防犯活動に参加していただけるよう働きかけることで、地域全体の防犯力を高めていくことが目標であります。以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、私からは、最初の質問の青少年交流の家の問題につきまして 答弁させていただきます。

3月定例会以降の株式会社ヤマロクとの交渉経過ということでございますが、その後の動きはございません。先ほど申し上げたとおりでございます。12月定例会で答弁いたしましたが、繰り返しますと9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士に通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する。5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については、近く示すとのことでございましたが、それ以降、相手方からの通知は一切ございません。また、今後とも出来高精算によります目的物の引き渡しについて顧問弁護士と協議をして適切に対応していきたいと考えてございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) それでは、私からは、2点目の職員の実態についてと、3点目の防犯ボックスについてお答えさせていただきます。

初めに、職員の実態についてのご質問でございますが、1点目の平成29年4月1日現在の町全体の正 規職員数は174名、非正規職員数は150名です。

2点目の平成28年中の正規職員の有給取得日数は、1人当たり平均8.3日取得している状況です。なお、例年、広報ニューしすいにて公表している有給取得日数は、国が実施している勤務状況等に関する調査に準じて行っており、教育委員会部局などの職員分を除いて計算しておりますが、その条件では平

均8.6日となります。

3点目の平成29年に繰り越しされた有給休暇の総日数は、3,045日となります。また、1人当たりの 平均日数は、19.4日となります。

4点目の職員の有給休暇の取得につきましては、管理監督者である各所属長に住民サービスの低下を招くことにならないように事務の効率化に努めるとともに、所属長みずから率先して休暇の取得を行うなど、休暇取得に向けた環境づくりを指導しているところでございます。

5点目の酒々井町の三六協定の内容についてですが、協定は締結しておりません。

6 点目の平成28年度の正規職員の時間外労働の総時間数は1万7,949時間で、1人当たりの年平均時間数は約120時間となります。

7点目の平成28年度中の職員1人の月間最高時間外労働時間数は103時間で、年間の最高時間外労働時間数は630時間となっております。

次に、防犯ボックスのパトロールについてでございますが、現時点においてはパトロール車での活動は考えておりません。今後、現在の活動エリアの3地区以外の自治会で合同パトロールの要請等があった場合には日程調整等を図りながら積極的に参加してまいりたいと考えております。なお、セーフティアドバイザー3名の雇用期間につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間でございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) 私からは、中沢病院建設のご質問にお答えさせていただきます。

中沢病院が酒々井町に新病院を建設し、仮称ではございますが、酒々井病院として開院を予定しているのは平成31年4月と伺っております。また、現在の進捗状況でございますが、建設予定地については地権者の協力を得て、仮契約が終了し、本年4月には地権者及び周辺の住民等を対象に移転新築計画に関する説明会が開催されております。現在、開発行為等建設に向けて関係手続を進めていると伺っております。

次に、千葉光徳会との連携協定につきましては、昨年11月30日に酒々井町と医療法人社団千葉光徳会中沢病院との間で、地域医療、保健、福祉の分野において双方が協力し、地域住民の健康や福祉の向上に寄与することを目的とした包括的な連携協定を締結いたしました。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 4番議員、那須光男君。
- ○4番(那須光男君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の青少年交流の家の問題ですが、先ほど御園生議員で今回私の議員の答弁をお聞きしますと、3月議会以降、約3カ月の間、事態打開に向けて積極的に動こうとした形跡が全く見られないと言わざるを得ません。それ以前の12月議会から3月議会までの3カ月間も何ら動きがなかった、このように担当課長もお認めになっていると思うんです。通算するとですね、実に6カ月、半年間ほったらかしにしておいて、この姿勢はですね、私に言わせれば、全く解決しようとするね、町側には意思がないんじゃないかと、こう見られてもしようがないと思うんです。大変残念な事態だと思います。

実はですね、一昨日私のところにお手紙が来ました。そのお手紙の内容はですね、青少年交流の家建設問題について建物完成後に接道、道に接続するということで接道とこの人は言っていますけど、接道完成後に接道義務を果たしていないと私は捉えています。町と施工業者に建築のプロたる人がいなかったかと思われる疑問と、個人の家であれば、これはちょっとわからない、長時間にわたる考えられない責任の所在解決に向けた取り組み姿勢に憤りを感じますと、そのように私に手紙を送ってきています。

このほかですね、多くの町民の方からもいろいろな意見が出ています。電話やファクス、私が直接町で出会った人から、町は一体今後どうしようと考えているのですか、私に質問してきます。また、工事が中断してから1年以上たつが、町民の方で被害を受けている人がいないからではないかと。先ほど御園生議員に対する答弁ではですね、町が最大の被害者になっている。その後、利用者だと。施設利用者じゃないかと、こう答弁されておりますけど。この人はですね、被害者がいないんじゃないかと。町が被害者だと私思いませんが。被害を受けているのは請負者業者と、その下の利用者だけじゃないかと。だから、町は事態を解決しようとしない、こういうことをおっしゃっている。

それからまた、この建設を後押ししてきた町会議員にも責任の一端があるんではないかと。私に直接言うんだから、私かなとは思ったんですけど、このような意見が数多く出ています。町民に意見が出されているのであれば、町民から意見が言わせてあれば、この場でですね、その町民のご意見をお聞かせいただきたいと思います。町長、早期に解決しようとの決意があるのか、この場でお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の町の職員の実態ですが、1番目の正規、非正規の実態ですが、2年前の平成27年12月 議会の私の質問に対する回答が、これだけ見るとです、当時の総務課長さんは懇切丁寧にですね、何課 に正社員何名、何かに非正規は何名と、事細かく答弁していただきましたけど、今回はただ150名と170名 ですか、150名と174名、それだけしかお聞きしなかったんで、私はこれは平成27年12月議会で答弁され たものと比較しようがないんですが、これは持ち帰っていろいろ検討したいと思いますけど、私は非正 規の割合が非常に高まっているんじゃないかと。28年の12月議会で高まっているんじゃないかと思うん ですけど、何せ内訳はこれないからよく理解できませんけど。今春10名の正規社員が採用されました。 非常に最近では珍しいことだと思いますけど。しかしですね、今回の補正予算に計上されていますが、 4月1日より嘱託職員が2名採用され、電話交換業務も臨時社員、パートですね、パートに置きかえよ うというのが今回の補正予算の中に出てくるわけですけど。まさにですね、どんどん、どんどん非正規 をふやしていこうというあらわれではないかと、このように私は感じております。27年12月議会で回答 された酒々井町の非正規、正規職員の実態ですが、これがそうです。これが、非正規、職員全体のです ね、裏面が3が、これは保育士の実態です。保育園の保育士の実態ですけど。先ほど何回も申しますよ うに各課の内訳を言ってくれないから、相似点で論じることはできませんけど、平成28年12月の答弁で はですね、正規職員が162名、非正規が170名で正規職員は48.8%、非正規が170名で51.2%とはるかに 非正規のほうが多かった。これ総務課長さん、今は変わっているという判断をされているのか。改善さ れたのかですね、お聞かせいただきたいと思います。それよりも何よりも保育士不足が問題となってい ますが、東京都では保育士に月額4万4,000円の補助を行っています。これは新聞報道でなされていま す。しかし、賃金を引き上げるよりも、私は非正規の保育士さんを正規化、正規職員にするほうが得策

だと思っているんです。少々賃金を上げてもらったって不安定な保育士よりも、非正規の保育士よりも 当然安定した正規職員の道を選ぶのが、現在の人もそうだし、今後職を探そうとしている大学生、高校 生だってそうだと思うんですね。目先の賃金だけじゃなくて、労働条件が不安定な非正規よりですね、 正規職員を選ぶというのは当然のことだと思うんですね。昨年度6月議会で非正規保育士の正規化を申 し入れたところ、飯塚副町長がですね、非正規職員の正規化については、保育士に限らず正規の職員採 用については、採用試験としましては1次試験で筆記試験、2次試験として面接試験を実施し、採用を 決定しているところでございます。非正規職員としての勤務実績は、正式採用に際していかなる優越、 優先権も与えるものではないと、このように答弁されております。これは、全く私はですね、がっかり しました。立派な資格を持っておられて、かつ勤務成績がよくても正規職員の道を閉ざすということで はないですか。どうですか、副町長。これではですね、正規職員の比率を引き上げることはできないと。 立派な資格を持ち、希望する非正規の保育士さんを正規の保育士にするよう重ねて私は要求いたします。 次に、有給休暇の件ですが、まずお聞きしたいのはですね、これがことしのニューしすい2月1日号 ですけども、これはわからないじゃ済まねえ、正規職員が何人ですかね、173名いるとなっているんで すね。173人。だけど、有給休暇の対象職員数Aと書いてあります。対象職員数A、これは110人しかい ないのは、この誤差はどういうことなんですか。4月1日から新入社員だったら特定の日数もらえるわ けでしょう。普通の人は20日新たに支給されるのに、その対象人員が173名と110人というこの誤差はど うして発生するのか、お聞かせいただきたいと思います。

有給休暇の取得の実態ですが、平成23年の平均取得日数が9.1日、消化率は23.2%ありましたが、平 成26年は8.2日、21.3%に落ち込みました。これは、ニューしすいの平成23年には出ていますんで、こ れは町の発行物ですから間違いないと思うんですけど。平成23年には23.2%あったのが、21.3%に落ち た。27年は、昨年私が質問したために若干回復したのかなと手前みそで考えていますけど、8.6%に上 昇した。しかし、わずか0.4日、0.7%の改善にとどまっているのが現状なんです。先ほど前年から繰り 越された有給休暇の総数は3,045日、1人19.4日、このように答弁されて間違いないでしょうか。間違 っていたら言ってください。そうするとですね、繰り越されたのが1人当たり、やっぱり1人平均19.4日 ということは、20日支給されている前年の支給がほとんど、ほとんどですよ、持ち越されたと言わざる を得ないじゃないですか。なおかつ、この19.4日は、来年は持ち越されましたけど、再来年は持ち越せ ないんですよ。私どもは、これをオーバーフローと言っていますけども。それは、この町のシステムで はそうなのかどうか、まず確認したいと思います。もし仮に民間企業でいうオーバーフローしたものは、 再来年は持ち越された以上、ただ働きしていると同じことになるわけですけど、そういうことで理解し ていいのかですね。もしそうであれば、これは大問題ですよ。前年の19.4日といったら丸々1年分が繰 り越されると。また、次の年とれねえからといったら、もうローリングみたくですよ、どんどん、どん どんオーバーフローしていきますよ。こんな実態でいいのかですね、ぜひお聞かせいただきたいと思い ます。三六協定がないというのがびっくりしましたけど、私、民間だからあるのが当たり前だと思って、 なければ労基署が来るんだけど、調書は要らないんですかね。私、大変不勉強で申しわけなくて。三六 協定がないとはびっくりしました。じゃ、幾ら残業やらせてもいいんだと、こういうことになるのか。

時間外労働の数字をいただきましたけども、私、本当にこんなもんで済んでいるのかなという気がす

るんですよ。ほぼ8時、9時までこうこうとこの建物の電気がついている。それは、みんな町民の方も知っていますよ。だけど、酒々井町の勤務時間というのは午後5時15分で終了しているんじゃないですか。そういうふうに書いてありますよ、ここに勤務時間と。午後、17時15分と。午後5時15分と6時ごろまでは、まだあれですよ、8時、9時までこうこうと電気がついていますのでですね、経済効果から見てもですね、これは私はおかしいと思うし、そんなに残業あるのかなと私なんかは率直に思うんですけど、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

商品券の問題で大きな騒ぎになりまして、ある人は史上最大の酒々井町の汚点だと、このように評価している人がいるんですけど、そのときですね、前の副町長が商工会に委託したと言っておきながら、実は大混乱になったんで、職員をただ働きで働いてもらっているんだと。こういう表現を使ったんだけど、ただ働きというのは一般に言えば、これはもう無報酬だと、こう理解するのが当たり前じゃないですか。これは、議会の席上でですね、ただ働きという言葉を使うというのはですね、私はちょっと納得いかないんですね。

先ほどの数字に戻りますけど、本当にただ働きの残業がないのか。ないとはっきりですね、総務課長、確信できますか。ぜひその辺をお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと逆戻りの有給休暇の件ですが、先ほど総務課長は課長みずから率先してと、こういう表現を使ったと思うんですけど、どうですか、皆さん、課長さん。率先して休暇をとって、そして部下にも休暇を取得しろと促進を勧めているんですか。誰でもいいですから、後でお答えいただきたい。というのはですね、これは町長、後でも言いますけど、町長もそんなことを議会で答弁されているんでお聞かせいただきたいと思います。

3点目の防犯ボックスですけど、非常に評判がいいのと、評判……好評なのと、それから旧村、古村といいますか、そこからはですね、「何で同じ税金使って我々のところね、週1回もパトロールしないんだ」とこのような意見が出ている。これは事実ですよ。あるいはですね、町長がおっしゃるように、この防犯ボックスの職員とボランタリーの職員が一緒になっていくということに対して、非常に問題だと。あれはねえだろう。片や年間300万円もらってね、片や無報酬でやっているというのなんて非常に矛盾を感じて、数々の不満の意見が出ているようです。私は、直接耳にしたことありません。だけど、そういう報告を挙げています。これは、質問なんですが、ぜひ答えて。この防犯ボックス事業は、県から3地区に限定しろと、あるいはパトロールカーを使ってはならないというですね、そういう県の指示なのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

次、4番目の中沢病院の件ですが、昨年12月1日の千葉日報によれば、ことし3月までには着工し、 来年春にはオープンすると報じられていましたが、いまだに着工の様子もありません。町民の方々から は、病院は本当に来るのという心配の問い合わせが数々来ます。現時点で先ほど着工が31年ということ でしましたけど、そうするとですね、約1年は軽くずれ込むと、こういうことになると思うんですが、 その辺をですね、2年ですからね、来春というのかな、30年、さらに1年ですね、1年丸々ずれ込むと、 こういうことになると、そういう認識でよろしいのかですね。おくれた理由は何なのかもですね、ぜひ お聞かせいただきたいと。

それで、先月下旬ごろですね、中沢病院には精神科があり、精神病院、精神科ですが、があり、酒々

井に移転してくれば、酒々井町に治安上の問題が発生するんではというような趣旨の街宣車が町なかを、街宣車だったか、こういうことがあったようで私のところに何件も問い合わせが来ていますけども、私は古村にいるから余りよくわからない、聞こえないのか知りませんけど、かなり大きな音で走り回っていると。この件について町として把握しているのか、把握していればその内容、どんな人物なのか。何を要求しているのかなど、目的ですね。その街宣する目的などについてお聞かせいただければと思います。

以上が2回目の質問です。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) それでは、再質問ということで職員の実態について何点かございましたので、 お答えさせていただきます。

正規職員、今年度174名、非正規職員150名、内訳ということでございますが、現在手元に集計した数字で持ってきておりますので、各課云々の資料がございませんので、この場で申し上げることができませんので、よろしくお願いいたします。

それと2点目の中での有給取得日数の関係でございますが、広報でお伝えしておりますのは国が実施している勤務状況等に関する調査というものを毎年行われています。これに準じて行っておりまして、先ほど言いましたように、教育委員会部局などの職員を除いて計算した数字が8.6日というふうになっているものでございます。対象人数につきましては、この教育委員会部局等除いたとか、そういう部分がございますので、少ない数字でなっているものでございます。

あと、繰り越された有給の関係でございますが、平均19.4日となっているのが現状でございます。こちらにつきましては、制度上、1年間有給をとれなければ1年間繰り越すという手続が職員個々にございますので、その日数が入ったものであります。

それとですね、三六協定の関係でございますが、労働基準法第33条第3項によりまして、公務のため に臨時の必要がある場合においても、官公署に従事する国家公務員や地方公務員は労働時間を延長して、 または休日に労働させることができるものとされております。

それと、防犯ボックスの関係でございますけれども、防犯ボックスにつきましては、県からの指示でこの3地区しか行わないのかというお話でございましたが、この防犯ボックス事業、セーフティアドバイザー3名置いて活動を町事業として行っているものでございます。この中身につきましては、勤務職員と住民の方々との合同パトロールや地域の見守り活動及び街頭監視や声かけを通じて、より多くの住民の方に自分たちの町は自分たちで守るという意識を持っていただき、防犯活動に参加していただけるよう働きかけることで、地域全体の防犯力を高めていくことが目標となっています。現段階ではセーフティアドバイザー、徒歩により地域、歩けて活動できる範囲といいますか、あと酒々井町の中で中心、繁華街とまで言えませんかもしれませんけども、中心街での防犯活動を歩いた形で実施している状況でございます。したがいまして、パトロール車は単独で警備するような、パトロールするような状況だけには現段階では考えておりません。地域に溶け込んだ形で地域と一体となって防犯力の向上を図ろうという事業で現段階で進めているものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) それでは、私のほうから中沢病院の件で再質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、酒々井町に仮称ではございますが、酒々井病院として開院を予定しているのは31年の4月と伺っております。また、こちらに来られたときに、実際に中沢病院のほうにつきましては、(仮称)酒々井病院については、一般病床として医療療養型病棟と回復期リハビリテーション病棟と伺っております。以上でございます。

〔「街宣車のこと誰も答弁しない。街宣車」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤修二君) この件については、通告はありませんでしたので、このままです。 4 番議員、那須光男君。
- ○4番(那須光男君) 大変不満ですね。町民の方は、この街宣車について非常に不安を持っているんですよ。それで、役場にもこの街宣車の方が押しかけたというようなことも聞いているんだけど、そういう事実についてですね、やっぱりちゃんと住民に情報を公開するというのが常識なんじゃないですか。 安心安全な町なのに病院が来たらね、治安上問題が発生するようなということを街宣されたら、誰だって不安に思いますよ。それは、質問通告がないから答えるもんじゃないなんていうのは、よくそんな発想に私はなると思うんですね。まして、防犯ボックスと関連もありますし、中沢病院で通告した問題と関係あるから私質問しているんですよ。細部まで一々通告しろとどこに書いてあります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○4番(那須光男君) 何を勉強するんですか。非常に残念に思います。

そこでですね、防犯ボックスの件からいきますけど、先ほど要するに県から3地区に限定するだとか、パトロール車を使っちゃいけないとかいうお達しがあったんじゃなくて、町として考えたことなのかというご質問なの。それぞれ先ほどの防犯ボックスに対する評価でですね、古村部の人は私たちに正直に不満を言っていますよ。税金をこういうふうに使ってくれよと。3地域だけ防犯が高まれば、それでいいのかというきつい質問も寄せてきますよ。だから、私はね、いや、ことしはまだふなれだから、来年以降考えますということで答弁が出てくるんじゃないかと思ったけど、さらさらその気がないと。古村に住む私にとってもがっかりだし、古村からか電話あった人も相当今回の答弁ではですね、さらにがっかりすると思うんですけど、その辺ですね、再度、総務課長さん、こんなもんでいいのかと。住民との信頼関係がそれで生まれるのかということもね、ぜひ3回目のお答えをいただきたいと思います。

それで、青少年交流の家の問題について、再度何いたいと思うんですが、今ですね、一般的には弁護士同士で空中戦やっているんだというふうに理解していると思うんですけど、その空中戦の結果について、経過について全く報告がないんですが、弁護士同士、つまり空中戦もやっていないということなのか、その辺担当課長あるいは町長、直接お答えいただきたいんですけども。私ね、この町ね、正直言ってこの問題をもう投げ出したんじゃないかと。もうどうでもいいと。それで、町長はですね、私の質問に対して、今のB—Netの建物が耐震性に問題があるからということで青少年の家を着工したわけですね。ある議員が一般質問で取り上げてですね、3カ月で予算化してもう3カ月には着工という異例のとんとん拍子でこれはやっていたんですけど、そういう町長、犠牲者が、犠牲者というか、非常に心配

されておられた町長が1年半ほっぱらかしてですね、子供たちを不安に陥れているということが町長の 政治姿勢としてですね、自分みずから考えたことあるんですか。私は、ある人が言っていたけど、いや、 B-Netの人もあそこのほうがいい、使いやすいんだと、そういう声も聞きますけど、本当にね、被 害者が町民であれば町民の方が反対でしょう、反対しますともっともっと町長の手紙に寄せてくると思 うんですよ。だけど、町長もなかなか腰を上げないところ見ると、私は本当に被害者がいるのかな、被 害者というのは町と施工業者だけで、特に施工業者の下請け一銭ももらっていないようですけども、そ の人たちだけが犠牲者だから町を動かす力がない。だから、町長はほっかぶりして11月何日ですか、町 長選で告示までほっぱらかしていこうと、こういう戦略なのかですね。私は、大変ですね、この問題に ついては憂慮しています。

町長は28年の3月議会で、有給休暇の問題ですよ、有給休暇の問題で町長はこうおっしゃられているわけです。先ほど総務課長が言ったようにですね、管理職、職場の長が率先してとるように指導してまいりますと。そのことによって有給休暇の消化を考えていきたいと。有給休暇の消化を促進していきたいと思っているわけですけど、この対象人数というのは管理職その他を除いているということですか。もう一度答弁していただきたいんだ。それじゃね、管理職に有給休暇を率先してとれといったって、この数字は絶対下がんないですよ、含まれていないんだから。そうでしょう。

それとですね、非正規の問題ですけど、28年3月議会、同じ3月議会でですね、元こども課長が何て言っているかというと、他市町村の、他市の、近隣の他の市の保育士と比べて遜色ないんだと、このように答弁されているんですけど。それから、町長は同じ3月議会でですね、全国の市区町村の平均的な取得数、これは当時10日ですか、10日を目指して頑張りますと答弁されているんですよね。だけど、実態は26年のときも8.2日しか酒々井ではとっていないんですよね。自分たちが目標としている10日も達していない。27年も達していない。だから、私に言わせれば町長みずからが管理職をとって、もっと有給休暇を取得を促進しようと指示したのに全然改善されていないというふうに言わざるを得ないと思うんですよ。大体ですね、低い全国市区町村の平均的な取得日数にも及ばない、及んでいないということをですね、私ね、町長の指導力がはっきり言ってないと思うんです。今、政府はですね、民間企業に1日ですか、公務員に2日休暇を余計とれ、とれと目標立てて背を押しているんですけど、もっと具体的な施策を示して有給休暇の促進をすべきだと思うんです。これは、町長お答えいただきたいと思うんですけど。指導力の問題ですよ。

先ほどの総務課長のあれがありまして、どうしてここに管理職と、これは全国の標準的な方針だと言いますけど、私はこれじゃね、正確な有給休暇の取得率出ないと思うんですよ。管理職だって20日持っているでしょう。20日支給されているんでしょう。何かけげんそうな顔をしているけど、支給されていないの、されているんでしょう。そしたら、対象人数で当然入れて、それで管理職見て全体でどういう取得率になって、全体が、管理職がここへ含まれていれば、管理職がとればそれだけ比率上がるんだけど、含まれていないとなったら町長の言う管理職みずから率先してとれといったって全然この比率は下がらないですよ。

それで、最後に、青少年交流の家の問題ですけど、私、町長ね、これは町長が決断しなければこの問題は絶対に解決しないです。会社側の弁護士が決断したって、その決断が町長が受けて結果的には町長

が最終決断して決定するもんなんですよ。それを町長が6カ月間も相手方とも折衝しない、それで弁護士とのやりとりについても、議会にも町民にも報告しない。一体全体どうなっているんだというのが当たり前じゃないですか。これは、ぜひ私はですね、もう時間も迫っていますので、最後に申し上げたいと思うんですけど、町長は11月の町長選挙告示までに絶対にこの問題に決着をつける、解決するというですね、一種のこの場で、傍聴の皆さん、町民の皆様にぜひ発表していただきたいと。そのことを要求して私の質問を終わります。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) まず初めに、防犯ボックスについてでございますけれども、こちらにつきましては、先ほどパトロール車について申し上げましたけれども、現時点においてはパトロール車の活動、パトロール車だけの活動は考えていないということで申し上げました。ただ、今後このエリア以外の自治会で合同パトロールというような要請があった場合には日程調整を図りながら積極的に参加してまいりたいということでございます。地域の方と連絡を密にした形で地域全体を防犯力を高めるという意味で活動をお願いしたいという趣旨で現在防犯ボックスは活動しています。また、これにつきましては、県からの指示とかそういうものでございません。現段階で先ほども言いましたように、徒歩でのパトロールということを考えておりますのでやっております。今後パトロール車だけの活動は考えておりませんけれども、その地域に赴いた形で一緒に行動できればというようなところは検討してまいりたいと考えているところでございます。

それとですね、有給の関係で管理職休暇の関係ですが、管理職を含んでいないというようなお話でございましたけども、こちらにつきましては、管理職を含んでのものでございます。取得28年ですと、平均8.3日というふうなお話しさせていただきました。この中でちょっと資料、参考的にあれですけれども、27年度の国等で行った有給平均がございました。県内の市町村では10.8日、全国で見ますと10日というような27年度は状況がございます。これより若干低いような状況があるのは、有給につきましては現状でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君
- ○町長(小坂泰久君) それでは、私からですね、青少年交流の家について、町側から積極的な動きはしないのかというお話がございました。これは、繰り返しになりますが、昨年の9月に相手弁護人から請求の内容、内訳を提示するということの提示を待っているものでございます。なお、ヤマロク側といいますか、相手方弁護人からの内訳書の提示がないため、町側からこの内訳書の催促をしたほうがよいかどうかということを酒々井町代理人弁護士と協議をしました。そうしたところ、内訳書の提出を催促するということは相手方の請求に応じて支払う用意があるとの解釈になるということでございまして、町といたしましては、静観するものとの判断をしているところでございます。現在双方とも契約解除を申し入れておりますので、町といたしましては~(終了5分前のベルの音あり)~出来高精算による目的物の引き渡しを受けてまいりたいと考えております。ですから、課長等の答弁と同じでございます。ただ、趣旨がそういう弁護士と協議しているというのは、そういう内容でございます。

それからもう一つ、いわゆるセーフティアドバイザーのことなんですが、この防犯パトロールのブル

ドックスというののいわゆる会議録がございますが、そこではこういう話がされております。「先日の新聞の折り込み物として3名の嘱託職員には年間約300万円の報酬、無報酬のボランティアから大変な不満の声が」という原文から一部抜粋ということです。こういう文章が流れましたが、ボランティアがブルドックスを指すのであれば、大変な不満の声なりに関しては、現在会員からは指摘のような声は聞いておらず、総意ではありません。今後もセーフティアドバイザー職員と連携を密にし、町の安全・安心に寄与していく所存でありますというお話ございました。そういうことでございますので、いろいろなご意見があるという解釈をいたしております。

いずれにしましても、また有給休暇等の取得につきましてはですね、やはり今後とも取得促進に向けて業務の改善を図ってまいりたいということでございます。

以上です。

○議長(佐藤修二君) それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。 ここでしばらく休憩をします。

(午前10時55分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時05分)

## ◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番(酒瀬川健一君) 3番議員の酒瀬川です。安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの確立を目指しまして、通告に従いまして、私からは防犯カメラの設置と中川洪水調節池整備事業の2点につきまして、議長よりお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、防犯カメラの設置につきましてお尋ねいたします。町の安全を守る防犯ボックスがJR酒々井駅東口ロータリー内に県内では7カ所目、町村では初めてとなる防犯ボックスがことしの4月1日にオープンいたしました。また、来賓といたしまして、出席されました森田県知事や防犯パトロールブルドックスを初めといたしまして、多くの町民の方が参加された開所式が5月10日にとり行われました。その中で佐倉警察署より県内で防犯ボックスが設置された地域では犯罪が減っており、特に空き巣被害が大きく減少しているのが目立っている旨の説明がありました。防犯ボックスが設置されたことによる地域の防犯力の向上や安心して暮らせるまちづくりが期待されることから、さらなる防犯力の強化を図るために新たな防犯カメラの設置や増設をあわせて検討することも重要ではないかと思われます。

防犯カメラは、駅や道路、公園などさまざまな場所でよく見受けられますが、またテレビや新聞などでも事件が発生した際の犯人検挙にも大きな役割を果たし、事件解決に多大な威力を発揮している模様の映像などをよく目にいたします。しかしながら、カメラが設置されたからといって必ずしも100%の安全がもたらされるわけでないことは言うまでもありませんが、公共の安全を確保するために重要な役

割を果たしていることは事実であります。ことしの3月に我孫子市の排水路脇で小学生が遺体で見つかるという大変痛ましい事件が発生いたしましたが、驚くことに逮捕されたのは近くに住んでいる小学校の保護者会の会長という信じられない、あってはならない事件でありました。この事件を受けまして、警察庁は子供の犯罪被害を防ぐために通学路や学校周辺の警戒活動を徹底するよう全国の警察に通達をしたと報道されておりましたが、当町においてもですね、児童や生徒が安心して通える通学路を確保するため防犯カメラの設置や増設を図るべきであると思われます。また、地域防犯力の強化を理解した各地の商店会や自治会などによる設置も多くなってきていることも耳にいたします。しかしながら、反面個人を監視することとなり、個人情報の保護の観点から問題視されることもありますが、地域防犯力の強化や事件や事故の解決に大きな効果を発揮することから、今や多くの商店会や自治会等での設置が各地で積極的に行われているそうであります。このことから、安全・安心なまちづくりを構築するためにも防犯カメラ設置に対する町の考えをお伺いいたします。

1点目は、町民の安全・安心の確保につながる防犯カメラの有用性についての町の見解並びに通学路を含めた防犯カメラの設置、運用に当たっての問題点は何かお伺いいたします。

2点目は、町が設置した防犯カメラの台数と今後の設置計画について。また、自治会等が設置した台数を把握されているのかお伺いいたします。

3点目は、地域の防犯力向上を目的に防犯カメラの設置を計画している自治会等に助成制度を実施する考えはないか、町の考えをお伺いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、中川洪水調節池の整備について町の考えをお尋ねいたします。 洪水調節池の役割は、台風などの豪雨によりまして増水した河川や水路等の下流部の氾濫を防ぐため洪 水の一部を一時的に貯留し、下流部の水位が急激に上昇しないように調整しながら放流していく施設で あります。また、洪水時の災害誘発の危険性の防止や洪水発生時の防災機能を発揮させ、地域住民の安 全を守るために設置されるものであり、浸水被害のおそれのある地域を被害から守るための重要な施設 でもあります。これまでの洪水調節池の整備と言えば、河川や水路等の氾濫や下流地区への浸水の抑制 を目的とした整備方法がとられてまいりましたが、最近では平常時には良好な河川空間として住民に潤 いと安全を与える緑地としての役割をも果たす整備方法が各地で見受けられるようになってきておりま す。酒々井町で行われた大規模住宅開発、これは宅地開発の適正な実施を図ることを目的に昭和50年に 施行された千葉県宅地開発事業指導要綱以前の開発の申請でございますために適用されませんでした が、それにより洪水を調節する施設がないという弊害から、現在ではゲリラ豪雨などによる浸水や道路 が冠水する地区が町内で多発してきております。このような浸水被害をなくし、一日も早く住民が安心 して暮らせる環境づくりを構築するためにも、洪水調節池の設備設置を最優先することは行政として当 然のことであると思います。中川は、法河川でいう河川ではないため、河川事業として国や県の補助対 象事業には該当しなかったことから事業化がなかなか進まなかったようでしたが、平成16年に都市再生 整備計画を推進するために創設されましたまちづくり交付金の市町村の提案事業として採択されたもの ですが、ようやく平成18年に交付金の対象として採択されたものでありました。しかしながら、住民生 活の安全を守り、減災に大いに貢献を果たす洪水調節池設置への被災した住民からの切なる要望に反し、 平成20年の町議会では、この町議会ですね、では駅周辺は住宅地等にすべきであるとか、用地購入費が 高過ぎるなど理由によりまして、これまで幾度となく浸水被害をこうむっている地区の住民からの強い要望があったにもかかわらず、町議会ではノーという驚くべき結果によりまして否決されてしまいました。そのため平成16年9月の熱帯低気圧による豪雨によりまして、床上浸水、床下浸水合わせて約60戸にも及ぶ浸水被害がありましたが、既にその被害から13年の歳月が経過してしまいましたが、いまだ整備されないままの状態となっており、大変な問題を抱えたまま現在に至ってしまっていると私は思っております。町としても洪水調節池の設置に向け、まちづくり交付金事業には大いに期待を持ったことと思われますが、これも平成22年度で期限切れとなり断念せざるを得ない状況になってしまいました。また、新たな補助金や交付金を模索せざるを得ない状況となり、それにより事業化がおくれ風水害対策への懸念がますます増すばかりであります。期待を裏切られた住民の心情を察すると、どのような事情であれ、黙視するには真に余りあるものがあります。洪水調節池の早期設置に向けてこれまでにも何度か議会で質問をさせていただきましたが、町からの回答は国からの補助金事業や交付金事業での新規採択に向け国や県と協議をしていく。また、今後は調節池の設置は緊急を要する町の最優先課題とも言えるものであることから、住民の安全を守るためにも一日も早い設置に向け今後も取り組んでいきたいという前向きな回答がありました。しかしながら、洪水調節池の設置にはいまだ着手されないまま現在に至ってしまっていることから以下の点につきまして町の考えをお伺いいたします。

1点目は、平成16年の豪雨によりまして中川トケ崎地区周辺は約1メートルの浸水被害を受けましたが、いまだ洪水調節池の設置には着手されないまま現在に至っていますが、町の防災力向上を図るためにも早期に設置すべきと思われますが、その見通しと対策はいかがかお伺いいたします。

2点目は、中川の下流部に位置する岩橋保育園周辺地区は、これまでにも道路が冠水するなどの浸水被害をこうむっていることから、調節池が未整備のままでこの地区に計画している子育て支援施設や医療施設に影響があるのではないかと思われますが、町の考えをお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、3番議員、酒瀬川議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の防犯カメラの設置についてのご質問でありますが、防犯カメラについての町の見解といたしましては、個人のプライバシーや肖像権の問題等がありますが、防犯カメラの犯罪抑止効果を考慮しますと、それらを乗り越えて住民の安全・安心のために必要なものであると考えております。

次に、2点目の中川洪水調節池整備事業についてのご質問でありますが、1つ目の中川調節池の見通しと対策につきましては、中川流域における治水事業は総合的な治水対策を基本方針としており、その治水対策のうち町として最も効果的であると考えている調節池の整備を最優先で進めることとしております。その調節池の整備に当たっては、関連する道路事業と調整を図りながら反対議員の賛同、ご理解をいただき早期に実現できるよう努めてまいりたいと思っています。

2つ目の岩橋保育園周辺地区に計画されている子育て施設や医療施設への浸水被害の影響はないかと のご質問でありますが、子育て施設や医療施設につきましてはそれぞれの開発基準に基づいた雨水対策 をしております。しかしながら、これらの施設以外の部分については大雨による浸水被害が懸念される ことから、先ほど申し上げました調節池の整備が重要と考えております。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 私からは、1点目の防犯カメラの設置についてお答えさせていただきます。 防犯カメラの設置につきましては、プライバシーの保護や設置方法、設置場所等に配慮する必要がありますが、犯罪の予防や犯罪捜査、また安全・安心なまちづくりを推進する上で効果があると考え、昨年の10月に防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を制定し、防犯カメラ設置に向けて準備を進めております。今後、佐倉警察署と協議し、防犯カメラの設置場所を選定した上で千葉県の補助金を活用して設置してまいりたいと考えております。

次に、町が設置した防犯カメラにつきましては、各公共施設等に36台設置しており、自治会等が設置 した防犯カメラにつきましては、21台と把握しております。

次に、自治会等への防犯カメラ設置助成制度につきましては、まずは佐倉警察署と防犯カメラの設置場所を協議し、町で設置することを優先していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 3番議員、酒瀬川健一君。
- ○3番(酒瀬川健一君) じゃ、2回目の質問をさせていただきますが、ただいま町長のほうから洪水調節池の設置に向けてはやはり住民の安全を守ることが第一でありまして、その観点から何とか事業化を進めていきたいという大変前向きなご意見がございました。そういった前向きなご意見がございましたので、ちょっと洪水調節池の整備方法についてですね、追加、追加というか再質問させていただきます。

現在、町が考えておられます洪水調節池というのは恐らく治水に主目的を置いた、何人も中には立ち入れないような、管理する側からいえば、その調節池の中に人が入ってこられては非常に危険だという面から、管理面から考えますと一般の人が立ち入ってほしくない。これは、間違いではございません。しかし、そういった治水にですね、治水だけに絞った整備方法でやるということ、これは行政としては私は全く間違いではないとは思います。ところが、最近ですね、東金の千葉東テクノグリーンパークですか、これは工業団地なんですが、これは東金市、最近できまして、工事はもう随分前から進んでいます。何しろ面積が95へクタールもありまして、調節池が4つか、5つあると聞いております。調節池が4つも5つもあるような工業団地なんです。ここは、東金市と、それから事業者である清水建設、東急建設、そして鹿島の4者が一致協力して推し進めている工業団地でございまして、その中に恐らく1つだと思いますが、それがそういったようなビオトープを生かした調節池づくりやですね、また県のほうでも市川市の真間川とか国分川、あるいは船橋市の海老川ですね、こういった河川もですね、昭和40年代からの急激な都市化によりまして放流量が増大したことによりまして、たびたび氾濫を起こしました。その被害というのは、中川とかトケ崎なんか問題にならないぐらいの、もう本当に何メーターも水が冠水するような被害がありまして、その真間川にしても、海老川にしてもですね、県のほうでは単なる調節池、治水目的

の調節池をつくるんではなくてですね、市民あるいは住民に憩いの場を当てるような親水公園、水辺空間を生かした親水公園を計画したり、またそれを実施しております。

このようにですね、恐らく今現在町が考えているのは治水目的一本ということで、いわゆる洪水調節 池だと思いますが、このビオトープや、あるいは河川空間、河川というか水辺空間を生かした親水公園 的なもの、あるいは緑地や公園など、またはスポーツ広場として多目的に利用しておきながら、いざ災 害発生時には防災拠点となるような多目的広場の検討もですね、あわせて検討できないのか。あるいは、 今現在、いや、それも検討していますよとか、いや、今後それを検討していきたいですねとか、そうい ったようなことをちょっとお聞かせいただければと思います。

- ○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。
- ○町長(小坂泰久君) 調節池の多目的な利用につきましては、整備手法における一つの考え方であると 認識をしております。そして、また平成20年度前後だと思いますが、住民参加のもと中川調節池の計画、これも多自然を参考にした計画も提出されております。そういうものを参考としながら、可能な限りご 質問の趣旨を踏まえて検討してまいります。なお、酒瀬川議員がおっしゃられた海老川の調節池とか、 真間川の調節池等は、私が直接やっておりましたので、全てその辺はよく長津川もそうですしですね、 よくわかっており、ですが用地的な制約もあるもので、いろんな面につきましては精査の上、また議員 のご意見もいただく中でですね、議会の意見をいただく中で進めていければいいのかなと考えております。

よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤修二君) 3番議員、酒瀬川健一君。
- ○3番(酒瀬川健一君) ただいま質問ではないんですが、今町長がおっしゃられましたんで、ちょっと 1つ言うの忘れましたが、町長が県にいるときに恐らく携わっていたと思われますんで、私よりもずっと事情については詳しいものと思っております。ただ、非常に残念なことにはですね、先ほども言いましたが、せっかくまちづくり交付金という交付金事情が採択されたんですよね。国が採択したものに対して、何でこの議会で反対したのか。あれは補助金にすれば40%ぐらい国から交付金が来られますが、その辺のところですね、ここは非常に私は不審に思います。今後ですね、調節池の単独事業としての交付金とか助成金というのは恐らくもうなかなか見つからないんじゃないかと思います。先ほど町長のほうから道路事業とかそういった事業に絡めて新たな補助金、そういったものを探していきたいというようなご意見もございました。ぜひそれを進めていただきたいと思います。町単独で行う事業にしては、非常に費用がかかります。恐らく一般会計予算の1割程度食い込んでしまうんじゃないかなと思われるような事業費となりますんで、その辺も何か新しく絡めた事業を展開していただきたいと思います。

また、もう一点ですね、中川が、これはちょっと難しいのかもしれませんが、何とか準用河川にしていただくような方策が見つかればですね、今度は河川事業として事業展開ができますので、また様子ががらっと変わってまいります。なかなか準用河川に指定していただくには問題があると思いますが、その辺も1つ検討していただきまして、住民の安全を守り、生命、財産を守るのが行政と警察しかございませんので、その辺のところをよく理解していただきまして今後とも住民の安全のために取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問が終了しました。

◇ 平澤 昭 敏 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番(平澤昭敏君) 11番議員、公明党の平澤昭敏です。通告順に従い、4点質問いたします。

1点目は、子ども医療費助成についてであります。平成24年に中学3年生まで拡大され、多くの子育で中の親の方々から喜びの声がありました。東京都では都立高校の授業料無料化が大分前から実施されましたが、私立高校授業料が実質無料化が今年度から年収約760万未満の世帯を対象として実現しました。今や高校は義務教育となってきております。高校進学は当たり前となっております。高校生への授業料の助成はまだ先のことと思いますが、ぜひ子ども医療費助成を今の中学3年生までから高校3年生まで拡大できないか町の考えを伺います。財政状況は厳しいかもしれませんが、子育で支援の一環として県内でもまだ実施している市町村が少ない高校3年生までの拡大をぜひ実施していただきたいと思います。

2点目は、買い物弱者対策の町の取り組みについてであります。日常の買い物に苦労している買い物弱者が高齢者を中心にふえています。自動車を持たない65歳以上の買い物弱者が2025年に全国で598万人に上り、10年の382万人から200万人以上ふえているとの推計もあります。千葉県船橋市は、ことしの3月ひとり暮らしの高齢者など日々の買い物に困っている住民を支援するため、冊子「地域のお店宅配ガイドマップ」を作成しました。県内初の取り組みです。この冊子では日常生活で必要となる食料品や薬などを自宅に配達してくれる店舗を紹介しています。各店舗ごとの注文方法や取り扱い品目が絵などでわかりやすく表示されており、地図上で近くの店を見つけることができます。人口減少や高齢化に伴い増加傾向にある買い物弱者に対して町としてどのような対策を立てるのか伺います。買い物ができない状況が長く続けば、食事が満足に得られない上に、低栄養による病気の発症、医療費や介護費の増加などのリスクが高まり、行政、住民の協力、連携をどう確保していくのかも大事となってきます。町の考えを伺います。

3点目は、電子母子手帳の導入についてであります。専用アプリを使って子供の発育状況などを簡単に記録できる電子母子手帳サービスの導入についてであります。このサービスは子供の出生日を入力すると多くの予防接種の最適な受診日が案内され、その日に近づくと自動的に通知が届く、また子供の身長や体重を入力することで自動的に発育グラフが作成され、発育段階の子供に合った食事方法などが表示されます。このほか利用者が記録したデータを同アプリを通じて共用でき、離れて住む家族や親戚も子供の成長を楽しめます。電子母子手帳を使い、町が開催している育児教室や各種会合の参加できなかった人に向けた動画配信も行います。大変便利なもので子育てに不安な方もこれを利用して不安を少なくしていけると思います。電子母子手帳の導入について町の考えを伺います。

4点目は、飯積橋車両通行どめについてであります。住民の生活道路で利用者も多い道路が橋の老朽 化と強度不足によりいきなり車両通行どめになり、迂回路も遠く不便な道路を設定しています。住民の 方より苦情の電話が多数ありました。通常通行どめにするには住民の利便性を考え、橋のそばに迂回路を設定します。県からの指示が急とはいえ、工事の手順が後手後手だと思います。高速の下を通し迂回路をつくるとのことですが、道幅が狭く、暗く、側道も崩れそうです。交互通行をさせるために待避所を設置するとのことですが、照明や道路幅など事故のないようにしていただきたいと思います。今後の迂回路の工事予定、また橋をどのようにしていくのか展望をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えいたします。

2点目の買い物弱者についてのご質問にお答えします。高齢化の進展による買い物弱者の増加に対応するため、コンビニエンスストアや生協、商店などでは宅配サービスが行われています。町といたしましても、ふれ愛タクシーの運行、さらに今回補正予算に計上いたしました福祉タクシーの拡充などにより買い物弱者への外出支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。
- ○こども課長(七夕夕美子君) 私からは、子ども医療費の助成の拡大についてお答えさせていただきます。

平成29年4月1日現在子ども医療費助成制度につきまして、千葉県内で高校3年生までを対象に助成している市町村は13市町村となっております。当町において導入した場合の費用を試算しますと、平成28年度の中学生の医療費助成額の全てを高校生に置きかえた場合、1,641万6,000円が新たに必要となると見込まれております。この費用につきましては、国、県からの補助がございませんので、全額を一般財源で賄うことになるため、子ども医療費助成の拡大は現時点では厳しい状況と考えております。町としましては、対象年齢の拡大について国、県の動向や近隣市町村の状況を見ながら検討することとなります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) 私からは、2つ目の買い物弱者についての補足説明と3つ目の電子母子 手帳についてお答えさせていただきます。

初めに、買い物弱者についての現状と国の動向を補足説明させていただきます。少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、お店や交通機関、医療、福祉等の日常生活には不可欠な生活インフラが弱体化し、必要なサービスを受けることが困難となる、いわゆる買い物弱者が増加傾向にございます。経済産業省では買い物弱者問題に対する取り組みとして家まで商品を届ける、近くに店舗をつくる、家から出かけやすくする、地域コミュニティーを形成する、商品流通を改善するを提唱しております。

続いて、3つ目の電子母子手帳についてでございますが、電子母子手帳は専用のアプリケーションを 使用して発育状況、予防接種の最適な接種日のご案内、行政が開催する事業やイベントの配信を行うな ど大変便利なものと認識しております。千葉県では結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援として県や市町村のイベントのお知らせ、予防接種の案内、健康に関する相談受付などを行う、ちばMy Style Diaryを配信しており、このアプリはパソコン、スマートフォンなどから無料でダウンロードができます。現在県内の市町村では千葉県が推進しているこのアプリの活用を促しており、当町における必要な情報もこのアプリで得られることから、妊娠届け出時にちばMy Style Diaryのチラシを配布し、利用のご案内をしているところでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、4点目の飯積橋の車両通行どめについてお答えいたします。 飯積橋につきましては、平成29年3月の橋梁点検結果におきまして、国土交通省で定める橋梁健全性 判定区分結果が道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講 ずべき状態となったことにより、道路管理者の判断で車両通行どめを実施いたしました。

今後につきましては、当面は迂回路での対応となりますが、地元の飯積区よりせめて農耕時の軽トラックの通行が可能となるように配慮してもらいたいとの要望もあったことから、新橋ができるまでの間利用できるよう応急補修工事をなるべく早い時期に実施してまいります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 11番議員、平澤昭敏君。
- ○11番(平澤昭敏君) 1番目の医療費助成の拡大については、ぜひ検討のほうよろしくお願いいたします。

それから、4番目の飯積橋の車両通行どめは早急に住民の方に不便かけないようによろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長(佐藤修二君) それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。 ここでしばらく休憩します。

(午前11時45分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時00分)

## ◇濵□信昭君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に1番議員、濵口信昭君。

[1番 濵口信昭君登壇]

○1番(濵口信昭君) 1番議員、濵口でございます。議長からご許可いただきましたので、通告書に従いながら、何点か質問をさせていただきたいと思います。

1点目はですね、現在進行中であります防災無線のデジタル化ということを取り上げたいと思っております。私の感じとしまして、どうもデジタル化するという内容自体ですね、詳細がどうも我々といい

ますか、町民全てについて言えると思うんですが、十分に知らされていないんじゃないかというふうな 気がしておりますので、デジタル化の抱える問題とかそういったことも含めまして、防災無線に関する 質問を幾つかお答えいただければというふうに思います。

現在、世界中の動きなんですが、電波の利用というのが多様化が進んでおりまして、電波をいかに有効に活用するかというようなこと、これがいわゆる無線、そういったものは安全性を確保するという観点からも世界的にデジタル化というのはトレンドというふうな状況にあると、これは十分に理解をしているつもりであります。デジタル化と言えば、数年前に地上波のテレビがデジタル化されたわけですが、そのときのデジタル化されるという視点でもやっぱりデジタル化ということによって、利用者がある程度の負担が強いられたわけですけれども、その負担に何かメリットがあったのかというのはそのときも問題になったというふうに思います。テレビの電波のデジタル化については、映像がきれいになるとか、それから相互通信が可能になるとか、全員が全員享受できるメリットとは言えないまでもですね、ある程度今現在メリットを実感されている方も結構多いのではないかというふうに思っております。

それでは、現在進行中の防災無線の、正確には防災行政無線と言うのかもしれませんけれども、その防災無線のデジタル化で、一体我々利用者はどういったメリットを享受できるのだろうかという、そういう疑問が浮かんでまいります。世界的なデジタル化というのは傾向になっておりますので、アナログ機というものがだんだんと少なく、また生産されなくなるというふうな状況で、アナログ機器をそのまま使用していれば、いわゆる防災に対する活用できなくなるという、そういう大きいデメリットもありますんで、そういう不安が解消されますよ、デジタル化によって解消されますよ、それがメリットと言えばメリットかもしれないんですけれども、それ以外にデジタル化をされることによって何か享受できるものがないのかと、こういう疑問はずっと湧いてくるんではないかというふうに思います。要するに耐用年数が何年で、何年には使えなくなるからデジタル化するんだというような説明ではなくて、デジタル化をすればこういうメリットがありますよということでやっぱり説得をしていただきたかったなというような気がしているわけでございます。

そこで考えると、デジタル化ということは処理データがデジタル化されるわけですから、今メールであるとか、スマホであるとかデジタル化機器というのは我々にも十分なじみが来ているんで、そういうところに何か活用できるとか、そういう道があるんじゃないかというふうに思いますんで、そこいらの点の何か活用できるというようなお話があれば、この場でお聞かせいただきたいというふうに思うわけです。

それから、次にですね、デジタル化が完了しますと、現在使用しています防災ラジオですね、これが使用できないというふうに聞いているわけですが、そうなった場合にですね、その現在使っている防災の機器としての防災ラジオ、これにかわるものというのを一体町ではどのように考えておられるのか、そこいらをお伺いしたいと思うわけです。その場合の機器の配備、どういうふうに配備をされるのか、それからどういうふうなところに配布といいますか、供給されるのか、そういった基準というものがどのように考えられているのかをあわせてお伺いをしたいと思います。もちろん機器の価格とか、それから設置するために費用がある程度かかると思うんですけども、そういったところ、そういったのをお聞かせをいただければというふうに思います。

それから、防災ラジオにも関係することなんですが、現在いろんな放送というか、スピーカーでいろいろと放送がされることがあるわけですけども、暑い時期であるとか寒い時期、ほとんどの家庭はエアコンを使って窓を閉め切っていると思うんですね。そうなった場合、外にあるスピーカーでは一体何を放送しているのかよく聞こえないというようなことがあると思います。よく聞こえない程度であればいいんですが、極端な場合には放送されていること自体にも気がつかないというふうなことも効力がないんではないかというふうに思っております。この点、デジタル化と関係は別としましてですね、何かいわゆるいかに必要なところに情報が伝達されるかという観点でどういうふうに町として考えられておられるか。そういうことがデジタル化に伴って解消されるとかすれば、それにこしたことはないんですけども、そういった問題について町としてどう考えておられるかお伺いしたいと。聞きますところによるとですね、ほかの町では何か放送があって聞き取れなかった場合はフリーダイヤルを使っていつでもその内容を確認できるというようなシステムが導入されているところもあるというふうに聞いております。こういったことというのは、酒々井でも何か採用できるようなものがあれば、ぜひご検討いただいて導入していただければというふうに思います。

それから、これは本件に関する質問というよりも要望事項になるんですが、現在使用している防災ラジオ、これにかわるものがもし現行と同じように配備され、配置され、販売されるというような場合ですね、さきに新聞で取り上げられましたように、在庫を抱えて町が困っているなんてという、そういう話にならないよう十分に調査と研究を検討いただきまして実施をお願いしたいというふうに思います。

それから、2点目の質問になります。これはですね、ことしのたしか7月の28日毎日新聞で私見たんだと思うんですが、文科省、文部科学省が実施しております教員勤務実態調査、これの速報値が発表されております。2016年度の中学校教諭の1週間当たりの平均勤務時間、これが63時間18分、この数字というのは10年前に比べて5時間12分増加しているということで、こういった内容が報じられておりました。これは単純に計算しますとですね、1週間、7日間を休みなく働いて、勤務してですね、1日当たりが9時間と、そういう換算になるわけです。ちょっと普通では考えづらい数字ではないかと思います。そして、この報告の中ではさらにいわゆる過労死ラインと言われております数字、これが残業月80時間以上という数字が示されているんですが、これに相当する勤務をした教諭がなんと57.7%ともいたという。そして、さらに過労死ラインの倍に相当する教諭も8.5%存在したと、こういうことが書いてございました。私もサラリーマン時代、月間80時間から100時間という残業、これを2カ月ほど続けたといいますか、続けさせられたことがあるんですが、このときはもう非常にきつかったということを記憶しております。大切な子供たちの指導をお願いしてある先生たちがこれだと厳しい状況にあるというのは、これはちょっと大きな問題ではないかというふうに思いますので、この件に関連して幾つか質問をさせていただきたいと。

酒々井町には小学校が2つ、中学校が1校あるわけですけども、そこで教鞭をとっておられる先生方に関しまして、勤務の実態を町のほうでは把握をされているのかどうか、その点をまずお伺いしたいと思います。そして、把握されているということであれば、勤務実態の状況。そして、それが全国的なものと比較してどういう位置にあるのか、そして町としてはそれについてどういう評価を持っているのか、こういった点をお伺いしたいと思います。もしですね、現時点では調査は行っていないし、形態はない

ということであれば、勤務の実態の把握というのは必要なことだと思いますんで、今後何らかの形で調査等実施されるお考えがあるのかということについてもお伺いをしたいと思います。仮にですね、酒々井町内の小中学校の先生方の勤務状況が文科省の調査結果に近いものであったような場合は何か酒々井町独自でとり得る対策等あるのかなというふうにも思いますんで、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

現在、政府では働き方改革というようなことを進めているように聞いておりますけども、公立校の先生方というのは、その働き方改革の対象外となっているということでございます。さきにも言いましたけども、学校の先生方はこれからを背負っていく大切な子供たちにとってはもう非常に重要な存在だと考えております。その先生方の勤務が過酷をきわめ、よい教育が確保できないということがあってはやっぱり将来大きな問題を残すことになると思いますので、ぜひその点を考慮しご回答をいただければと思います。

こういった問題は、本来は国、県、こういったところで解決すべき問題が大きいとは思いますが、少なくとも町としても可能なことというのが存在するんではないかと思います。この点ぜひ調査研究をされまして、何か町としての考えをまとめていただければというふうに思います。

最近よく話題になっていますいじめの問題もそうなんですけども、どうもいろんな情報把握というのがうまくいってなく、結果として何かが起こってから初めて情報を把握しようとする。要するに後手後手というのがよく見られるような気がしております。こういった小学校や中学校の先生方に関する問題についてもですね、後手後手に回らないようにぜひ早目の手だてを考えていただければというふうに考えます。

それから、3点目の質問でございますが、過去といいますか、私議員になって3年目に入ったところでございますが、過去の一般質問で質問させていただいてご回答をいただいた中で、これはどうなっているんだろうなと思うものが何件かありましたので、そのことについて進捗状況等ご確認をしたいというふうに思います。

1つ目としましては、平成27年12月の議会で東酒々井及び中央台の都市計画道路用地について質問をさせていただきました。その答弁としまして、上野作跨線橋、人道橋のバリアフリー化やプリミエールなどの駐車場としての利用の可能性について調査のための業務委託を行うと、こういった回答をいただいております。現在様子を見ましたところですね、当該用地、くいとロープで囲われた状態がずっと続いております。何らかの活用があるとか、バリアフリーにどうこうとか、そういった様子がちょっと見えないと思いますんで、その調査を行いますということでございましたので、実際その調査のための業務委託というのはどういうふうな形で行われ、どういう結果が出たのか、これについてお伺いをしたいと思います。もし調査等が実施されていないということであれば、今後どうされるおつもりなのか、これもあわせてご答弁いただければというふうに思います。

それからですね、次は平成28年12月議会において空き家対策について質問をさせていただいております。その答弁としましてですね、今後空き家等の所有者の意識調査を行い、空き家バンクについては今年度事業化を図れるよう検討していく、こういった旨ご回答をいただいております。ここで言われている空き家等の所有者の意識調査という、これは実際に行われたんでしょうか。行われたのであれば、そ

の結果をお伺いしたいと思います。もし行われていないということであれば、なぜ行えなかったのかの 理由と今後の対応についてご回答をお願いしたいと思います。

それから、空き家バンクにつきましては、答弁時の今年度、というのは、すなわち平成28年度ということですので、ことしの3月までと。その間に事業化されるもんであろうというふうに受け取っておりましたが、事業化というのはどのような状況になっているんでしょうか。もしこの回答自体が28年度に事業化するということではなくて、28年度中に事業化を検討するというご回答であったということであれば、28年度中に行われた検討についてお伺いをしたいと思います。一般質問は、私たち議員にとって町の考えを問い、その答えを町民に知らせることのできる重要な機能であると私は認識しております。本会議の中で質問し、それに答弁をいただき、それで終わりということではなく、答弁されたことに関しては、私たちも当然フォローをしますけど、町としても確実なフォローをお願いしたく質問に挙げさせていただいた次第です。

以上、よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、1番議員、濵口議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の防災行政無線に関してのご質問ですが、防災行政無線の再整備については、電波法の改正により平成34年11月末をもって、これまで使用してきたアナログ無線機が使用できなくなることから実施しているものであります。再整備することによる付加価値として、防災メール配信サービス及び防災テレホンサービスが速やかに行えることとなります。この防災メール配信サービスは、町の防災メールに登録いただき、メールで携帯電話等に防災行政無線の放送内容を受信することができます。また、防災テレホンサービスでは、放送した防災行政無線の内容が聞き取れなかったときや内容をもう一度確認したい場合には電話で再確認することができます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 私からは、防災行政無線に関連して続いてお答えさせていただきます。

町では地震、風水害及び土砂災害などの災害発生時に町民の皆様の生命等を守るため各種防災対策を行っております。その中で、防災行政無線は多くの町民の皆様へ情報を一斉にお伝えすることができる有効な手段であります。今回の再整備に伴い、現在お使いの防災ラジオでは平成33年2月末ころをもって防災行政無線の情報が受信できなくなります。また、防災行政無線の放送が建物や地形など周辺の環境に加え、住宅の遮音性の向上などもあり放送が聞き取りにくい場所があり、全ての方に音声で情報を伝えることには限界があります。戸別受信機等の設置につきましては、戸別受信機本体が高額であり、また新たに屋外アンテナの設置工事が必要となり、さらに費用がふえてしまうことから、現時点では各家庭への戸別受信機の配布等は行わず、防災メール配信サービスや防災テレホンサービスをご利用いただきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井淸人君。
- ○学校教育課長(玉井淸人君) 私から、質問事項の2について、小中学校の教員の勤務実態についてお答えをさせていただきます。

教職員の勤務時間の問題は、全国的にかねてから指摘されており、町内小中学校においてもほぼ同様の状況があったことから、教育委員会では解決に向けて現在対応しているところです。各学校ではそれぞれの方法で勤務時間の実態を把握し、残業時間を少なくする取り組みに努めております。例えば出退勤表に出勤時刻、退勤時刻を各自で記録し、勤務時間を管理する方法を行っております。また、各学校の管理職は教員一人一人の心身の健康面での助言を行い、勤務時間の短縮を常に啓発しております。

教育委員会といたしましても、長時間勤務の解消を一層図るため、今後も各学校と連携し、学校の実情に合った実効性のある対応策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、3点目の過去の質問への回答のフォローアップにつきましてお答えさせていただきます。

1点目の上野作人道橋のバリアフリー化や駐車場としての利用の可能性につきましては、検討課題はありますが、利用可能であるとの調査結果が得られたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 企画財政課長、岡野義広君。
- ○参事兼企画財政課長(岡野義広君) 私からは、3点目のフォローアップの関係の大きい2番目、空き 家バンクの関係についてお答えいたします。

まず、空き家等の所有者の意識調査につきましては、昨年度まちづくり課において実施しました。酒々井町空き家等実態調査業務の中で空き家所有者への意向調査を実施しておるところでございます。同調査の結果、空き家として対象となった77件中34件より回答を得ており、うち空き家バンク利用に関する項目へ15件の回答をいただき、空き家バンクを利用するが3件、利用しないが5件、わからないが7件という調査結果となってございます。

2つ目でございます。それを受けまして、空き家バンクの事業化の推進状況についてでございますけども、千葉県宅地建物取引業協会の印旛支部及び庁内関係課と調整を行っているところでございます。 今後でございますけども、町シルバー人材センターなどの関係機関等との連携を図りながら、町の状況 に沿った空き家バンクの早期事業化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 1番議員、濵口信昭君。
- ○1番(濵口信昭君) ご回答ありがとうございました。1番の防災無線に関しては、ほとんど私の意向 に沿ったような形でのご回答だったんで問題ないと思うんですが、ただここで1点つけ加えさせていた だければですね、メールの配信にしても、それからテレホンサービスは大体どこも対応できるかなとい うふうには思うんですが、何でももう最近問題になります高齢化によるいろんな弱者、これに対する対 応というものはやはりもうちょっと個別に考えられるべきではないかなという気がしますので、今後の

課題としまして、こういったメールの利用とかそういったものがなかなかできにくい人たちに対してど ういうふうに情報を提供するかということもあわせて考えていただければというふうに思います。

それから、学校の先生方の勤務についてはいろいろ考えておられるということは理解できたんですが、 もし可能であれば、私が質問としてお出ししましたその時間的な数字というものがあればちょっと教え ていただきたいなというふうに思います。

それから、過去の質問に対するフォローアップについては進んでいますよというふうには聞こえるんですが、どうもスピード感が持てないなという気がしてしようがありません。例えば、あそこの人道橋あれの問題につきましても、利用可能ということで終わりではないんじゃないかな。今後どうしようという考えがおありかと。そこいらまでご回答をいただきたかったなということなので、もし回答できるようでは2回目の質問としての回答をお願いしたいと思います。

それから、空き家バンクについてもですね、その空き家の所有者の方たちと、それから空き家の周りに住んでいる方たちとではかなり考え方に温度差があるような気がします。その空き家の周りに住んでいる人たちは早く何とかしてくれという、すごく強い意向をお持ちなんで、そこいらも考えた上でですね、もう少しスピードアップを図れないものかというふうに思います。この点どこに、ここで回答というのは難しいでしょうから結構ですけども、よろしくお願いしたいと思います。ここでは先生方の勤務の実態の数字があれば教えていただきたいことと、それからあそこの上野作のあたりの土地利用について今後どうしたらいいんだということをお伺いできればというふうに思います。お願いします。

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井清人君。
- ○学校教育課長(玉井清人君) ご質問にお答えします。

全国の勤務状況の速報値と同じような調査方法で実は各学校が勤務の状況を把握しているわけではございませんで、正確な数字というものが今現在は出せないような状況でございます。ただ、学校よりかねてから勤務状況に対する問題意識というのは非常にありまして、管理職含めて現在教員一丸になって取り組んでいるような状況でございます。教育委員会についてもですね、協議しながら実効性のある対策を今後とも考えていきたいなというふうに考えております。

よろしくどうぞお願いします。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、3点目のフォローアップの再質問についてお答えいたします。

今後につきましては、課題を整理し、検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤修二君) 1番議員、濵口信昭君。
- ○1番(濵口信昭君) 何か残念ながらちょっと期待した答えと全然違っていたんですけど、先生方の勤務実態につきましては、先生方の勤務自体が普通の人たちとは違って、いわゆる勤務管理的なタイムレコーダーとかそういったもので勤務管理とか非常にいろんな方法がとられているんですけども、先生方の場合はもうそういった勤務手法がとられていないというのは、十分承知しております。ただ、やっぱり数値として比較したいなというのがありますんで、もし今のところなければ何らかの形でつかんでい

ただいて、お知らせいただければなというふうに思います。

それから、フォローアップの問題についてはですね、きょうここで多分意見を言わなくとも、もうこれ以上の進展はないような気がしますんで、また、きょうは6月ですから半年後の12月の議会で再度質問をさせていただきたいと思いますんで、そのときはよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤修二君) よろしいですか。

それでは、1番議員、濵口信昭君の一般質問が終了しました。

◇ 齊 藤 博 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に、7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番(齊藤 博君) 7番議員の齊藤博でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私たち議員は、町執行部と同様に町民に対する説明責任を負っております。一般質問は、町の施策等についての意見、あるいは要望等を提起し、その実現を促すものでありまして、議員にとっては極めて重要な議員活動の一つであり、同時に町民への説明責任を果たす大もととなるものであります。改めてお願いをいたします。町長を初め執行部の真摯のご答弁をお願いいたします。

今回の質問は4点でございます。順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、公共施設等管理計画についてであります。町は、平成24年度にファシリティマネジメント戦略会議を設置、専門家を招いて1年以内の取りまとめを目指して作業を開始されました。以来4年、28年3月にようやく公共施設等総合管理計画ができ上がりました。その内容は、現有施設の現況把握と更新に必要な経費と、そして財源の検討及び施設類型ごとの基本方針などが示されたものでありました。しかしながら、経費の算定が総務省が推奨するソフトによる画一的な算定であり、また基本方針を中心とした具体性の薄い計画になった点は残念なことだと思います。町民の私も含めて大きな関心事は、個別施設の必要性の是非及びその方向性だと私は思っております。その意味でお尋ねをいたします。

計画策定後1年を過ぎましたが、施設ごとの個別施設計画の進捗状況はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。計画書によりますと更新に必要な経費は80年建てかえの場合、これは建築後40年で大規模改修をし、そしてあと40年後に建てかえをする。こういう方式をいうのだそうですが、例えば本庁舎で言えば、5年前に大規模修繕を終えて、そしてこれから35年間はこの庁舎を使用すると、そういう前提の中での算定した金額だということでありますが、その額は506億円です。80年を60年に縮めた場合は、その事業費は627億円とされております。かなり膨大な数字であろうかと思いますが、今公共施設の老朽化対策は全国的で、かつ時期も集中していると私は考えております。そういう中で、国も負担を押し切れない、そのようには推測いたしますが、学校施設などでは大規模改修に対する国からの財政的な援助があります。今計画の中では、国の援助についてどのように見積もっているのかお伺いをいたします。

また、各年度ごとの更新費用は年間予算の10%内を目標とするとされておりますが、一般会計の29年度予算額は64億円、更新に必要な年平均は13億円となっております。比較すると計算が合わねえんじゃないかと、そのようにも感じるんですが、建てかえする費用、つまり80年後には建てかえをしない施設

があるという前提の中でこのような10%以内を目標にする根拠は出てくるのか、その辺を根拠を教えていただきたいと思います。

また、計画書には民間活力、公益での設置あるいは相互利用との検討が明記されておりますが、策定に関しては、どのような形でどのような施設等この民間活力等の対象とされておりますか、お聞きをしたいと思います。

それから、この関連の3点目は、計画書の中で解体をするというふうにされております旧警察官派出 所及び旧産業事務所の活用方針についてですが、既に解体が契約の手続に入っているところもあります が、解体後の跡地は売却するのですか、お尋ねをいたします。

大きな2つ目は、介護施策についてでございます。ここ数年介護保険法の改正により介護政策は大きく後退し、制度発足時の100年安心のキャッチフレーズもむなしいかけ声だけとなってまいりました。国家全体での予算配分を考えることなく、介護保険の枠の中でのみ財政負担の削減を考える、そういった国の姿勢、これは今後も国民負担を強いる改悪を意図していると私は思います。そして、そのしわ寄せが市町村に来ることも覚悟せざるを得ないと考えます。法律に基づく介護施策は全国一律でなければならないのに市町村によってばらつきが出るのは正常な姿とは言えません。我が町においても、町長の見識により最悪でも他市町村のレベルを下回らないよう施策への目配りを要望するものであります。

質問に入ります。まず、過去の介護保険制度の改正によってどのような影響が生じたのか 2 点お尋ね します。

1つ目は、特別養護老人ホームの入所状況についてですが、介護保険制度の改正により補足給付の打ち切り等により特別養護老人ホームからの退所が多くなっているとの統計情報がありますが、我が町での状況はいかがでしょうか。

2点目は、補足給付の打ち切りの判断要件に所得制限というのがありますが、所得に非課税所得が加算をされたこと、非課税の判定には入所していない配偶者の状況も加味されることになったことなどのために自己負担が増大をしたはずですが、我が町での状況はいかがでしょうか。わかれば打ち切りされた方の人数をお答えいただければと思います。

介護施策の2つ目です。介護ボランティア制度の見直しについて私としては再々度の提案をさせていただきます。私は、議員に当選させてもらってから、献血互助会を念頭にして自分が提供した介護サービス料に応じて、自分が介護サービスを受けることができる制度を提案をしてまいりました。町は、介護ボランティア制度を24年度に立ち上げてくれましたが、内容はいささか違っております。あれから数年たちました。制度見直しの検討は余りされていないように私は感じますが、ボランティアさんの意見を十分に聞いて、見直しの検討をぜひしていただきたいと思います。その際に、次の2点を検討の中に加えていただきたいと質問をいたします。

1つ目は、ボランティアさんの活動分野を在宅介護に広げることです。介護については、これからも介護状態が重い方は施設入所を主体に考えますが、それ以外の方は在宅介護にならざるを得ません。話し相手になることや散歩の補助、洗濯物等の整理、あるいは買い物などのボランティア活動は、在宅介護の方々にとって大変ありがたいサービスになると私は思います。また、有料のサービスとの組み合わせなどによって家計の負担の軽減も可能になると私は考えます。町は、制度立ち上げ時に高齢者の詐欺

等の被害、個人情報の漏えい、活動実績の把握の懸念を理由に活動範囲を施設だけに決めましたが、在 宅介護の希望する方とボランティアさん双方の納得、合意によれば、それを鉄則とすれば当初ネックと 考えた点も解決し得ると考えます。提案申し上げます。希望する方を募るところから始めませんか、町 長のお考えを伺います。

もう一点、私の以前からの提案は、年々提供した活動を積み上げていく方式です。現行の年度限りのポイント付与と精算、これを否定するものではありません。選択制も可能であります。私は、社会参加活動の場を広げる意味からも、65歳より若くても有志の人が活動できるような制度にすべきだと思います。町長のお考えを伺います。

大きな3点目は、ちびっこ天国についてであります。3月議会の行政報告では29年度の休園と同時に、今後再開、公の施設としての活用、新たな集客施設の可能性を検討していくと書かれておりました。しかし、ちびっこ天国については、平成25年度にちびっこ天国施設のあり方についてとの有識者による提言を受けております。その提言には多くのことが書かれてありまして、今検討しようとする項目の中では、新たな集客施設の検討だけは入っておりませんが、それ以外のことはもう議論をされております。また、管理棟のあり方についても委託結果に基づく計画がもう既に示されております。そういう中で、今回の検討は今までの検討とどのような目線で、どういう違いの目線で検討されるのでしょうか、私には思い及びません。検討の進捗状況をお尋ねすると同時に当座の休園問題、これは早期の決断が必要だと思いますが、いつごろまでに結論を出す考えなのかお伺いをいたします。

2つ目は、管理棟の耐震化修繕についてであります。町のこれまでの答弁では、管理棟は多目的利用するとして何階かに、公の施設的な利用が含まれておるわけですが、そのうち1階部分はプール事業用として整備するとの方針でありました。プール自体が再開できるかどうかの検討が必要になった現状では、この計画は棚上げすべきではないかと、そのように考えますが町の考えをお聞きをいたします。

最後は、青少年交流の家についてでございます。町のメーン道路沿いにブルーシートに覆われた階段部分と未完成の建物が残っている風景は異常であります。町民からはいつになったら決着がつくのか、放りっぱなしにしてしようがないというなら、もともと建てる必要がなかったんじゃないか、そんな声が大きくなっております。

私は、今回のもともとの原因は契約の締結に当たっての双方の合意が不十分であったこと、さらに問題発生時の両者の意思疎通がされなかったことだと私は思っております。どちらかが一方的に悪い、そういう状況では私はないと思っております。しかしながら、現実はこうなりました。通常こんなケースでは早期解決に向けてお互いの接触があるはずですが、町も顧問弁護士の指導に従い、相手方の出方を待つだけと、そういった姿勢であります。このままでは進展はない、そのように思いますので、あえて質問をさせていただきます。

1点目の3月議会以降の経過については既にご答弁がありましたんで、省略をさせていただきます。 町は、昨年の12月議会における御園生議員の一般質問に対して、「交流の家は請負により建設されたも ので、不法に無断で建てたものではないので撤去命令はできない」と答弁されました。私は、答弁の前 段は理解できるんですが、なぜ撤去命令ができないのかが理解できません。今回の私の質問も御園生議 員と同趣旨の質問ですので、同じ答弁になるのかなとは思いますが、法律上、損か得かという判断では なくて、法律上撤去命令ができない、その理由を含めてご答弁ください。

私が思うには契約解除になって建物だけが残っている。土地の所有と管理は町が行っているのですから、管理上、支障があれば撤去を求めるのは正当だと思いますが、町の考えをお伺いいたします。撤去には土地所有者の了解が必要となるはずですから、双方が一つのテーブルに着くきっかけにでもならないかとの思いからの質問であります。真摯な答弁を期待しまして1回目の質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、7番議員、齊藤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目のご質問の公共施設等総合管理計画につきましては、長期的な視点による財政負担の軽減、平準化と公共施設等の全体最適化を図るため施設等の減築や効率化、多目的利用などを目的として平成27年度に策定したものであります。個別施設計画につきましては、施設ごとの維持管理等の方針及び平成29年度から平成33年度までの5カ年間の間に実施を検討している事業等を取りまとめ、平成28年度にまとめたところであります。

次に、財政負担について、国等からの財政援助ですが、本計画に位置づけている事業は、維持補修等の事業が中心となること及び補助制度が変わり得ること等から、事業費ベースの推計としています。また、各年の更新費用につきましては、過去10年間の決算をもとに歳出総額に対する普通建設事業費及び維持補修費の構成比等を考慮し、更新費用を年間予算額の10%程度に抑えることを目標としております。以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 企画財政課長、岡野義広君。
- ○参事兼企画財政課長(岡野義広君) 私からは、1番の公共施設等総合管理計画の2点目の③と3点目についてお答えさせていただきます。

民間活力の導入といたしましては、現時点ではコミュニティプラザを想定しております。また、広域 対応といたしましては、既に一部事務組合として斎場、消防及びごみ処理施設等において行っておりま すが、今後の検討対象としては貸し館を主とする施設を想定しております。

3つ目の旧警察官派出所及び旧産業事務所の跡地利用につきましては、現在検討中でございまして、 当面普通財産として管理していく予定としております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) 私からは、介護施策のご質問についてお答えいたします。

1点目の特別養護老人ホームの入所状況でございますが、平成29年1月現在の入所者数は99名、待機者数は21名となっております。

2点目の補足給付の打ち切りの状況でございますが、平成27年8月の介護保険制度改正に伴う判定要件見直しにより対象外となった方は4名でございます。

3点目の介護ボランティア制度の見直しでございますが、活動分野を在宅介護に広げることについては、他人の目が届かない居宅内の活動となるため、ボランティア中の事故等の発生が懸念されることや、

認知症等判断能力が十分でない方を対象とした活動も含まれ、ポイントの付与等が適正に行えるかといった課題がございます。

次に、年齢要件の撤廃については、ポイント換金の財源となる地域支援事業の対象は65歳以上の高齢者という条件であることから、今後の検討課題であると考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは3点目のちびっこ天国のご質問についてお答えいたします。

酒々井ちびっこ天国につきましては、平成29年3月定例議会の行政報告でご報告いたしましたとおり、今年度につきましては休園することとし、休園作業とあわせて施設利用の可能性について検討しているところであります。今後としてはちびっこ天国の再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用、新たな集客施設など、さまざまな可能性を公募により民間事業者に提案してもらうなどの方法など庁内で研究しているところでございます。管理棟については今後の方向性を出していきたいということで考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、私からは、4点目の青少年交流の家の質問にお答えを申し上げます。
  - (1) についてはよろしいということですので、(2) につきまして説明させていただきます。土地の管理権によります施設の撤去は要請できないかとのご質問でございますが、12月定例会でご報告しましたとおり、町としましては出来高精算による建物の引き渡しを求めて協議をしていくこととしております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 7番議員、齊藤博君。
- ○7番(齊藤 博君) じゃ、2回目に入らせてもらいます。事前のお互いの話し合いがないんですから、 聞きたかったことのところがちょっとずつみんな欠けているということで、第2回の中でそれを質問を させていただきます。

まず、公共施設等総合管理計画についてですけど、個別の経過についてもうできたというようなご答弁のように思いました。いずれ資料は配付されるんだろうと思いますが、今29年から33年とおっしゃったんで、今後もあれですか、総合計画の5年刻みとあわせて34年度以降も5年間隔の計画として随時編成をしていく、策定をしていくというように考えているということでよろしいんですか。あるいは、とりあえずは33年だけど、それ以降はもう将来見据えて全体的なものは出るよということなんでしょうか。それを1つ確認をさせてください。

それから、国からの財政の援助ですけど、この計算には入っていないということのようです。ただ、いろんな施設は、国で言えば、いろんな各省がありまして、持ち分野違いますんでいろんな補助制度がやっぱり存在するんだろうと思うんですね。その辺も次には加味をして、そして具体的な施設の改修の

中に入れてほしいなというふうに思いますが。今答弁された33年度までの5カ年の個別計画の中は、1年当たり大体何億円くらいの事業というふうに見積もられているんでしょうか。算出していなければ仕方ないんですが、もし算出があれば、この5年間だけでもどのような費用になるというふうに予想されているかお答えをいただきたいと思います。

それから、年々の費用の問題ですが、私言うのは、単純な計算で、1年当たり13億必要だったら、だけど、今当初予算は64億ですから、大体1年6億か7億ですね。それでやったら80年近くかかっちゃうじゃないですか、そういう計画なんですかということを聞きたかったんですね。この計画の中には修繕だけじゃなくて、80年たったら建てかえるという、その費用も入っているという前提になるわけですか。それで、事業費を計算するときに今は建てるつもりで計算するとこうなるけども、実際は建てかえをしないと、そういう施設がこの中に入っているから、年6億円で済むんだと。あるいは、年10%以内で済むんだというようなことなのか。となりますとね、どうしてもそういうものはどんなのということになるんで、その辺の考え方が10%でおさまるのかどうかを含めてお答えをいただきたいと思うんですよ。私が調べた範囲でいいますとね、毎年投資的経費だけで11億円はいっていますよ。最低でも6億円ですよ、最低の年で。それは1年しかありません。最近は、10億はみんな超えています。その中には当然道路の、新設道路とかも入っていますから、費用をさらに6億円を加えるとしたら大きな額ですよ。その辺は、どういう説明を我々にしてくれるんでしょうか。その辺をもう一度お聞きをしたいと思います。以上が管理計画、1番目の質問です。

2つ目は、介護施策についてですが、特養の入所人数等はわかりました。それはわかった上で私が聞きたいのは法律改正の中で退所者がふえているというような情報があるんで、町はどうなのと。99人、前は何人いたけど、今は何人だと。だけど、それは亡くなった方がいるためだとか、そういうお答えがいただければ一番ありがたかったんです。もし、それが把握をされていればお願いをしたいと思います。要するに、条件が変わって施設入所が困難になったと。そういう方がどのくらいいるんだろうかということを知りたいんです。よろしくお願いをいたします。

同じことで、補足給付の打ち切りが4人だったということで、これはお答えをいただきました。そこの4人の方でよろしいんですが、自己負担がどのくらい上がったんでしょうか。我々が法律改正の中身だけでして、実態をなかなか把握できません。したがって、一つの例でもよろしいんですが、把握されていれば、どの程度の値上がりがあったのか。あるいは4名の方がその後も引き続き入所されているのかどうか、わかればお答えをいただきたいと思います。

それから、介護ボランティアの年齢制限についてですけど、今課長がお答えになったことは制度当初のお話であります。私もそれは知っているつもりで質問をさせていただきました。だから、全体が同時に無秩序に始めては、それは混乱も予想されますよ。だから、介護を受けたい方と提供していいという方が、それがお互いに合意をし、納得した上で、そういう方には在宅にいって介護を手伝ってもらう。それをボランティアの活動の中に入れるということで、私は支障ないだろうと思うんです。そのような意味での私質問なんです。だから、今までの経過はそれでいいですよ。だけど、そういう目から見て見直しというのはありませんかと、こういうことをお聞きしているわけです。

それからもう一点ですね、65歳がもう既に決まった、動かせないものだというような論法なんですけ

ど、今介護保険法でいうですね、地域支援事業は受けるほうは当然65歳以上でしょう、介護保険だから。だけど、それにサービスなりを提供する人が65歳以上じゃなくちゃいけないと決めてありますか。私、わかりません。法律で65歳以下の人は地域支援事業に参加しちゃいけないと書いてあるんでしょうか。私は、それは町が決めただけじゃないかと。だったら、町が理由をもって変える分には何の支障もないだろうと。介護保険法から外れるというんであれば、介護保険事業じゃなくて、町の一般会計事業としてやればいいじゃないですか。そういう質問をさせてもらっているんです。もう一度お答えをいただければありがたいと思います。

それから、ちびっこ天国についてですけど、ちょっと私、驚いたんで文章を引用します。広報ニューしすいの6月号にちびっこ天国の記事がありまして、「今年度から当分の間休園することになりました」との記事がありました。我々に対した3月議会での行政報告では「来年度は休園することといたしました」とされています。何だ、当分の間はというのが私の率直な疑問でございます。町長にお尋ねをいたしますが、29年度だけというふうに私は受け取っていたんですけれども、この広報によりますと、29年度だけじゃないよと。当分の間というんだから、しばらく二、三年のことは言うでしょう、普通ね。そのときも休園するんだというふうに判断を変えられたんですか。これはですね、私が質問した中の結論をいつまで出すかと重なるんですよ。あと3年間も休むというんであれば、この検討期間中のですね、また3年の中でやればいいやという話になりそうです。いや、そうじゃないんだ。29年だけ休園するんだということであれば、もう今年度中には結論出さなくちゃいけないわけですよ。その辺の左右するキーのポイントでございます。ぜひ今の町の考え方、これをはっきりさせていただきたいと思います。

それから、言葉尻じゃありませんが、新たな集客施設というのが検討課題に入っております。それは、 現在のプール施設を取り壊すという前提での検討なのか、今あるプール施設を前提として、それを利用 する形での集客施設の検討なんですか、お答えをいただきたいと思います。

それから、管理棟については、今後方向性を出したいというような答弁だったと思うんですが、何を意図しているのか、ちょっと私には理解できないんですよね。今まで800万かそのくらいの委託料で時間をかけて改修計画ができ上がったばかりですよね。それなのに、これから何の方向性があるんですか。具体的にはどういうことを方向性として考えているんですか。あるいは言葉だけですか。具体的にこういう方向でやりたいというものがなくて、ただ言葉の中で方向性を言っているだけなんですか。下手するとね、時間稼ぎみたいなふうにしか思えないんで、言葉悪いですけど。その辺をはっきりをさせていただきたいと思います。

それから、これは、あるなしで結構ですけど、管理棟の耐震化修繕 5 億5,000万とかいっている事業は、先ほどの公共施設等の総合管理計画の33年度までの個別施設計画に入っているんでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

最後の青少年交流の家についてですけど、やはり私も細かいところまでは質問の要旨を伝えてありませんでしたので、ずれたんですが、町の答弁を聞きますと、結果的に弁護士の指導に従っているということは一貫しています。それに従って町が損害を受けないというかな、そういう立場の中で今姿勢を決めているということについては一貫しているんですけれども、先ほど御園生議員に対する答弁の中でのことを聞いたように、法律上、撤去命令ができないというような言葉があるんで、それはどうなのとい

うことです。法律上、町が正当に請求できるものがないというんであれば、これは損得で考えるしかないかもしれませんよ。だけど、弁護士さんがそのように撤去命令ができないというふうに言っているのかどうかわかりませんけど、撤去命令ができない根拠を改めて教えてください。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 企画財政課長、岡野義広君。
- ○参事兼企画財政課長(岡野義広君) それでは、齊藤議員から公共施設等総合管理計画について再質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

1点目は、今後も5年ごとに策定していくのかということでございますけども、基本的に基本計画等に今回合っておりますので、今の段階ではですね、5年ごとに見直しでつくっていきたいとは考えてございます。

2点目、5年間の年度ごとの金額を想定している金額ということでございますけども、平成29年度はもう既に繰り越しとかがありまして金額は違っておりますが、この個別計画の中では平成29年度では目標額として5億9,800万円、平成30年度におきましては5億9,800万円、平成31年度で5億9,700万円、平成32年度で5億9,600万円、平成33年度で5億9,500万円を維持更新等の費用として設定をしたところでございます。

もう一つ、10%でおさまることだったと思いますけども、過去10年間のまず普通建設事業の割合でございますけども、平成17年から26年で出しますと、前半の5年間、平成17年から平成21年までの平均でいきますと7.56%だったものが、近年5年、平成22年から平成26年でありますと平均で15.17ということで、先ほど齊藤議員からあった近年は高くなっているというようなご指摘でございましたけども、15.17%となっておりますけども、常に高いということも最近でございますので、この平均をとって11.36%として計算をしてございます。さらに、あと維持補修費の割合でございますけども、過去10年間で平成17年から前半5年の平成21年までの平均でいきますと0.32%、平成22年から平成26年の平均でいきますと0.69%ということで、維持補修につきましては0.5%として平均をとらせていただいて、合計では11.86%ということでございますが、そういうことでございまして、10年間の割合としては11.86%となりますが、10年間のうちその前半5年間の平均が8%未満であること、また社会保障等の増加等を勘案いたしまして目標としては10%以内とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) それでは、私のほうで介護施策の関係で幾つかご質問いただいておりますので、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、施設のほうで制度改正により4人の方がそれぞれ金額等上がったんですけれども、それについての詳細と申しますか、金額の内容でございますが、あくまでも施設サービスを利用したときの費用として自己負担分と、あと居住費、食費等が支給、お支払いすることになります。その中で居住費と食費につきましては、基準費として1日当たり食費の場合ですと1,380円お支払いすることになりますが、これが所得の低い方につきましては、その負担が軽くなりまして、それが例えばですが、生活保護受給者の方々ですと1日当たり300円、また世帯全員が市区町村民税非課税で前年の合計所得金額と課税年

金収入額の合計額が80万円以下の場合は390円というふうな形でそれぞれ負担が安くなっているところでございます。それで申しわけございませんが、それを全部合計した金額というのは今資料ございませんので、ちょっとご説明のほうはできませんのでご了承いただきたいと思います。

続いて、今その方が引き続き入所されているかどうかということでございますが、その当時のことで 担当の職員にお話を伺ったところ、この件で問い合わせ等、また退所したというお話はちょっと伺って いないということで聞いております。

あと、最後に介護ボランティア制度の件でございますが、こちらにつきましては、介護ボランティア制度自体が高齢者自身の社会参加活動を通した介護予防、介護予防を推進するための制度であることから、今後先ほど議員のほうからお話がありました生活支援事業の中で検討することも必要であるかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは、ちびっこ天国の関係についてお答えさせていただきます。

6月号の広報に載ったということですが、今後の方向性については変わってはおりません。それと、 プール施設を壊すのかということですが、その辺は施設全体を使ってですね、今のままか、新たな集客 施設、そういったものを使っていただける運営をしてくれる民間事業者からを提案で募集をかけていく ような方向を考えているところでございます。それですから、管理棟についての今後の方向性について も、そのような形とあわせて検討していきたいというふうに考えております。

それと、管理計画の中に金額が載っているのかということで、検討中であることから金額は入っておりません。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、私からは、青少年交流の家の件につきまして答弁させていた だきます。

先ほど齊藤議員のほうからもありましたとおり、28年12月の御園生議員の質問で、現在の建物は正規の請負契約により建設されたものであり、不法に無断で建てられたものではございませんので、今後も出来高精算による目的物の引き渡しについて協議をして、対応していくことが最も合理的であろうという判断でございます。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 7番議員、齊藤博君。
- ○7番(齊藤 博君) 済みません、3回目、時間ないんですけど。最後の交流の家でちょっと忘れない うちに。合理的であろうという言葉が最後ありました。私は、法律的にお聞きしているんですね。合理 的というのは変な意味で言えば、得か損かも含まれるわけですけれども、法律的に私が申し上げたよう なことは、町の権限の中にないということなのかどうか私はお聞きしているんです。それによっては、 その議論やってみてもしようがないわけでしょう、法律上できないんであれば。それと同時にですね、

例えば、私は弁護士さんにいろいろアドバイスをもらっていることは聞いています。だけど、弁護士費 用というのは予算化されていないじゃないですか。ということは、町が言ったことに対してちょっと答 えてもらうだけの相談でしょう。町が、そうじゃなくて、全体的にですね、根本的な解決はどうするん だと、どうしたらいいんだというふうに弁護士さんに本当に相談するならお金必要でしょう。多分予算 はかかっていないんだから、それをやっていないはずですよね。私は、一つの方法としてこのまま施設 が野ざらしになるのはどっちにとってもよくないから、やはりはっきりさせるというのが大事だと思う んですよ。大事なのは、結果的に裁判とかそういうことになるんでしょうから、その専門家なりの意見 というのはやはりしっかり聞くべきだと、そのために負担すべきものはしたっていいと。そういうつも りでやらなければですね、根本的な解決には至らないんじゃないですか。私らも法律的に知っているわ けじゃないし、私もこういう提案をしたって法律上、それはないんだよと言われちゃえばそれまでなん ですから、そういう説明を執行部は我々にしてくださいよ。そのために弁護士に対する一つの何ていう か、接触の仕方といいますかね。ただ、こういうの来たからどうだと聞くんじゃなくて、町がこれ解決 したいんだと、そのためには法律上どうしたらいいんだと、こういうくらいの働きかけを私はやってほ しいと、そのように思うんで。課長、申しわけないですけど、さっきのね、法律上だけでやっぱりない というふうに。法律上で撤去権はないと、そういうふうな答えなのかどうかをもう一度だけ確認させて ください。青少年の家については、そういうことです。

それから、最初の管理計画の中で、これは私の意見です。コミュニティプラザにですね、民間資金の導入というんですか、民間活力導入というようなことなんですが、私は率直に言ってですね、今回のちびっこ天国の例を考えますとね、民間はやはり何といったって利潤ですから。利潤がなければ乗りませんよ。今回のちびっこ天国の辞退を聞いてもですね、取り寄せた、資料請求してもらった28年度決算がですよ、請け負った会社が358万円の欠損ですよ。それを毎年、毎年繰り返すわけにはいかないじゃないですか。民間というのはやっぱり利潤ですから、出ないところには来ませんよ。ですから、今回民間活力ということでやって、食堂をつくるとかいろんな計画があるようですけども、結果的にですよ、それが民間にとって利益のない、利潤の上がらないものならいつでも撤退してきますよ。それに残った施設を誰が管理するんですか。町独自じゃできませんよ。そういうふうに考えますと、私は酒々井ちびって天国でそういう経験を今味わっているんですよ。でも、なおかつ今度コミュニティプラザの中でもそのような形のものを進めようとする。これは、より慎重であるべきだと。私はもうからなくても、町の一つの財産として、あるいは施設として管理をすると、そういう方向性だって立派にあると。市町村の逆に言えば、それが役目だっていいんじゃないかと、そのように思うわけであります。これは、意見ですのでお答え要りませんが、商業ベースに経済論理に振り回される必要はないと私は思います。そのような意見申し上げて終わります。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) ただいまの齊藤議員のお話の中で弁護士の関係の費用というお話がございましたけれども、町につきましては顧問弁護士として委託契約を結んでおり、費用をお支払いしている弁護士との協議といいますか、アドバイスといいますか、いただいているような状況がございます。費用はお支払いしております。それだけちょっと確認をさせていただきたいと思いまして。

○7番(齊藤 博君) 顧問は知っていますよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤修二君) はい。
- ○総務課長(大塚正徳君) 個別もしていただいているところでございます。その顧問弁護士に対応していただいているところでございます。

以上です。

○議長(佐藤修二君) それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問が終了しました。 ここでしばらく休憩します。

(午後 2時25分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午後 2時35分)

## ◇ 江澤 眞 一 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、10番議員、江澤眞一君。

〔10番 江澤眞一君登壇〕

○10番(江澤眞一君) 10番議員の江澤でございます。本日最後の一般質問者ということで、しばらくご 清聴よろしくお願いいたします。

私は、今回2点についてお伺いをいたします。大きな1点目が、酒々井町の介護保険制度について、 2点目が酒々井コミュニティプラザについてということで行いたいと思います。

まず、1点目の酒々井町介護保険制度についてということで、そもそもこの介護保険制度は2000年、 平成12年からスタートをしております。その中で今回が4回目の改正になります。たまたま6月2日に 通常国会で法案が通りまして、今回改正と。来年の4月1日に施行ということで町の介護事業もちょう ど来年3年目で経過するんで変わるということで、今回大きな改正点のですね、一つの大きなことは今 まで2割負担の人が今度3割負担になってしまうと。所得ある方がなってしまうということで、そうい った意味では介護保険を使う人たちがふえている、また受益者負担がふえる。これは、介護保険制度そ のものの財源の問題がかなりあるわけであります。今、50%が税金投入ということで国が25%で、あと は県、各市町村が負担しているということで、受益者負担もそういう面では酒々井町、あとでも出ます けども、来年度から介護保険料の改正を行うということで、そういったことがですね、これから2025年、 平成35年叫ばれています、に向かってですね、社会保障制度全体を見るとですね、約20兆近くはかかる だろうと。今が10兆ちょっとくらいの中でですね、約20兆近くまでかかってしまうと。そうした場合、 どうしようかということで国は動いているんですけども、なかなかやはり高齢化が進んでいる中では追 いつかないと。そういった意味では消費税を上げて、その財源に充てるというのがもともとその消費税 を3%やるときにはですね、福祉目的税という名目でやった経緯がありますんでね、今回10%になるの は決まっているということであればですね、国は今25出していますけども、その辺を何とか30とか持っ ていかないと、今度市町村の負担がますますふえていくと。そういうことになりますので、ぜひともで

すね、そういった観点から酒々井町の介護保険制度が千葉県でも一番より安く提供できるような制度に なればと、そういう思いがありますので、そういった意味を込めまして質問をさせていただきます。

そういった中で順次質問をします。まず、1点目がですね、平成28年度末での認定状況を伺うものであります。要支援からわかっていればお願いいたします。

2点目がですね、施設以外での介護状況は町は把握しているのか。また、家族介護について町の考えを伺うということで、これは介護保険制度スタートした時点でですね、うちの町独自の政策として家族介護手当というのも、1万2,500円の手当を出してやって経緯がございます。これは、町独自ということで、そういう面では私も当時議員だったもので、ああ、すごくいい制度だなと。利用者が少ない、多いは別としてですね、制度自体は私は大変評価していました。それが、施設介護だということでなくなってしまいました。けれども、現実はですね、例えば介護4ぐらいでも在宅介護をしている方々がいるんですよね。やっぱり施設よりも家でみたいと、そういう方々がいる中でですので、そういったことを町が賛成しているのかということをお伺いをいたします。

次の3点目がですね、介護保険負担限度額についてということで、この制度は実は広く周知されていません。これは、そういった意味ではですね、請求した人たちには対応するけども、みずからこういう制度がありますよという、そういう告知は余りやらないんですね。ということは、これは税金を投入するようなことになるということでですね、なかなか周知をされていない。でも、現実にこの制度があって活用したほうがいいのかなと思うので、この辺の制度の内容について町がどの辺まで把握しているのか伺うものであります。また、あわせて平成28年度の利用状況についてお伺いをいたします。

次の4点目の介護保険料についてということで、これは先ほど言いましたように、29年度、今年度で町の介護保険料金が来年度から改正になると。前回は据え置きしたということで、それは町の判断は私も大変評価しております。でも、社会状況からすると多分厳しいのかなという思いの中で町の考えを伺うものであります。

1点目が、現在の65歳以上、第1被保険者の基準年額が4万6,800円は県平均と比較してどうなのかということでお伺いをいたします。

2点目が、来年度から保険料の改正がなされるが、町はどのように考えているのかをあわせてお伺い をいたします。

大きな2点目の酒々井コミュニティプラザについてということで、これは偶然民間活力ということで、今、齊藤議員の話出て、これは偶然一致しちゃったんですけども、そういう中で質問させていただくんですけども、1点目がですね、平成28年度の利用状況について伺うと。また、過去3年間と比較してはどうなのか。利用状況、体育館、大広間、入浴含めてですね、個別にお伺いをいたします。

2点目が改修工事を行うという、以前も同僚議員から質問の中で検討委員会の中から行うんだということでしたが、具体的な計画、また実施時期についてをあわせてお伺いをいたします。

3番目の多目的ホールについてですが、今そういう面では町の体育館がないということで、その代が えとして利用している団体が各種あります。私も近所なんでほとんど毎日いろんな各種団体が使ってお ります。そこで問題になるのはやはり利用料金ですね。やはりかなり年間を通すと負担になると。また、 少人数でやると割高になると。そういうようなことからですね、やはり町がですね、町の体育館が使え ないんだと、そういう意味で提供している場所であればですね、利用料金もそれに合った免除をするなりですね、そういったものは私は当然すべきだとそういうふうに思っておりますので、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

また、あわせてですね、町体育館建設が大変同僚議員の質問の中ででもですね、やはり予算の問題があるということでなかなか進まないと。そういうんであれば、今使っている多目的ホールを拡張すればですね、例えばバレーボール2面くらいの、今1面なので2面くらい持てばさまざまな大会ができると。例えば、栄町は体育館がございませんけれども、各種大会、小学校とか中学校の体育館を使ってやっている中で、酒々井町はたまたまあそこのコミュニティにそういう施設があるということでですね。八千代市の場合には体育館は冷房暖房つきのごみ処理施設の一環としてあの中にあって、各種スポーツもあそこでやっているというような経緯ありますのでですね、その辺についても町がどのように考えているのかをお伺いするものであります。

以上で1回目の質問を終わりにします。よろしくお願いします。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、10番議員、江澤議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

2点目の酒々井コミュニティプラザについてのご質問のうち、具体的な計画等につきましては高齢者が利用しやすいようになるバリアフリー化、また健康づくりの場や食の提供などを盛り込んだ施設の改修について今年度に設計を行うこととしております。施設改修につきましては、設計が終了後に来年度以降予定しているところであります。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) それでは、私のほうから介護保険制度のご質問についてお答えさせていただきます。

1点目の平成28年度末の認定状況でございますが、要支援が221名、要介護が542名、合計763名の方が認定を受けております。

2点目の施設以外での介護状況につきましては、居宅介護サービスの利用者数、利用サービスの種類や費用等における介護給付費の支給を通じ把握しているところでございます。また、在宅介護につきましては、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう高齢者及び介護する家族への支援が必要であると認識しております。今後は、在宅医療と介護の連携等の推進により地域包括ケアを構築していく中で支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の介護保険負担限度額制度の内容につきましては、介護保険施設に入所した場合、介護サービス費用のほか居住費、食費を支払うこととなりますが、所得の低い方に対しては要件を満たすことで、この居住費、食費の一定上限額、いわゆる負担限度額を超える利用者の負担はなくなります。また、要件については、所得要件と資産要件があり、所得要件は世帯全員が町民税非課税であること。資産要件は、配偶者がいる方で預貯金が2,000万円以下、配偶者のいない方で1,000万円以下となっております。

次に、平成28年度の利用状況につきましては、3月末時点で115名の方が利用されております。

4点目の介護保険料の基準年額につきましては、町の4万6,800円に対し、県平均が5万8,337円であり、比較しますと2割ほど低い状況でございます。また、現在の保険料基準額は、県内54市町村のうち2番目に低い保険料となっております。

次に、来年度からの保険料の改正につきましては、第7期、平成30年から32年度でございますが、第7期介護保険計画を策定する中で今後の介護給付費の見込み等を勘案しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは、2点目の酒々井コミュニティプラザについての1点目、3点目についてお答えいたします。

1点目の平成28年度利用状況につきましては、利用者数でございますが、施設全体の数値になりますが、451,914人でございます。平成28年度利用者をもとに過去3年と比較いたしますと、対26年度と比較しますと8.5%の減、対27年度、1.8%の減となっております。

3点目の多目的ホールにつきましては、今後行われる設計の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 10番議員、江澤眞一君。
- 〇10番(江澤眞一君) それでは、再質問を行いたいと思います。今、順次、1点目のですね、認定状況 ということで、もうちょっと要支援が幾つとかね、介護1、2、3、4、5、今の総体で763名という ことでしたけども、段階別にもう一度お願いいたします。

それと、この2点目ですね、そういう面では施設に入れない、またそれで当然在宅介護になるだろうと。そういう中でですね、さまざまな介護保険で確かに行っているのはわかっておりますけども、それでも家族の方々がどうしても介護に携わらなければならないというような人たちも実際にはいるわけですね。やっぱりその人たちをどうケアするかというのは、これは介護保険制度の中では難しいけれども、福祉事業、これは福祉事業の一環として考えればできるのではないかということなので、検討するというでしたので、あわせて検討をしていただければとそういうふうに思います。

あと介護保険のこの負担限度額については、この制度確かにそうですね、でも1人1,000万の預貯金以下という内容の中でですね、対象者というのはいっぱいいるわけですね。今、課長のほうから利用者数が115名ということで実際に要支援抜かすと542名の方々がいるということで、そのうちやっぱり115名が利用しているのかなということであれば、ちょっと低いのかなと。実際にですね、例えば厚生年金もらっている方々の場合でもですね、預貯金が特別ある方々は対象外であってもですね、それ以外の方々であれば、配偶者がいない方々であれば使える制度なんですね。実際に施設で十二、三万かかっている中でこれをやると、多い人で4割くらい、多重とかいろいろ、個室とかいろんな条件ありますけどもね。ですのでですね、ぜひこういうのをもうちょっと、ケアマネジャーさんにですね、実際にこういうのももうちょっと推進したほうがいいのかなと。なかなかケアマネジャーさん個人によってですね、やる人

とやらない人がいるんですよね。これは実際います。だから、そういうのがやはり統一されていないのがですね、やっぱり利用者負担、私の知っている方々もこの間やってあげたら4万くらい安くなったんですね。もう施設に3年も入っていたわけですね。これは年間50万といったら、もう3年だと150万くらいですよね。やっぱりそういうことが実際あるのでですね、やはりこれも町の責任ではなくてですね、やっぱり包括支援センターが指導するべきことであるのでね、町のほうからその辺もう少し指導していただければと。これは要望しておきます。

それとですね、保険料に関しては、今年度中にやるということであわせて、そういう面ではね、千葉県で2番目に低いということで、これは私も大変評価をしております。隣の成田市なんかは合併する前には下総町が千葉県で一番介護保険料を払っているところと成田市が合併したときに保険料どうなるんだろうと、その下総の方々は大変喜んだわけですね。ところが、正直申し上げて、成田市に住んでいる方々というのはその負担が来ちゃうんだと。だから、先ほど齊藤議員からもありましたけども、本来この保険料というのはですね、最低でも千葉県は統一すべきかなと私なんかも思っていますんでね、そういう面ではですね、酒々井町は低いということで私も大変評価していますんで、ぜひですね、上げる幅をできるだけ抑えれるような、そういう方向に行っていただきたいと、これも要望しておきます。

コミュニティプラザに関してですけども、全体のやつが4万幾らというのは人数はこれでも利用者数 は減っていると。町の体育館がなくなったわりに、そういう今使っている人たちがいても減っているわ けです。じゃ、何が減っているかというのは実際には把握しているのかと。例えば、あそこのお風呂の 施設もね、大変もう老朽化していると。また、2階にあるということで、前もほかの同僚議員からも質 問あってですね、お風呂は1階に下げたほうがいいだろうとか、いろんなそういう意見も出ましたです よね。お風呂も大変もう古くなっていると、また狭いとそういう意見も前からあったので、やっぱりど うせ改修するんであればですね、多分その検討委員会からも意見は出ているというふうに伺っています のでですね、あわせてその辺もきちんとやればもう少し利用者数がふえるのかと、そういうふうに思い ますんで、その辺の町の考え方をお伺いしたいのと、その多目的ホールはね、今現実にちょっとした雨 が降ると雨漏りをするんですね。あれは天井じゃなくて、脇のほうから染み込んで雨漏りがしてしまう ということで、そういうことはですね、あそこで働いている方から意見を伺ったのでね、やはりそうい うところも改修するんであればね、やはり増築するときにもあわせてやるとか、もうちょっと総合的に ですね、予算、まずは、設計を今年度行うということであれば、次、予算化に向けてですね、まずは設 計のときにどう評価を私ども議会でするかということも実は大事なので、どうせやるんならですね、私 はきちんと整備をするべきじゃないかと。あわせて言えば、さっき民間活力でコミュニティのたまたま その施設のことが出ましたけども、齊藤議員が言うようになかなか民間はすぐ来ても去るのも早い。だ から、あそこはやはり私もですね、福祉目的の、町民のそういう福祉の目的の場所だという位置づけを すればですね、そういう考え方もあるかというふうに私は思っていますんで、今現実にあそこに町の職 員が1人常勤といっていいのかどうかわかんないですけども、いますよね。その人件費というのは、結 局あそこの施設で運営しているだけの人件費ではなく、こっちのほう職員としての人件費が賃金として 入っているわけですよね。だから、あそこであくまでも結局そういう職員を1人置いてまでね、やって 利益は浮いていないわけなので大変もったいないなと。そういう面では民間という考え方も、私は個人

的にはシルバー人材さんとかのほうがいいなと思っていますんでね、貴重な職員をあそこに1人張りつけるほどの仕事なのかなという個人的には思っていますんでね。その辺もあわせて、このコミュニティプラザのあり方をもう少し大きく考えるべきじゃないかと、そういうふうに思いますけども、その辺もあわせてもう一回町の考えを伺いたいと思います。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) それでは、私のほうから介護保険の認定状況の内訳につきまして答弁を させていただきます。

要支援でございますが、平成29年3月末現在で要支援1が102名、要支援2が119名、合計で221名になります。あと、要介護でございますが、要介護1が165名、要介護2が109名、要介護3が107名、要介護4が96名、要介護5が65名、そして要介護の合計が542名、それで総計で763名が認定を受けている状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、コミュニティプラザの関係で減った理由ということで ございますが、お風呂の利用が減っております。これには理由がございまして、昨年27年度につきまし ては、定期点検に加えましてお風呂の改修工事を行って休止したときが多かった。それと、28年度は延 命化工事に伴いますお湯の供給がストップしたということでお風呂のほうがストップした。お風呂の利用が大体施設全体の利用者の半分くらい、50%くらいを利用しているという状況でございます。それに 伴いまして利用者が減っているということでございます。

あと、それとコミュニティプラザのあり方ということでございますが、それにつきましては、現在民間事業者のほうからご提案をいただきやっているところでございますので、その辺を見据えまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 10番議員、江澤眞一君。
- ○10番(江澤眞一君) ありがとうございました。1点だけ。プラザ関係で、最終処分場はあと何年かでいっぱいになりますよね。私、何年か前にもちょっと質問した中でですね、やはり個人的に私はあそこは体育館とああいう施設と、ああいう……ハーブガーデンもありますし、食と、そういう中でですね、私は前も言ったかもしれない、今中央台公園の下のプリミエールの下で少年野球の場所になっていますけども、町のああいう一等地のほうですね、私は少年野球とか子供のサッカーを向こうに持っていって、あそこみんな平らにしてですね、芝を張って、そういう施設にするべきだという前もちょっと言ったことあるんですけどね、あそこの一等地が大変もったいない。私は、町の町有財産として価値を考えた場合には、そういう考えがありますんで、やっぱりコミュニティのほうに私はそういう少年野球とか少年のサッカー、大人のあれも含めてですね、そういった総合的な考えで進めたほうがいいのかなという。最終処分場の利用をですね、ぜひ組合のほうへ提案してですね、町はこういう計画を持っているんだと、そういうふうにやったほうが私はいいのかなと思っていますんで、あわせてその辺も検討していただければと要望いたしまして終わります。

○議長(佐藤修二君) それでは、10番議員、江澤眞一君の質問が終了しました。

◎日程の追加

○議長(佐藤修二君) お諮りします。

ただいま町長、小坂泰久君より6月6日に提出された議案第3号について、撤回したいとの申し出があります。議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

## ◎議案の撤回の件

○議長(佐藤修二君) 追加日程第1、議案の撤回の件を議題とします。

町長から撤回理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、議案の撤回につきましてご説明申し上げます。

平成29年6月6日に議案第3号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算(第1号)を上程したところですが、JR酒々井駅西口駐輪場工事の整備計画を再検討する必要があると判断したことから、当該議案を撤回したく議会の許可をお願いするものであります。

○議長(佐藤修二君) 以上で町長の説明が終了しました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案の撤回の件を許可することに決定しました。

## ◎散会の宣告

○議長(佐藤修二君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。

(午後 3時04分)

# 平成29年第3回酒々井町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

平成29年6月15日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号及び議案第5号一括審議 (委員長報告及び質疑・討論・採決)

日程第3 発議案第1号

(趣旨説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第6号ないし議案第15号

出席議員(16名)

1番	濵 口	信	昭	君	2番	須	藤	伸	次	君
3番	酒 瀬 川	健	_	君	4番	那	須	光	男	君
5番	御園生	浩	$\pm$	君	6番	JII	島	邦	彦	君
7番	齊藤		博	君	8番	内	海	和	雄	君
9番	佐 藤	修	$\equiv$	君	10番	江	澤	眞	_	君
11番	平  澤	昭	敏	君	12番	越	Ш	廣	司	君
13番	竹 尾	忠	雄	君	14番	地	福	美板	支 子	君
15番	小 早 稲	賢	_	君	16番	髙	﨑	長	雄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町	長	小	坂	泰	久	君	副	町	長	飯	塚	光	昭	君
教 育	長	木	村	俊	幸	君	教	育 次	長	大	﨑	智	行	君
参 企 画 課	兼 す 長	岡	野	義	広	君	参住課	事 民 協	兼働長	清	宮	高由	起	君
参 経済 課	兼 境 長	芝	野	芳	弘	君	総	務 課	長	大	塚	正	徳	君
税務信課	E 民 長	鳩	貝		剛	君	健課	康 福	祉 長	河	島	幸	弘	君
まちづ 課	くり 長	板	垣	_	成	君	上課	下 水	道 長	黒	田	光	利	君
農業委事務 昂	員会 品 長	岩	井	尉	行	君	こと	ども調	是	七	夕	夕 美	子	君
学校教課	女育 長	玉	井	淸	人	君	生課	涯 学	習長	福	田	良	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
会計管	理者	木	村	修	_	君								

本会議に出席した事務局職員

事務局長鵜澤勝己書記五代より子書記斉藤良尚

◎開議の宣告

○議長(佐藤修二君) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長(佐藤修二君) 本日の議事はお手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長(佐藤修二君) これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番(竹尾忠雄君) おはようございます。日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

通告順に基づきまして、1点目でありますが、教育環境についてお尋ねをいたします。酒々井中学校グラウンドの拡張についてお尋ねしますが、1つ目は、町は用地購入の計画目標を立てておるのかどうか。2点目は、今年度は当初予算に用地購入費は入っておりませんが、補正予算で対応するのか伺います。

2点目は、中学校体育館の改修計画について、改修の見通しについてお尋ねいたします。

2つ目は、道路問題についてお尋ねいたします。平成29年度の社会資本総合交付金について、町の要望に対して何%を交付されたのか、伺います。

次に、町道02-006号線道路改良事業について、本年度の計画事業内容について伺います。昨年度は、 JR越えのオーバーの設計等について発注しましたけれども、今年度の計画について伺います。

3点目ですね、町道1B-051号線、国道51号線から旧岩橋分校入り口付近の狭隘道路解消の目的で 用地を購入したことから、取得目的に沿って事業化すべきであると思いますが、いつ事業化するのか、 伺います。

4つ目は、町道尾上飯積線の通行どめについてお尋ねいたします。今議会の初日に全員協議会で担当 課長から修繕をする、こういう報告がございましたけれども、1点目は、利用者からの苦情は何件あったのか。事前に説明会を開かなかった理由を伺います。また、地元からの要望で町は説明会を5月23日 に開きましたが、関係者の理解が得られたのかどうか。

次に、5点目について、柏木地先の県道酒々井宗吾線、車道まで雑草が繁茂し、車の通行と歩行者の 安全のためにも早急に県に要望すべきと思いますが、町の対応ということで通告してありますが、私、 先日印旛土木のほうへ行って伺いましたら、6月15日、きょうから成田市境のコンビニから柏木のほう に向かって、きょうから草刈りを行うということでお聞きしましたので、これについては取り下げます。 必要ありません。

3点目について、馬橋地区の盛り土崩落についてお尋ねします。昨年9月の崩落事故により、町管理の排水路が損壊され、排水が停止となり大問題になりました。町が排水路の原状回復の指導中に、さらに下流の場所で昨年12月に同じ業者が盛り土崩落事故を起こし、排水路、農道や水田、土地改良の施設などを破損する事故が発生しました。詳細な経過を伺います。また、再発防止策と一日も早い原状回復、再度の事故に対する町の対応について伺います。

以上、1回目の質問といたします。よろしく。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

[町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをいたします。なお、答 弁につきましては、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは、副町長、教育長、または担 当からお答えをいたします。

それでは、13番議員、竹尾議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の道路問題についての中の3番目のご質問で、町道1B-051号線がいつ事業化されるかについてでありますが、今年度に工事を実施すべく進めております。

以上です。

○議長(佐藤修二君) 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長(飯塚光昭君) 私からは、3点目の馬橋地区の盛り土の件についてお答えをいたします。

馬橋地区で行われております再生土の埋め立て事業により発生しました一連の事故につきましては、施工者による過剰な埋め立てが原因であり、上流側については昨年の9月に、下流側については昨年の12月に盛り土が崩落し水路が損壊いたしました。また、本年の3月には、さらに下流側の盛り土が崩落し、その土圧の影響で町道等が損壊をいたしました。町としましては、これまで再三にわたって関係者に原状回復を求める改善要望と勧告を行ってまいりました。その結果、事業地内の排水路につきましては、施工者が掘削し、現在は水が流れている状況でございますが、残されております過剰な盛り土が再度崩落する危険性と町道初め損壊した公共施設の修復という課題が残されております。このようなことから町では、早急に事業者の責任でこれらの課題が解決される方策を検討すべく、去る4月7日、役場内に対策本部を立ち上げまして、千葉県やその他の関係機関と協力し、事態の解決に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長(木村俊幸君) 私からは、1点目、教育環境についてのうち、酒々井中学校体育館改修に関する質問にお答えいたします。

酒々井中学校体育館の屋根の改修につきましては、財源確保の見通しがつき次第、速やかに実施したいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。
- ○こども課長(七夕夕美子君) 私からは、教育環境についてのご質問のうち、酒々井中学校グラウンド の拡張についてお答えをさせていただきます。

酒々井中学校のグラウンド拡張に関するご質問につきましてですが、用地購入の計画目標ということでございますけれども、地権者の方々のご協力を前提とする事業であることに鑑み、これを得られるよう適宜進めてまいりたいと考えております。本年度は補正予算で対応するのかというお尋ねでございますが、本会議に補正予算として不動産鑑定委託経費を提出しておりまして、用地購入の目途がついた際は、財源を確保し、予算計上させていただきます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、質問事項2点目の道路問題についての1点目、2点目、4 点目につきましてご答弁させていただきます。
  - 1点目の平成29年度社会資本整備総合交付金の交付率についてですが、道路改良事業は22%、防災安全事業が69%となっております。
  - 2点目の町道02-006号線における本年度の事業についてですが、1点目の質問でお答えしたとおり、 交付率が要望に対しまして22%であったため、財源が確保できないことから実施ができない状況であり ます。

4点目の町道尾上飯積線における飯積橋につきましては、橋の老朽化により、ご利用する方の安全を第一に考え通行どめとしております。通行どめに関する利用者からの苦情につきましては、正確な数字は把握できておりませんが、窓口及び電話での問い合わせは二十数件ほど寄せられています。また、橋梁の点検結果から緊急に措置を講ずべき状態であったため、通行どめの措置を緊急に実施したものであり、地元の皆様には安全を優先させていただいたことに関してご理解いただけたと考えております。

なお、当面は迂回路での対応となりますが、地元の飯積区より、せめて農耕時の軽トラックの通行が可能となるように配慮してもらいたいとの要望があったことから、新橋ができるまでの間利用できるよう、応急補修工事をなるべく早い時期に実施してまいります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 13番議員、竹尾忠雄君。
- ○13番(竹尾忠雄君) それでは、順次再質問させていただきます。

中学校のグラウンド拡張をについてですが、今のお答えでは、いわゆる計画は持っていないということでありますけども、私、この事業そのものがですね、財源的にもそうだし、年度も単年度の事業ではありませんが、やはりこういう事業をする場合はですね、当然計画をですね、用地買収に限らず、その事業全体のですね、計画を立てて進めるべきだと思うんですよ。じゃなかったら、なかなか進みませんよ。27年度、28年度と2年間用地買収しましたけども、全体の必要とする面積の2割ということであり

ますが、やはり事業計画をちゃんと立てて進めなければならないと思います。何よりも私、この問題は、平成21年の中学校の模擬議会で、生徒から危険だから改修してほしいという要望に対して、町長も危険なことについては承知しているということで生徒に約束したわけですね。25年までに行うという約束をしているわけですから、そしてはるかに今もう29年度です。これこのままだといつになるか、全く危険なグラウンドの改修にならないと思います。先ほど課長のほうからありましたけども、何か地主さんが協力しないみたいな形で言っていますけども、そんなこと言ったら地主さんに怒られますよ。地主さんのせいにするんじゃなくて、町のせいですよ。今のような答弁、地主さん納得しませんよ、撤回すべきだと思いますよ。これについてもですね、私思うんです。今年度の3月の議会で、町長の所信表明で施政方針演説でこう述べているんですね。教育文化施設の分野ということで、学校教育の充実、昨年度に引き続き中学校グラウンド拡張整備のために用地買収を進め、スポーツ環境の改善に努めてまいります。このように予算も計上しないで、施政方針、このようなことを述べている。やはり危険承知ですので、やはり危険なグラウンドの一日も早い改修のために、事業計画を立てて進めていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次に、道路問題についてでございます。先ほど課長のほうから社会資本交付金の事業、道路改良に関しては22%しかつかない、こんなような状況であるわけですけども、といいますと、私は、今取りかかっておる根古谷地先の道路、伊篠地先の道路、これの完成のなかなか見通しも立たない。大体ことし工事しますと全体の事業の何%なるのか、お尋ねいたします。2路線についてですね。

それから、(2) の消防署前から、いわゆる51号から296へ結ぶ006号線ということで、本年はそういう財源的な問題でつかないために計画はないというお話であります。では、お聞きしますが、昨年度はJR越えの設計やりました。私もまだその結果について聞いておりませんけども、いわゆる町が計画して用地買収が進めておる中央台1丁目から消防署前の道路計画、まだ全部用地終わりませんけども、一部用地買収しておりますけども、これとのいわゆるオーバーの場合、取りつけが可能なのかどうか。以前聞きましたけども、担当者の説明ではバーミヤンのほうから持っていかないと勾配がとれない、こういうような話も聞いております。議会で、3月議会で聞きましたけども、10%の勾配で設計を委託した。この10%の勾配で道路構造上の問題はないのか。そして、いわゆる中央台からの消防署までの道路との接続が、設計やった結果、可能なのかどうか、お聞きします。

次に、3点目でありますが、狭隘道路の問題、岩橋分校の入り口の3年前に1,200万で用地を購入して、この問題についてさきの3月議会でも指摘しましたが、この道路の工事については、先ほど町長の答弁にありましたけれども、今年度実施するということでありますけれども、それでは伺いますが、どのような工事をするのか。詳細についてお尋ねをいたします。

この道路用地の購入は、目的は狭隘道路の解消、そして排水の貯水施設用地としての取得をしたということで議会で答弁されておりますが、ということは、今年度狭隘道路の解消と排水の貯水施設の工事を行うのかどうか。工事内容について詳細をお尋ねいたします。

次に、町道尾上飯積線の交通どめについて、先ほど利用者から20件以上の苦情があった。地元説明会で理解が得られたと思う、こういうようなお答えでありますけども、私も飯積地区の地元説明会、5月23日のお話を聞きましたけども、皆さんけんけんがくがくだったそうですよ。何で廃止するんだ。そう

いうあれで、もう納得いかないというのが、多くの皆さんたち。私、先ほども言いましたけども、修繕をする。廃止じゃなくて修繕をするということでありますけども、まさに住民の声が多く寄せられ、飯積橋の廃止でなく修繕するようになったことは、私は当然だと思います。十分な周知期間もなく、説明会も開かず無謀な交通どめ、誰が考えても認められません。24日の臨時議会で初めて話がありましたけれども、回覧も回さない、こういうような話でありましたけども、自治会の会議で報告したからいいんだという、回覧を回すように言いましたら、24日に回覧がつくられました。私は、こんな無謀な交通どめに決裁をした町長の責任は重大だと思います。町長、これに対して反省しておりますか、伺います。お答えください。

次に、大きな3点目の馬橋地区の崩落事故についてお尋ねをいたします。町のほうから崩落事故につ いての説明が、昨年の9月に起きた事故、そしてその後の12月に起きた事故について、せんだっての4 月の臨時議会でも報告がありました。私も地元に、地元というよりも、いわゆる馬橋地区のですね、現 場も見てですね、そしてあそこに22件ほどが住んでおります開運団地がございまして、開運団地の皆さ んにもお話を聞きました。先ほど副町長のほうから過剰な盛り土により崩落したと。原状回復、再三勧 告しておる。さらに、崩落の危険性もある。そうだと思います、私も。今の勾配では、さらに危険、崩 落する危険がある。そして、何よりも住民の皆さんが心配しているのはですね、私、ここにいわゆる馬 橋の開運団地、6班なのですね、あそこは。その回覧をここに持っておりますけども、9月の18日に班 長さんが回覧を回した。その内容は、町役場への要望書の作成提出の件について、こういうようなこと ですね。この対応として、9月の14日に町に改善要望の連絡をした。しかし、担当者は、そのうちに自 然に水が引くでしょう、こういう見解だった。で、私たちに配られた資料にもありますけども、9月の 14日に開運団地の方から一報があったと。町の班長さんも町のこんな対応では困るということで、この ままでは進展が望めないと判断し、別紙要望書を作成し町に提出しました。皆さんには事前のお知らせ、 了解をとらずに実施しました。台風、雨情報により緊急性があることから先行実施しました。ご了解く ださいという回覧を9月の18日に回したんですね。書面での回答を要望するということで、その内容は、 対応、経過報告、具体的な諸施策の内容、埋め立て工事自体の内容、今回のさまざまな問題発生時の担 当窓口の連絡先、そんなようなことで班長さんが書面で町に提出した。

町のほうからは10月の19日、19日に班長さん宛てに回答がありました。これについても当然班長さんは、地域の皆さんに書面で回答要望がありました件について下記のとおり回答しますというようなことで、住民の方に、班の方にお知らせしております。そういう中で埋め立て工事自体の内容というようなことで、再生土による埋め立て事業として実施しているため、特に許可は必要ありません。事業者は、今後埋め立て工事等について、現在農地、水路等の関係機関、県、町と協議中です。工期についてはいつまでかという問いに対して、現在関係機関と協議中である、工期については未定であるというようなことで、回答を文書で班長さんに伝えております。

多くの皆さんが心配して、ある方が10月の8日にこんなようなことを書いてあります。役場経済環境 課の排水路閉鎖についての対策概要ということで、住民の皆さんにお知らせしております。既に皆さん ご承知のごとく開運団地北西部に埋め立てが行われており、山高く積み上げられた土壌の崩落で、排水、 給水口が塞がれ、先月上旬より低地部が沼地化されています。問題の深刻さを住民の総意として経済環 境課に訴えてきておりますが、経済環境課よりその後の状況説明がありましたので報告しますということであります。

そこで9月の26日に2人の環境課の職員と住民の皆さん12人以上ですので、半数以上の方が、その現場で9月26日に立ち会ってですね、町のほうに要望事項というようなことで、過去に3回の崩落により水路閉鎖で沼地化があり、厳しく監視、行政指導してほしい。水路の完全復旧はもとより、二度と同じ事故が起きないよう予防策について十分な配慮を願います、こういうような要望を現場で29日に行い、さらに10月の8日に同じ経済担当課から2人が見えて、地元の皆さんが数人で、10月の8日にもですね、要望事項ということで、前回同様水路の完全復旧、再発防止策の実施を強く要請しますというようなことで住民に知らせております。その最後に考察ということでこう訴えております。今回の事故でいろいろ勉強されました。北西部の埋め立てにより排水の出口がなくなり、当開運団地はちょうどすり鉢の底になり、暗渠排水管が命綱で、閉鎖されると水没することになります。昨今の異常気象では300、あるいは500とか降雨が頻繁にあり、今回の事故にはぞっとさせられました。公園前の路面まで水位が上がっており、水源地面積30ヘクタール、今回沼地面積2.7ヘクタールの上流の面積が約11倍もあり、降雨量の数倍の沼地水位の上昇力があり、もしも豪雨があれば当団地の浸水が出るおそれがあります。皆さん一丸となり暗渠排水管の水路を守りましょうというような、こんなようなことで住民の皆さんがそれぞれおっしゃっておりましたけれども、このような文書を住民の皆さんがつくって回しております。

そこで伺いますが、町長に伺いますが、今言われたようにあそこの地区ではあの排水路がないわけです。私も流域面積聞きますと約70ヘクタールから75ヘクタール、いわゆる県道、まがり家さんの県道のほうから入り口の信号のある県道のほうからネオポリス、JRを越えてネオポリス団地のほうから行くと70から75ヘクタールの流域がある。そこの水が当然その暗渠管に入ってくるというようなことですね。そういう点で住民の皆さんもここが排水路が、暗渠管がまさに命綱だとおっしゃっておりますけども、まず最初に町長にそういう認識はお持ちでしょうか、お答えを願いたいと思います。

そして、先ほど副町長のほうからお答えがありましたようにですね、原状回復についてですね、再三 勧告しているということでありますけど、いつから原状回復の勧告をしているのか、その時期について お尋ねします。そして、それは当然私、公文書で出していると思いますけども、どういう形で出してい るのか。いつ、そして公文書でちゃんと出しているのかどうか。まず、お聞きいたします。

とりあえず2回目の質問とさせていただきます。町長、ぜひ認識を。

- ○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。
- ○町長(小坂泰久君) 道路問題についてですね、飯積橋の通行どめについてでありますが、道路管理者として安全のために緊急対応を、緊急の処置として通行どめをしたということでございます。県のほうから通知があって、翌日にもうすぐ手続を開始したということでございまして、事故の未然の防止というのに最大限努めたところであります。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 副町長、飯塚光昭君。
- ○副町長(飯塚光昭君) 馬橋地区のですね、文書による指導ですけども、本年1月と5月に出しておりまして、その他口頭で何度も指導しているところでございます。

[「1月と5月ですね」と呼ぶ者あり]

○副町長(飯塚光昭君) はい。

〔「文書でね」と呼ぶ者あり〕

○副町長(飯塚光昭君) はい。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、質問事項2問目の道路問題につきまして幾つか再質問いた だいておりますのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の道路改良工事の関係でございますが、伊篠地区と根古谷地区についてということでございますが、手元に資料がちょっとございませんので、ここではちょっとお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

それから、2点目の町道02-006号線の関係でございますが、こちらにつきましてはJR線路の横断 工法の選定に当たりまして、この道路計画を進める上で基本的な要素でございますので慎重に検討する 必要があるというふうに考えております。

それから、3点目の町道1B-051号線の工事内容ということでございますが、こちらにつきましては、現道の一部拡幅と道路排水を処理するための排水施設の整備を予定しております。

[「貯水槽もやるということですね」と呼ぶ者あり]

○まちづくり課長(板垣一成君) 道路排水を処理するために施設、ためるところをつくるということを 考えております。

私からは以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 13番議員、竹尾忠雄君。
- ○13番(竹尾忠雄君) それではですね、今道路問題のことであります。道路問題の狭隘道路についてですが、今年度実施するということでありますけども、いわゆる買ったときの目的である狭隘道路の解消、いわゆる拡幅、そして排水の貯水施設を行うということでありますけども、これについてのですね、私、じゃいつ財源手当てするんですか。本議会には予算措置されておりませんけども、いつ財源措置されるのか、お尋ねいたします。私、聞くところによりますと、財源措置しないで維持管理費の中でやるということでありますけども、そういうことなのか。私、維持管理費の中でそこまでできるのかな、思いますけども、貯水槽まで維持管理の中でやれるのかどうか。いつやるのか、お尋ねをいたします。

それから、いわゆる狭隘道路の問題、岩橋分校の問題ですけども、これについて町長はですね、3月議会、私の質問に対して最後にこういうことを言いました。狭隘道路の岩橋分校の入り口の用地買収ということですが、これにつきましては狭隘な道路であった場所は家が取り壊され、そのとおりです、そしてさらに分譲の話が出ていたということで、このまま新しい家が建ってしまえば収用ができなくなってしまう。そういう状況で取得したんだ。決して無駄では、無駄なことをしたことではない。こういうように3月議会、町長最後に、私、反論できる機会がありませんでしたので、きょう反論しますけども、いわゆるこれはこの土地については、不動産屋さんが売り地でずっと出していた。しかし、売れなかった。当然です。道路沿いに幅狭く細長い道路ですから利用価値が余りありません。さらに、そこに家を

建てるとなれば、当然建築法からしてセットバックしなければなりません。ということは、私は建て売りやってもらったほうが、町が買わなくても狭隘道路の解消になります。反対側は既に新しい住宅が建ってセットバックしてありました。そして、町が買ったところだけがまだ家が建っていませんので、セットバックしておりません。ここに町長が言われたように建物が建てば当然セットバックするわけですから、4メーターの道路が確保されるし、狭隘道路の解消に。ですから、私は何も町が買わなくても、家が建てば狭隘道路の解消になったと。まさに無駄遣い。3年間もほっといてやっと今回やるということですので、目的に沿ってやるということでありますのでいいんですが、前回の反論をしておきます。これも本当に不可解なんですね。私、12月議会で質問したときには、当面今のままで拡幅しない、ことでありましたけども、選挙前で多くの皆さんから要望がされたんだと思いますけども、実施するということについてはよかったと思っております。

それから、先ほど2点目の006号線のJRの問題。重要な路線ですので慎重に考えているというふうにおっしゃいましたけども、いわゆる私、さっき質問しましたけども、1丁目からの消防署との接続、慎重を期して設計やったわけでしょう。その結果、取りつけが可能なのかどうか調査したわけでしょう。その結果で大丈夫なのかどうか、お尋ねをいたします。調査結果によって。そのために調査したんでしょう。お答えください。

町長から先ほど飯積橋の交通どめについてお話がありました。町の管理者としてですね、安全を確保するためにやったんだということでありますけども、私思いますけども、非常にやり方がですね、性急でですね、迂回の対策もとらずにですね、やったということについてですね、大変問題だなと思っております。そして、ここに私、酒々井町の狭隘道路の解消、修繕計画というものがありますけども、ここでですね、飯積橋の状況もうたってあります。飯積橋は25年、平成25年に、いわゆる修繕計画立てているんですね。その後は30年に修繕、その後34年に修繕という修繕計画が立っています。そこでお尋ねしますけども、町はですね、平成25年にですね、平成25年に経済緊急対策ということでですね、この酒々井町の橋梁長寿命化計画を前倒しして経済対策、国の経済対策が補正予算で2月に通ったということで、3月の、25年の3月の臨時議会で町長のほうから飯積橋を含む橋梁の修繕工事を予算化が9,600万提案されました。私思いますけども、じゃここで経済緊急対策で町は長寿命計画、橋梁の修繕、臨時議会で25年に提案されたとおりにやっておけば、こういうことがなかったと思います。そういう点でですね、本当に交通どめする仕方もそうだし、無謀だし、25年にせっかく国の予算を、ついてですね、町が補正予算を組んで25年度に繰り越して行う、こういうような提案理由の説明がありましたけども、結局はやらなかったために今回の点検で危険が指摘される、こういう中であったということで、私は二重の責任があるなというように思っています。

それから、馬橋地区の問題ですけども、先ほど副町長のほうからお答えがありましたけども、1月と5月に文書で出したという、改善命令出した。どういう回答があったのか。私、思いますけどもね、町の管理する施設がですね、昨年の9月に崩落して水路が埋まってしまった。そういう中で改修もしないでですね、町は次の下流での埋め立てについてですね、協議され、そのときになぜ、上流の部分の原状回復をさせてから下流の事業を認めるべきであってですね、その辺の町の対応。この問題については、多くの皆さんから指摘されております。特に私、ここに2月26日に佐倉市長熊公会堂で20名ほど皆さん

集まって、土砂の崩落に関する説明会を町に開かせました。そこでおっしゃっておりますけども、その議事録が、私いただきましたけれども、そこではですね、町のやること、業者がやることということでありますけども、ここには4月に工法を協議し、5月に上流を完成させる、こういうようにその会議で言っているんですね。6月に下流側の施工を完了する~(終了5分前のベルの音あり)~いまだに上流も下流も手がつけない中で、いわゆる埋め立て事業だけはやっていると、こういうような無謀なやり方についてですね、やはりもっときちっとした対応をすべきだと思います。町道の復旧工事、6月の下旬施工、完了というふうに長熊の皆さんに町からの回答が出ておりますけども、そういう計画でできるのかどうか。原状回復できるのかどうか。ここは多くの皆さんが、今交通どめで困っております。私は、交通どめのマニュアルをつくる必要があると思います。ぜひ飯積の経験、今回の馬橋の経験からしてですね、公道を交通どめする上での町としてのマニュアルをつくるべきと思いますけども、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

- ○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。
- ○町長(小坂泰久君) 飯積橋の通行どめにつきましてはですね、やはり緊急対応ということで、安全でないことがわかった時点でですね、交通どめをすると。それは当然の管理、指導管理者の責務でございまして、こういうことをしないのが不作為につながるということで、問題はいつもそういう状況になるわけでございます。そういう臨機の措置ということでしたものでございまして、これはむしろ適正であるということを思っています。

それから、ルール、議員がですね、思い込みによっていろいろご発言いただいているんですが、大崎の道路についても、あそこにもともと貯留機能を持つですね、つくらざるを得ないというのは、いわゆる既存宅で1軒の家があったのが、4戸か5戸かに分譲されました。本来であれば、それは流出抑制の対策をとらなきゃいけないんだけども、いわゆるルールの盲点でですね、そこまでの規定はしておりません。開発者は、許可者は県であると。そういう中で町としては、中川の下流で水害があるわけですので、総合的な治水対策ということで講ずる必要があるわけです。なかなか適地が見つからないところでですね、ちょうどそういう分譲の場所があって、一部は狭隘道路の改善と少しでも流出抑制努めるという思いの中でですね、やっているわけでございまして、一連のですね、考えの中であるわけでございましてですね、その辺はご理解をいただかないとですね、よくフェイクビラが出ますが、そういうことにならないようにですね、していきたいなと思っております。そういうことで私からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(佐藤修二君) 経済環境課長、芝野芳弘君。
- ○参事兼経済環境課長(芝野芳弘君) それでは、私からは馬橋の関係で上流が復旧してから下流のほうの事業を認めるべきではないかというご質問でございますが、本事業については、再生土という形で、 当面事業の許認可とか、そういったものは町でも出す、県でも出すというものではございませんので、 そういった形で事業のほうが始まってしまったものでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。

○まちづくり課長(板垣一成君) 私からは、道路問題の関係でございますが、町道02-006号線の関係でございます。繰り返しになりますが、JR線路の横断工法の選定に当たりましては、この道路の計画を進める上で基本的な要素であり、慎重に検討を進める必要があると考えております。

次に、町道 1 B-051号線のですね、財源につきましては、道路の維持工事費で対応することとしております。

なお、一時的に貯留する施設につきましては、土羽構造の簡易な掘り込み式のもので計画しております。

それと、あと工事がいつやるかということでございますが、ただいま準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

#### [何事か呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤修二君) まちづくり課長、板垣一成君。
- ○まちづくり課長(板垣一成君) その件につきましても含めまして慎重に検討する必要があると考えて おります。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。 ここで、しばらく休憩します。

(午前10時00分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午前10時10分)

## ◇ 地 福 美枝子 君

○議長(佐藤修二君) 通告順に基づき、次に14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番(地福美枝子君) 一般質問最後の日本共産党の地福です。皆さんもよくご存じの共謀罪が、テロ 等準備罪が、残念ながら数の力で強行採決されてしまいました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番(地福美枝子君) 私は、もちろん共謀罪反対の立場で署名だとかやっているわけですが、今後戦 争法とともにですね……

#### 〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番(地福美枝子君) この廃止のためにも野党の皆さんと一緒に頑張って廃止させていきたいという ふうに思っています。内心の自由までも処罰されるというような中身ですから、国民に本当に知らされている、理解されている法律ではないというふうに思っています。

さて、今回私は5点についてですか、質問を出しました。ただ、2つについてはダブっておりますので、幾らか回答をいただいた上で質問を、私としての質問をしていきたいというふうに思っています。

最初に、平和問題なんですが、過去何回か竹尾議員も平和問題についても質問しました。この件について、私のほうからもきょう質問したいと思います。ご存じのように昨年の11月7、8ですか、佐倉市で第6回の平和首長会議、これは国内の加盟都市の会議の総会なんですが、行いました。それは皆さんも、町長も当然ご存じのことですが、その点で首長会議について初歩的なこと、まず伺いたいと思います。この首長会議、この会議にはいつから加盟されたのか。その経緯と意義について、どのようにお考えなのか伺いたいと、まず思います。そして、加盟されて何年かたっているわけですが、この加盟後、具体化された平和事業というのはどのようなことをおやりになったのか。また、その酒々井町の平和事業の予算というのはどのように毎年立てているのか、伺いたいと思います。

次にですね、平和事業、その平和事業についてなんですが、まだまだ非常に認識が浅いなということがよく感じられるんですけれど、佐倉市は平和条例というのがあるわけですが、この昨年の佐倉市での第6回の首長会議においてですね、青少年平和と交流の支援事業というのが行われているわけですが、そこにですね、幾つか支援事業があるんですけれど、その中の広島平和セミナーというのがあるんですね。首長会議で支援事業やっていますから、ぜひですね、そこに職員を参加させて人材育成を行っていただきたいというふうに思っています。各市町村で平和事業といいますと、広島、長崎の視察団を中学生を送ったり、いろいろやっているようですが、まず私は、それはもちろんなんですけれど、人材派遣、人材を育成してほしい。その平和セミナー、昨年はたしか八千代市の職員が広島平和セミナーに参加しているというふうにちょっと見ましたけれど、ぜひその点ではどのようにお考えなのか。今後の平和事業についても伺いたいと思います。

次にですね、佐倉市の昨年の総会で、これもよく町長もご存じだというふうに思いますが、その平和 首長会議でヒバクシャ国際署名、これについて協力をすると、やりましょうということで決まりました。 以前の竹尾議員の質問にもそういう中身があったと思います、ご存じだと思うんですけれど。行政とし ての協力をしようということになっています、加盟の町ですから。ぜひ町長の署名、大きいものです。 町長が署名したと、平和について積極的に署名をしているということは非常に大きいことですので、ぜ ひ署名していただきたいと思いますが。

それと、役場内での具体的な行動も含めてですね、どのようにお考えなのか。たしか竹尾議員も聞いたと思うんですが、質問していますけど、改めてですね、町長の平和への思い、それをあらわしていただきたい、示していただきたいというふうに思いますけれど、いかがでしょう。

今回、昨年は6回の佐倉で行われたわけですが、この平和首長会議7回目は、ことし8月に行われますけれど、8月7日から10日、長崎で首長会議が行われますけど、参加されるんでしょうか。誰かを派遣されるんでしょうか。それとも不参加なのでしょうか。もうぜひ参加していただきたいと思いますけど、いかがでしょう。

次に、子育て支援について伺いたいと思います。これは何度も私も繰り返し質問をして、それなりに 町としてお答えいただいているんですが、最初に学校給食は何度か質問しました。当初の説明で、学校 給食費の補助をしますということで説明いただきました。内容を聞きまして、いろいろ思うことがたく さんあるので、また伺いたいと思いますけれど、その中にですね、今回は子供たちの学校給食費の補助 は第3子について補助しましょうということですが、一定の条件ということで、私も常任委員会のとき にも聞いたんですけど、改めてですね、質問の中で伺いたいんですが、一定の条件というのは、税金を納めている人、給食費をきちんと納めている人ということのように説明がありました。単に給食費を納めている人ということではなくて、税金というのはいろいろその他ありますけれど、その税金そのものも滞納者はだめなのか。給食費を滞納している人は受けられないのか。その点ですね、具体的にわかりやすくお話をしていただけたらと思います。税金はいろんな税金がありますけど、国保税もありますし、そういう税金を納めていればいいですということなのか。給食費を納めていれば対象になるのか、まず伺いたいと思います。

現在、学校給食法によって原材料費は保護者が支払うと、負担をするというふうに確かになっていますけど、今全国的に何度かお話ししたように、これまでもたくさんお話ししました。全国的に学校給食費全額補助をしているところ、部分的な補助をしているところ、さまざまです。国が補助を、給食費無償となっていませんから。ただ、全国的に広がっている中で、やっと酒々井町も学校給食に幾らか補助をするという動きになったことは本当に歓迎しているところですが、そこでですね、今回幾らか補助しますよという中で伺いたいんですが、酒々井町では食材に係る消費税ですね、どのぐらいになっているのでしょうか、伺いたいと思います。今8%ですが、食材費は親が負担するということにはなっているんですけれど、食材を購入するときに消費税、運搬だとかいろいろかかるわけですね。消費税がかかっているはずです。それも含まれた形だと思うんですが、その消費税はどのくらいになっているのか、調理に必要な光熱費とか配送費とかかかっていますので、その額をぜひ伺いたいと思います。

次に、就学援助の入学準備金の件も、これも何度か伺いました。今回はこれも共産党の議員が地方で、あるいは国会ででも大きな問題になって、回答、国会で出されました。入学金について倍近くの援助というふうになりまして、保護者についてですね、生活保護者、要保護の人については倍額になりました。酒々井町は国と同じような金額ですから、そのまま、倍の4万幾らに、2万幾らから4万幾らになったわけです。しかし、準要保護についてどうなっていくのか。同じように要保護の人はそうなっているわけですから、準要保護者についても同様な形でやっていくのか、改めて伺いたいと思います。準要保護については、平成17年に国からのお金負担というか、お金がなくなりました、廃止になりましたから、準要保護についても町の持ち出しになっているんですね。そういうわけで、でも保護者についてはそうするけど、準要保護については適用しないというわけにはいかないと思いますけれど、改めて同様に準要保護者についても増額、国が決めた増額に準備金がなるのかどうか確認をしたいと思います。

さらにですね、前回でもお話ししました。倍の2万幾らから4万円幾らになった、倍になったわけですから、非常に受ける人は助かると思います。しかしですね、前もお話ししたように小学校入学のとき、ランドセル3万ぐらいはするわけです。ですから、実際には6万ぐらいはかかるだろうと、平均的に、言われていますし、中学校は制服だとかかばんだとか、その他いろいろかかって8万、時には9万、7万から9万かかると言われている。しかし、国の補助金は4万なんですね、小学校も中学校も倍になったとしても4万台なんです。ですから、ぜひですね、町としての独自幾ら、でもですね、遠慮して言っていますけれど、増額を、上乗せをしてほしいというふうに思いますけれど、いかがでしょう。

次に、入学準備金の前倒しも全国で広がっています。これについても文科省は3月31日に通達で前倒し、それは考慮するようにみたいな通知がありますから、要保護については前倒しで準備を進める3月

には出せるようになっているはずなんです。そういう仕組みにしなさいと、出せるようにするようにみ たいな通達があるので前倒しができると思いますけれど、その辺は酒々井町として準備ができるのでし ょうか。要望についても同様に前倒ししてもらえるのかどうか、再度確認をしたいと思います。

次に、国保の問題です。国保はまだ準備期間なので、なかなかお答えできませんみたいなふうに当局から言われるんですけど、その準備段階の状況を聞きたいんですね。これは大きな問題になって、関係者、私も国保ですけれど、現在の国保の改革の流れから、県において1月と3月が県での運営協議会が開かれているんです。そこでですね、運営に当たっての基本的な考え方というのが話し合われているはずなんですね。それが示されていると思いますけれど、その概要を教えていただきたいというのと、現在、そして町としてはどのように基本的にそれについて考えているのか、何いたいと思います。

次に、国保で、次ですね、酒々井町の納付金の額、これは県へ払わなきゃいけない額です。あってもなくても払わなきゃ、お金を借りてでも払わなきゃいけないというのが納付金なんですけれど、基準保険料率を検討している状況だと、今ある現在の状況は、6月、7月あたりにその料率を考えているはずです。その状況と試算の公表をぜひしていただきたいと思います。その公表は、いつごろに実際になるんでしょうか。今試算をしているはずなんですね。具体的に市町村へ表示される、公表されて出されるわけですけど、今その状況で酒々井町への公表、市町村への公表はいつごろになるのか、伺いたいと思います。それが出なければですね、実施に至って、これが酒々井町の基準の保険料率ですと急に言われても議論することができませんので、ぜひその提示をして、今こういう状況でこういうふうになりそうだというようなことが出されなければ議論になりませんので、ぜひその辺の公表を、試算の公表をしてほしい。それがいつになるのか、伺いたいと思います。決まってからではなくて、ぜひ出していただきたい。私も国保の運営協議会の委員なんですけれど、ぜひ出していただきたいとも思います。

それと、その保険料率の最終的な決定権、これは県や国ではなくて酒々井町にあると思うんですけれども、その決定権ですね、町にあると思いますが、その点どういうふうにお考えなんでしょうか、伺いたいと思います。

最後のほうに2つほどダブっている、同僚議員が既に質問している2件なんですが、その1件が防犯ボックスについてなんですが、既に同僚議員が質問しているので、私も聞きました。その上で伺いたいと思います。まず、1つには、パトロールの件なども話がありました。3つの住宅地域以外にはどうしていくのかという不満があるというのは当然だと思うんですけれど、その点について改めて伺いたいと思いますが、まず私はこの防犯ボックスの聞いた時点で感じたことは、うちには今若い娘はいませんけれど、2時から10時までの活動時間というふうに聞いています。しかしですね、終電は10時ではないですから、ずっとその後あります。若い人たちが、若い女性が終電で帰る場合もありますので、ぜひ時間を改善していただきたい。もっと終電時間までにずらすなり何なりしていただきたいと思うんです。昼間の2時、3時、4時はとりあえずとしても、私はある人から聞いたんですが、終電に間近く帰る人で襲われて、声を聞いて飛び出したことがあるというふうに、私は以前に友人から聞きました。やむを得ず終電で帰る若い女性は、やっぱり防犯ボックスで、あそこに人がいる、いないでは随分違うと思うんですね。そういう点で時間のその改善をまずしてほしいなというふうに、時間を聞いてすぐ思いました。その点で改善の余地あるんでしょうか。ぜひしていただきたいと思いますけれど。

それとですね、これはたしか5年、県からお金が来てやりましょうということで町は、町では初めてということなんですが、酒々井町が初めて防犯ボックスをやるということなんですけれど、県の補助というか、県からお金が来なくなって5年間ですか、5年だと思うんですけど、その後どうする、しようとお思いなのか、どのようにしようとしているのか、先のことの計画を伺いたいと思います。

青少年交流センターについては、私でたしか4人目ですね。毎回取り上げていますし、毎回同じよう な回答を聞いています。今代理人同士で話をしているということで、なかなかその中身については説明 がありません。出来高払いで請求をしていくというようなこと以外に何の回答もないんですが、ただ誰 もが、議員のどなたもですし、町民の多くの人は、このままでいいのかということが非常にあると思う んですね。それでですね、私も3回、同僚の方がいろいろ質問して、もっともだという質問たくさんし ていました。全く質問者に対して私も同感なんですが、その詳細を、内訳を提示してくれと出したら、 町は支払ってくれるんじゃないかと思われるから、そういう請求はしないほうがいいというようなこと を言われたと町長は言っていました。しかしですね、そうすると、それで静観をしているということで した。どちらもお互いにアプローチがないまま、このままずっと日を過ごしていいのかというのは、ど うしても理解できません。やっぱり町長が動かないと、これは解決できないというふうに私は思うんで す。そういう点でこのまま静観して、いつまで静観しているんだ。どっちかが動くまで静観しているの かというと、らち明かないんじゃないかというふうに思うんですね。その点、最初に約束をした、契約 をした1,200万ですか、犠牲者、被害者は誰かという質問に対して、町と、それと利用者、利用予定者 だとお答えがありました。全く違うとは思いませんが、しかし私は、きのうの回答の中で、私もそうだ と質問の中で思ったのは、町、利用者というよりも、やっぱり下請業者じゃないか。お金がもらえない。 私も去年ですか、行ったんですけれど、電話かかってきて、ヤマロクの下請業者が年越せないと、お金 もらえないので、生活がかかっているわけですね、業者が。直接に被害があったのは下請業者じゃない かというふうに思います。払うべきものは払わないと、その下請業者が年を越せたかどうか、そこまで はわかりませんけれど、その辺でやっぱり町長は決断する必要があるんじゃないかというふうに思いま す。静観はいつまでするのか、いつまでなのか、何のめどもなく、このまま過ごすわけにはいかないん じゃないかというふうに思いますので、最初にまずその辺を町長のお考えを伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長(小坂泰久君) それでは、14番議員、地福議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の平和問題についてのご質問でありますが、平和首長会議の加盟につきましては、平和首長会議は、世界の都市が連携を築き、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、当町は平成22年3月に加盟をしております。

次に、具体化された平和事業についてということでございますが、町では戦争の悲惨さ、平和の大切 さについて、町民の皆さんとともに、みんなで再認識する機会として、毎年夏に平和事業として映画会、 朗読奉仕グループによる朗読会を開催しております。また、平成27年度より、広島、長崎両市への千羽 鶴の贈呈を行っております。

次に、広島平和セミナーへの職員の参加につきましては、今後検討してまいります。

平和首長会議への出席につきましては、今後日程等を踏まえ、判断をしてまいります。

最後に、ヒバクシャ国際署名についてでありますが、広島、長崎の悲惨な体験を再び世界の人々が経験することのないよう、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願い署名を行っております。

続きまして、3点目の国保の県単位化についてのご質問であります。国民健康保険の制度改正につきましては、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年4月から都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営を担うこととなります。現在千葉県では、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事務運営の公益化や効率化を図るために、統一的な国民健康保険の運営に関する方針の策定に向けて、千葉県国民健康保険運営協議会等から意見を聞きながら、骨子、素案の細部を検討している状況であります。町といたしましては、地域住民に密着して資格管理、保険給付、賦課・徴収、保険事業等を引き続き担うなど、県と町が連携を図りながら適切に対応していくことが重要であると考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 教育次長、大﨑智行君。
- ○教育次長(大崎智行君) 私のほうからは、2つ目の子育て支援につきましての3点についてお答えを いたします。

まず、学校給食費につきまして、教育委員会のほうでは現在第3子以降のお子さんに対する給食費を本年9月より免除すると、免除することとして事務を進めております。

次に、就学援助費につきましては、本年3月、国におきまして平成29年度要保護児童生徒に係ります補助金交付要綱が改正されたことに伴いまして、準要保護児童生徒の保護者に対する新入学児童生徒学用品費等の額を改定をいたしました。小学生に対しましては、1万9,900円から4万600円に増額をして支給することとし、また中学生に対しましては、2万2,900円から4万7,400円に増額して支給することとしております。

なお、前年度内に前倒ししての支給につきましては、今後課題を整理しながら検討してまいりたいと 考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 健康福祉課長、河島幸弘君。
- ○健康福祉課長(河島幸弘君) 私からは、3つ目の国保の県単位化の2点目についてお答えさせていた だきます。

平成30年度から町が県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率につきましては、現在国において国保事業費納付金等算定ガイドラインの見直しを行っているところです。千葉県の今後のスケジュールでは、県が算定するために必要な国からの仮係数の提示が10月中旬、また県から市町村への納付金の提示は11月ごろを予定されております。町では、県から示される標準保険料率等を参考に、近隣市町の動向や町国民健康保険運営協議会の意見等を踏まえながら、保険税の算定方法や税率などの算定基準の検討を行い、国民健康保険の安定した運営が図れるよう検討してまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 総務課長、大塚正徳君。
- ○総務課長(大塚正徳君) 私からは、4点目の防犯ボックスについての活動状況と今後についてお答え させていただきます。

防犯ボックスにつきましては、本年4月より事業を開始し、現在防犯ボランティア団体及び各自治会との合同パトロールや児童生徒、女性の帰宅時間帯に通学、通勤経路における見守り活動、街頭監視や声かけ等を実施しております。活動エリアは、中央台、東酒々井、ふじき野の3地区で、活動時間等は、警察官OBであるセーフティアドバイザー3名のローテーションにより、月曜日から土曜日の午後2時から午後10時まででございます。今後も公民連携により、地域の実情に合わせた効果的な防犯活動を推進し、児童生徒、女性を初め住民が安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。
- ○生涯学習課長(福田良二君) それでは、私からは、青少年交流センターにつきましての質問に対しま してご答弁申し上げます。

昨日も申し上げましたとおり、3月の定例会以降のヤマロクとの交渉経過につきましては、その後の動きはございません。繰り返しになりますが、12月定例会で答弁しましたとおり、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する。5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については近く示すということでありましたが、それ以降、相手方からの通知はございません。今後とも出来高精算によります目的物の引き渡しにつきまして、顧問弁護士と協議し、適切に対応いたしたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 14番議員、地福美枝子さん。
- ○14番(地福美枝子君) それでは、順番に再質問をさせていただきます。確認の部分もありますので、 よろしくお願いいたします。

まず、平和問題についてですが、先ほどの話に、ご回答であったのは、平成22年3月に加盟をしたということですから、もう5年、7年目になるということになりますが、その経緯と意義について何いましたら、ざっくばらんに言うとほかの市町村長も同じような回答をしています。当然の回答だと思うんですね。恒久平和とか核廃絶について、連携を持ってほかの市町村と、世界の国々と一緒に平和を求めていく、恒久平和を求めていくというのは当然のことだと思いますし、それについて別にどうこうはないんですけれど、次のですね、平和事業についてなんですが、全く変わっていないんですね、加盟後も、加盟以前はもちろん、以前から映画会やって、私、昔、朗読会に入っていましたけれど、朗読会やっています。ただ、毎年の予算もたしか聞いたはずなんですけど、予算も答えていただきたいと思います。毎年どのぐらいの予算を計上しているのか。要は予算が少ないからやることも小さいんですよねという

ことなんです。いろんなところが平和事業やっています。県内でですね、これは別の資料なんですけど、 先ほども触れましたけれど、視察団をやっているところは、大きな市ではやっています。酒々井町でそ こまでお金が、財源がないと言われれば、それまでですけれど。

またですね、先ほど言ったように、平和事業について、やっぱり人材育成を行うことが、まず先かなと、酒々井町では、思います。そういう理解がもっと深まることも必要じゃないかと思いますので、検討するということでしたので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですね。たまたまきょう引き出しに原水協の通信というのが、こちらの共産党議員団に、これはずっととっているものなんですが、この中で平和行進もことしも行います。毎年町への協力をお願いしているんですが、その平和行進の中でも平和問題について、いろいろ町への要請を行っているところなんですが、やっぱりその一つにですね、平和事業の充実というのをぜひ考えていただきたいと思うんです。私は、平和事業ではないですけど、中学生の海外にホームステイで行って、ますます充実しているというのは、本当に私は歓迎しているところなんですね。ですから、同じように海外に派遣しろとは言いませんけれど、中学生を何人かでもぜひ視察団を出していただければというふうに思いますし、その前にやっぱり理解がないと、町民だけではなくて役所の公務員の方々の理解も深めていただく中で、平和事業を充実させるということも必要かなというふうに思います。

それとですね、ヒバクシャ国際署名、町長知っているというふうに先ほどお答えになりましたっけ。 〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番(地福美枝子君) そうですか。いつ、どこでされたかわかりませんが、それはぜひしていただいたということで、前向きにいろんな面で平和の問題について考えていただきたいというふうに思いますが。

それでは、一歩進んでですね、ヒバクシャ国際署名に協力していく、行動もしていく。いろんな面で参加していくという、首長会議で決められたことですので、なかなかですね、役所、加盟している都市の中でもばらつきがありまして、残念ながら、積極的に署名をしていっているところもあれば、首長会議で政府に要請文を出すということが決まって、首長会議で要請文を政府に出しているんですけど、独自で市で出しているところもあるんですね。そういうところもあれば、首長自身が署名していないところもあれば、いろいろなんです、対応が。首長会議に千葉県の市町村全員、全部入っているんです。加盟はしています。しかし、全国でも県内でも対応はさまざまですけれど、せっかく国際署名、首長会議で全面的にこれを受けて一緒に行動しようと、協力をしていくということを決めたわけですからぜひ、前にも竹尾議員が要望しました、署名を役所にも置くということを考えていただきたいと思うんです。その国際署名なんですが、被爆者のその問題について非常に今進んでいまして、首長会議の参加もそうなんですが、それ以外に国連で、きょう6月15日から会議が、ニューヨーク国連で第2回目の会議がされます。多分6月15日から7月7日までですか、多分最終日に非核の署名が集まったのを今度は持っていっているわけですが、それが今度は非核条約、禁止条約が採決されるだろうという公算が大きくなってきています。多分7月の7日が最終日ですけれど、その最終に国連で核兵器禁止条約が採決されるのではないかという、今状況に来ているんですね。そういう中で酒々井町も核兵器は廃絶しようという思

いで首長会議に参加されているわけですから、そういう立場で行動していただきたいというふうに思いますので、ぜひ8月のその首長会議、今度は7回なんですが、その長崎で行われる日程を調整して、ぜひ参加していただきたいと思います。平和行進・成田・酒々井実行委員会でも必ず代表を送ろうということになっているんですね。お金を、カンパ集めたりして、その中で代表、毎年送ろうというふうにしています。今回は長崎にその首長会議があるようですが、ぜひその首長会議に基づいて行っていただきたいと思います。

平和についての最後の質問なんですけれど、酒々井町、この加盟ですね、メンバーシップ納付金というのがあります。酒々井町はメンバーシップ納付金というのは幾ら払っているんでしょうか。一応基本は2,000円なんですが、もちろん2,000円だけじゃなくて何万も払っているところもあれば、別に金額は2,000円以上で、はっきり決まっているわけではないんですが、一応2,000円となっていますけど、その納付金、メンバーシップ納付金が幾ら払われているのか、ちょっと伺いたいと思います。

酒々井町は非核平和都市宣言をしていません。平和都市宣言はしていますけれど、非核がついていないんですね。非核宣言自治体協議会に加入していれば、この納付金は免除になるんだそうです。酒々井町は非核都市宣言していませんので免除の対象にはなりませんけれど、その辺、メンバーシップ納付金、幾らお払いなのか、伺いたいと思います。

次にですね、子育でについて伺いたいと思います。先ほども言ったように、今回もう本当にはっきり言ってわずかな一歩でも、でも補助を出すと、やっと動き出したかなというふうには思います。しかし、非常にこれ対象者が少ないというふうに思いました。66人でしたっけ。酒々井町に小学生、中学生、一体人数何人ぐらいいるんでしょうか。1,500人か600人かはいると思うんですけど、そういう中の66人、第3子ですから、この間聞いたように大学生、高校生、中学生、中学3年生が第3子で、中学3年生については免除になる、対象になるというふうに聞きました。しかしですね、その対象者が非常に少ないのと、滞納している人は対象にならないということです。ここが私、非常にひっかかるところなんですが、滞納している人ほど免除、補助が必要なんじゃないでしょうか。そういう点でこれからですね、いろんな補助金、支援、就学援助、子育て支援をするときに条件をつけないで、私は小学校、中学校に通わせている保護者に、学校給食費の何%からでもいいですから補助をしていただきたいというふうに思っていますので、それを考慮していただきたいと思いますが。

それとですね、なかなかその数字を、最初から通知をしていない、通告をしていないからでしょうか、消費税の話をしました、何いました。大体その書類でわかると思うんですが、材料費にかかる消費税は幾らぐらいになるのか、わからないんでしょうか。今ここではわからないならわからないと。でも、帰れば、当局へ帰れば資料見ればわかるはずなんですね、後で教えて、わからなければですよ、教えていただきたいと思います。なぜ聞くかというと、消費税分だけ補助するというところがあるんですね。消費税分ぐらいは、まあいいでしょうと。消費税は原材料費とは違いますから、ある意味では当然のことなんです、消費税分を町が、市が払うというのは。残念ながら消費税分だけは免除します。そうすると、幾らか学校給食費が下がるのかどうかわかりませんけれど、そういう点でですね、消費税がどのくらい材料費にかかっているのか、伺いたいと思います。恐らく今回約230万ですね、学校給食費で免除をできる対象66人かな、ぐらいで約230万ぐらいになるというふうに説明がありましたから、消費税はその

くらいなのか、もっといくのか。その辺はちょっとわかりませんので、要は対象が少ないのと、それから条件をつけるべきではないんじゃないか。少なくとも一定の条件抜きにして第3子は免除しますということから考えていただければ、どのぐらいの額に膨れ上がるのかわかりませんが、ぜひそういう形で今後行っていただきたいというふうに思います。生徒数がわかれば教えてください。

それと、準要保護についても要保護と同様に、入学準備金はその額で行うし、前倒しも当然要保護と同じようにするという考えでよろしいのかどうか。3月31日、文科省の通知文書で前倒しはいいですよと、してくださいということで、検討するということになったんで、検討するというよりも、できると思うんですね。検討は当然、検討してすぐできることだと思いますので、実施をしていただきたいと思います。要保護者についても同様の対応していくのか、改めて確認をしたいというふうに思います。

それとですね、今度は国保なんですが、先ほどお答えいただきました。ちょっと先のほうで示すので、 なかなかお答えがというふうにはみたいな話だったんですが、ただですね、国保の県単位化に向けての 問題ですけれど、実際に運営協議会のその状況など、実際にはその方針ですか、ちょっと県が入ってい るんですね。県の運営方針、骨子、先ほどもおっしゃっていましたね、骨子、素案、これをぜひ示して いただきたかったんですね、骨子、素案が出ていると。その骨子、素案の中にですね、いろいろあるん ですが、基本的な考え方、総論ですね、持続可能な国保の運営を目指していく、そうでしょうけど、そ の中でですね、保険制度の維持が第一で、実際にはですね、協力をしていくというか、そういう中身が あるんですね。住民の命と健康を守る社会保障制度としての視点が非常に抜けているという、欠落をし ているという中身があります。今後の取り組みとして、あくまでお互いに相互、お互いに協力し合って やっていくと、国と、払うほうとですね、両方。そういう点で保険制度の維持が何といっても第一だと いうような中身に実際にはなっているということが、非常に私はひっかかるんです。そういう立場で町 も行っていくんでしょうか。助け合いの制度であるということが、基本的な考え方の中に入っているん です。社会保障制度としての理論というか全くないんで、国保は社会保障制度の一つということになっ ているはずなんですが、それが今回は助け合いの制度であることを自覚しと入っているんです。これは 違うんじゃないんでしょうかというふうに思います。骨子や素案の中で出されている基本的な考え方の 中にあります。ですから、そういう立場で町も考えているんだとしたら、ぜひそれは町として主体的に 町民の社会保障制度として国保を考えていくという立場をとっていただきたいと思うんですけれど、そ の辺はどうでしょうか。

それとですね、不要不急の時間外受診を差し控えるなど適切な受診に努めなさいと、県民の、対してですね、役割として入っているんです。不要不急の時間外受診を差し控えろといっても、医者ではないので緊急であれば行きますよね、受診します。そんな判断は、一般の医者でもない私たちはできないですから、それを控えなさいというのは、これもおかしいんじゃないかというふうに私は思いました。いろんな点でですね、基本的な考え方の中に社会保障制度としての考え方が欠落をしていると、私も思います。文書の中でそういうようなことが書かれてあるので、非常にそれは思いました。ただ、酒々井町で、私はいつも褒められるんです。私が褒められるんじゃないんですけど、資格証明書出していない酒々井町はすごいと私は言われるので、私は本当にそれは頑張って何とか資格証明ですか、資格証を出さないということは、本当に評価したいと思うんで、それはほかの市町村の方々からも言われることなん

です。それは私もきちんと表明をしています。ただしですね、今回国保は県になっていくという中でですね、千葉県はですね、短期保険証や資格証明書を出す、交付するという点ではね、首都圏ではワースト1位なんです、出しているんです、いっぱい。そういう中で今度県の国保が、県に運営が移るということになるわけですね。そういうことからすると、一体町はどうなるんだろうかというふうに非常に心配をします。そういう点でですね、酒々井町の姿勢のあり方、なかなか大変だとは思うんですけれど、でもやっぱり町民の健康を守っていくということを考えていくと、決定権はあくまで酒々井町にありますし、酒々井町が本当に町民の健康を守るという立場を堅持していくということで考えていくのか。ぜひその点で、改めて今県が出している運営方針、その問題点についてどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

次にですね、防犯ボックスなんですが、ほかの方も聞いていましたから改めて私は聞いたので、答えが用意されていないからやむを得ないのかなと思いましたが、これは大きな問題なので、ぜひ何らかで、町長ご回答いただきたいんですけれど、改善の余地はあると思うんです、防犯ボックスの時間帯ですね。終電車10時で終わりません、さっきも言ったように。もっともっと遅くなるんですね。そのときに帰ってくる若い女性、若い女性に限らないですけれど、そういうことを考えると時間帯を考慮してほしいというふうに思いますけど、改善してほしいんですが、検討されるのかどうか。しますなんて言えないと思うんですけど、検討する意思があるのかどうか、聞きたいと思います。

それと、この補助は5年間とたしか聞きました。その後どうするのかということは考えていないのか。継続するのか、やめちゃうのか。町として、町の事業として何らかで考えているのか。その辺は全く5年後なんて考えていないのか。その辺は再度伺いたいと思います。ということで、2回目の質問は終わります。

- ○議長(佐藤修二君) 町長、小坂泰久君。
- ○町長(小坂泰久君) 国保の県単位化ということについてはですね、やはり町のほうとしても非常に注 視しているところでございましてですね、その辺については慎重にですね、いろいろその意見も述べる などしながらですね、やっていきたいと、こう考えております。

そういうことと、もう一つはですね、防犯ボックスについてなんですが、まずは今ことし4月から本格的に始めたところでございますので、その抑止効果といいますか、それをきっちりとその地域で出るかどうか。それを私どもはまず検証していきたいなと、こう考えております。でありますので、5年後はどうするんだというお話でございますが、これはそういう状況を見ながらですね、今後の検討、今後検討していくこととなりますが、顕著な効果があればですね、県の補助がなくても町としてはですね、住民の安全、安心のためにですね、これはすぐやめましたというわけにいきませんので、継続の方向になると思います。まずは、犯罪抑止効果がどういうことに出てくるのかを、余り手を広げないで、この地域に限定した中で効果を見ていくというのも一つの考え方かなと思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤修二君) 企画財政課長、岡野義広君。
- ○参事兼企画財政課長(岡野義広君) 私からは、1番目の平和問題につきまして、事業関係の予算と、あとメンバーシップの納付金というようなお話があったかと思いますけども、予算化につきましては、

DVDの購入費が2万円と、また折り紙等、さっき千羽鶴の贈呈等を行っていまして、実際には千羽鶴といいましても4,000羽等つくっておりますけども、それにかかります消耗品等で数万円の事業費と現在はなってございます。

また、メンバーの被爆者関係の署名の関係でございましょうか、記憶にございませんので、メンバーシップ納付金については多分予算化されてもございませんし、お支払いもしていないということで、多分請求も来ていないということで、加盟の仕方が違うのか、署名はしていますけども、どうなっているのかというのは、ちょっと承知していないところでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤修二君) 教育次長、大﨑智行君。
- ○教育次長(大崎智行君) それでは、私のほうからは、子育て支援の関係についてお答えいたします。 まず、小中学校の児童生徒数でございますけれども、4月1日現在でありますけれども、小中合わせ まして~(終了5分前のベルの音あり)~1,519名でございます。

それから、消費税のほうですが、きちっとした積算はしておりませんけれども……

- ○議長(佐藤修二君) 答弁者に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、答弁は簡潔にお願い します。
- ○教育次長(大﨑智行君) 賄い材料費の予算額が9,000万円ほどでございますので、そこから推測しますと約700万円程度になろうかと思います。

それから、今回その給食費の助成ですけれども、町の単独事業ということで、一般財源を使って実施するというようなことで条件とさせていただいたものでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤修二君) 14番議員、地福美枝子さん。
- ○14番(地福美枝子君) 回答がなさそうですので、いろいろ問題はあるんですけれど、考える余地というか、検討する余地をたくさん持っていただきたいなというふうに思います。私は、学校給食費については、本当に初歩の初歩だというふうに思います。今聞いたように消費税が700万、そうです、8%ですから、結構何百万かなというふうに思いました。これは本来なら町が払うべき消費税は、町民が負担するべきものじゃないので、少なくともそこの部分ですね、考えていけば、もっともっと学校給食費補助できる余地は、町民からするとあると思うんですね。そういうところも考えて、前向きにぜひ考えて、膨らませていただきたいというふうに思いますが。

それとですね、平和問題については、今本当に過渡期というか、非核、核兵器の禁止条約が採択され そうな状況になっていますので、平和問題について、ぜひ町長は、これから7月14日ですか、平和行進 があるんですけれど、ぜひ出ていただきたいと。いろいろ都合もあると思うんですが、そういう面でで すね、平和事業に対する予算措置も大きくしていただきたいというふうに、ぜひ考えていただきたいと 思って要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(佐藤修二君) それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了いたしました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。 これで一般質問を終了します。 ここで、しばらく休憩します。

(午前11時08分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時20分)

◎議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号及び議案第5号一括審議

(委員長報告及び質疑・討論・採決)

○議長(佐藤修二君) 日程第2、議案第1号及び議案第2号並びに議案第4号及び議案第5号を一括議 題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、平澤昭敏君。

〔総務常任委員会委員長 平澤昭敏君登壇〕

○総務常任委員会委員長(平澤昭敏君) 総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案第3号委員会担当分野につきまして、審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、6月9日、本委員会委員全員、副町長、参事及び関係課長の出席を得て開催しました。 慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと 決定しました。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤修二君) 次に、教育民生常任委員会委員長、御園生浩士君。

〔教育民生常任委員会委員長 御園生浩士君登壇〕

○教育民生常任委員会委員長(御園生浩士君) 教育民生常任委員会の報告をさせていただきます。教育 民生常任委員会に付託されました議案第3号委員会担当分野、議案第4号、以上2議案につきまして、 審議の経過と結果をご報告いたします。

本委員会は、6月8日に本委員会委員全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得て開催しました。

慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は、全員賛成により原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

以上です。

○議長(佐藤修二君) さらに、経済建設常任委員会委員長、小早稲賢一君。

〔経済建設常任委員会委員長 小早稲賢一君登壇〕

○経済建設常任委員会委員長(小早稲賢一君) 経済建設常任委員会報告。

経済建設常任委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号(委員会担当分野)、以上3議案につきまして、審議の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月8日に本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得て開催しました。 慎重審議の結果、本委員会に付託されました議案第1号及び議案第2号は全員賛成により可決、議案 第3号については賛成少数により否決すべきものと決定しました。

審議結果、参考に申し上げますと、議案第3号につきましては、賛成1、反対3で否決となりました。以上です。

○議長(佐藤修二君) 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は。ありませんか。

4番議員、那須光男君。

- ○4番(那須光男君) 経済建設委員会の付託された第3号議案について、補正予算のどの点がまず問題になったのか。その論議については、ほかの議員は全くわからないわけですけど、その辺支障がなければご説明いただきたいと思います。
- ○議長(佐藤修二君) 経済建設常任委員長、小早稲賢一君。

[経済建設常任委員会委員長 小早稲賢一君登壇]

○経済建設常任委員会委員長(小早稲賢一君) 4番議員にお答えいたします。

6月8日、経済建設常任委員会の担当分野につきまして、議案第3号、歳出7款土木費、3目の道路維持費、工事請負代金3,500万円について、委員会の経過を申し上げたいと思っています。執行部による駐輪場の整備については、管理人がいない屋根つきの駐車場で機械がロープをかける形、形式で管理する駐車場とのことであります。駐車台数は約300台。整備費用の総額は、中央台側、西口駐車場、約1億円とのことであります。当初予算としては3,500万円ということで、補助金に該当する金額をまず計上したということでございます。完成時期については、来年度の完成を予定しております。設計については、これから詳細設計ということであります。また、経済建設常任委員会委員からの意見につきましては、全体計画としての工期の計画、そして予算の根拠をつまびらかにしてほしいと。また、整備費用が高過ぎるのではないか、もろもろの問題で不透明なところが多い、そういった点で反対が多くなっております。特に資料や情報が少ないという意見が多うございました。

以上、委員長答弁とさせていただきます。

○議長(佐藤修二君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は 起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり同意されました。

次に、議案第4号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

## ◎発議案第1号

(趣旨説明・質疑・討論・採決)

○議長(佐藤修二君) 日程第3、発議案第1号を議題とします。

初めに、発議案第1号の提出者であります小早稲賢一君の趣旨説明を求めます。

15番議員、小早稲賢一君。

〔15番 小早稲賢一君登壇〕

○15番(小早稲賢一君) 発議案第1号、道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める 意見書の提出について。 上記議案を別紙のとおり酒々井町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月15日。提出者、酒々井町議会議員、小早稲賢一、賛成者、酒々井町議会議員、竹尾忠雄議員、同じく酒瀬川健一議員、同じく須藤伸次議員、同じく内海和雄議員。酒々井町議会議長、佐藤修二様。

趣旨説明につきましては、文章を読ませていただきたいと思っております。

道路整備事業に係る国庫補助・交付金事業の財源確保を求める意見書。

広域幹線道路を補完する地方道路は、地域の生産性向上や活力向上、産業・物流拠点や自然・観光・文化などの地域資源との交流ネットワークを形成するなど、多岐にわたり果たす役割は大きい。また、防災・減災対策の観点から、緊急車両の通行や災害時の避難道・支援物資の輸送路等、安全で安心な暮らしの実現に向け、道路整備は一層重要となっている。当町においても町道02—009号線における歩道整備や無電柱化事業を始め、国道から町道に至る各種の道路整備事業に対する町民の要望は、極めて強いものがある。

地方道路の整備においては、国庫補助・交付金制度を活用することを基本として事業が進められている中、地方の自主性・裁量性により、地域の生活に密着した道路の整備を安定的に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が平成21年4月30日に施行されたが、特例措置による補助率かさ上げが平成29年度で期限を迎える中、地方の厳しい財政状況を考慮すると安定した道路財源の確保は急務となっている。

よって、本町議会は国に対し、地方道路の早期整備に向けた支援として、下記事項について、その実 現を強く求めるものであります。

記

- 1、国庫補助制度のさらなる拡充を図ること。
- 2、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に基づく特例措置による補助率かさ上げの期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、国土交通大臣、石井啓一殿。酒々井町議会議長、佐藤修二。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤修二君) 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) なければ、討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、発議案第1号は可決されました。 ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前11時40分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時00分)

◎発言の訂正

○議長(佐藤修二君) 企画財政課長より訂正がありますので、発言を許します。 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長(岡野義広君) 議長からお許しいただきましたので、先ほど地福議員からご質問受けましたですね、平和首長会議のメンバーシップの納付金につきまして訂正をさせていただきます。 昨年度までは免除ということで、調べたらですね、させていただいたんですが、ことしはですね、通知が来ましてですね、請求みたいのが来ましてですね、その関係で2,000円ということでお支払いをし

以上でございます。

◎日程の追加

○議長(佐藤修二君) それでは、お諮りします。

たということで訂正をさせていただきます。

ただいま町長、小坂泰久君から議案第6号ないし議案第15号が提出されました。これを日程に追加し、 追加日程第1とし、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号ないし議案第15号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

◎議案第6号ないし議案第15号

○議長(佐藤修二君) 追加日程第1、議案第6号ないし議案第15号の提出者であります町長、小坂泰久 君から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

## [町長 小坂泰久君登壇]

○町長(小坂泰久君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、本日追加議案として上程いたしました10議案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第6号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。平成29年度酒々井町一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算63億9,967万8,000円に、歳入歳出それぞれ3,424万1,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,391万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の内容につきましては、さきに撤回いたしました議案第3号、平成29年度酒々井町一般会計補正予算(第1号)、総額6,924万1,000円から、歳出では、土木費のうちJR酒々井駅西口駅前駐輪場整備事業に係る施設整備工事費3,500万円を、また歳入では、国庫補助金1,240万円、財政調整基金繰入金590万円及び町債の土木債1,670万円をそれぞれ減額するものであります。このたびのことにつきましては深くおわび申し上げますとともに、本補正予算についてのご議決を賜りますようお願いを申し上げ、議案第6号の提案説明といたします。

続きまして、議案第7号は、財産の取得についてでございます。酒々井町学校給食センターの真空冷却機を経年劣化に伴い更新するため、去る6月13日に制限つき一般競争入札を実施した結果、日本調理機株式会社が落札し、同社と1,023万8,400円で仮契約を締結したところです。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号ないし議案第15号は、いずれも農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本件につきましては、さきに提出いたしました議案第2号、酒々井町農業委員会委員の任命に係る認定農業者等の過半数要件の例外適用につき同意を求めることについてが本日可決されましたので、非認定農業者4名を含む8名の者を農業委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、現農業委員会委員については、平成29年7月19日をもって任期満了となりますので、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるものとして、議案第8号については石渡潤一氏、議案第9号については木我恭子氏、議案第10号については飯田隆男氏、議案第11号については石橋義弘氏、議案第12号については京増孝一氏、議案第13号については宮田早苗氏、議案第14号については相京文夫氏、議案第15号については綿貫清氏を、それぞれ農業委員として任命しようとするものでございます。

以上が追加の10議案に係ります提案理由の説明でございます。よろしく慎重ご審議、ご決定くださいますことをお願い申し上げる次第です。以上です。

○議長(佐藤修二君) 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。よろしいですか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番(竹尾忠雄君) 1点だけお聞かせ願いたいと思います。議案7号でございますが、財産取得でございますが、契約方法といたしまして制限つき一般競争入札ということでありますけども、入札参加数は何名だったんでしょうか。予定価格の何%で落札されたのか、お聞かせください。 以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤修二君) 学校教育課長、玉井淸人君。
- ○学校教育課長(玉井淸人君) 今手元に資料がございませんので、はっきりしたことが言えないのでございますけども、会社については4者ということで、入札率については、ちょっと今確認できておりません。
- ○議長(佐藤修二君) よろしいですか。 13番議員、竹尾忠雄君。
- ○13番(竹尾忠雄君) 4者ということでありますけども、入札率については手元にないということなんです。ぜひ今後、提案するわけですから、それらの資料については、提案者としてですね、ぜひ説明できるように用意をお願いいたします。後でお聞かせ願いたいと思います。 以上です。
- ○議長(佐藤修二君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤修二君) それでは、質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 討論、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) なければ、これで討論を終わります。 これから、採決を行います。 採決は分割して行います。 初めに、議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり同意されました。

さらに、議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(午後 1時15分)

○議長(佐藤修二君) 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時20分)

# ◎議案第5号の再採決

○議長(佐藤修二君) 議案第5号について除斥の対象となっていたことから、改めて採決を行いたいと 思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤修二君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号について採決しますので、地方自治法第117条の規定により、内海和雄君の退場を求めます。

〔8番 内海和雄君退場〕

○議長(佐藤修二君) それでは、議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(佐藤修二君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

〔8番 内海和雄君入場〕

◎閉会の宣告

○議長(佐藤修二君) 以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。 平成29年第3回酒々井町議会定例会を閉会とします。

(午後 1時23分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

 議
 長
 佐
 藤
 修
 二

 署
 名
 議
 負
 竹
 尾
 忠
 雄

 署
 名
 議
 員
 地
 福
 美
 枝
 子